

関西看護医療大学紀要

Bulletin of Kansai University of Nursing and Health Sciences

巻頭言	
古川秀敏	1
特別寄稿	
助産師のコア・コンピテンシー<倫理的感応力> 一人間の誕生に携わる助産師のなりわい生命の意味からの問い— 松村恵子	3
研究報告	
助産師がかかわる「思春期の性教育」に関する文献検討 永峰啓子	14
その他	
クリスティアン・ヴォルフの心身論 —二元論から一元論へ— 山本道雄	26
その他	
本学における英語教育の取り組み —グローバル社会に生きる学生のために— 西垣有夏	37
その他	
私の国で圧倒的な暴力が起きているとき、私には何ができるのか —心理職として活動を振り返る— 花村カテリーナ	41
業績目録	51
関西看護医療大学紀要投稿規程	58
編集後記	60

巻頭言

関西看護医療大学看護学部
入試委員会委員長

教授 古川 秀敏

2006年の創設以来、本学は地域社会で活躍できる人材育成を目標としてきました。看護師、保健師のみならず、2013年には大学院を開設し、助産師の育成にも尽力してきました。創設から17年を迎え、その間、社会の情勢は日に日に変化しています。本学では創設以来、病院や施設での療養から地域での療養へと医療のスタイルが変化する中、診療の補助業務だけでなく、看護診断を軸にして患者様や利用者様を生活者としてとらえ、生活の質の向上を目指した知識と技術を有する人材の輩出に邁進しています。

時々刻々と変化する社会情勢の中、時代のニーズに対応できる看護師育成のため、その入り口である入試制度においても本学では様々な入試区分を準備してきました。2018年には淡路島内地域密着型入学試験を新設し、淡路島内に籍を置く受験生に対して地域の医療機関と連携し授業料を4年間免除し、真に地域に貢献できる人材の育成を始めました。この淡路島内地域密着型入学試験は2023年度入試より、淡路島に貢献できる優秀な人物をさらに募集するために淡路島以外の地に籍を置く受験生においても門戸を広げました。さらに、2020年には面接と集団討議によりアドミッション・ポリシーに合致した人物評価を行う全国でもユニークな試験であるAO型試験を新設しました。このように、本学は時代の要請に応える努力を続けています。

当然ながら、本学の教職員も自己研鑽を怠らず業務に励んでいます。教育内容や教育方法の改善のための全学的な研修であるファカルティ・ディベロップメント活動や教育研究活動の適切で効果的な運営を図るために必要な知識や技能の修得、そしてその能力や資質向上のための研修であるスタッフ・ディベロップメント活動を行っています。この紀要には、本学教員が行った研究のほか2022年度における教員の業績も記載しています。業績には、研究業績のみならず、地域社会や学会等での活動も記載しております。ご高覧いただき、本学についてご理解を深めていただければ幸いです。

特別寄稿

助産師のコア・コンピテンシー<倫理的感応力> —一人間の誕生に携わる助産師のなりわい生命の意味からの問い—

Core Midwife Competency <Ethical sensitivity>: Questions About the
Meaning of Life from the Perspective of a Midwife who Attends Childbirth

キーワード：助産師, コア・コンピテンシー, 倫理的感応力

Keywords：Midwife, Core Competency, Ethical sensitivity

松村恵子

関西看護医療大学大学院 看護学研究科 母性看護・助産学分野

Keiko Matsumura

Kansai University of Nursing and Health Sciences, Graduate school of Maternal Nursing and Midwifery

I 助産師のコア・コンピテンシー<倫理的感応力>問いのはじまり

助産師の定義と理念について表1に示した。この定義と理念を具現する助産師のコア・コンピテンシーは、日本の助産師に求められる必須の実践能力であり<倫理的感応力>・<マタニティケア能力>・<ウィメンズヘルスケア能力>・<専門的自律能力>という4つの要素から構成される。これらの要素は表2に示した「助産師の倫理綱領」および「助産師の役割・責務」に関する実践内容を反映する。<倫理的感応力>についての解説¹⁾では『助産師は、対象一人ひとりを尊重し、そのニーズに対して倫理的に応答する』としている。助産師は、対象となる一人ひとりの女性と子どもおよび家族を尊重し、敬愛と信頼に基づく相互関係を基盤として活動することによって、生命の尊重・自然性の尊重・智の尊重という助産師の基本理念を、行動として具現化する専門職である。そのために助産師には、対象となる女性と子どもおよび家族の生命や人間としての尊厳と権利を最大限に尊重するために相手のニーズを的確にくみ取り反応する能力、女性と子どもおよび家族との間に信頼関係を築きつつ平等で最善のケアを提供する能力、女性と子どもおよび家族に関する情報の保護を徹底しケア対象者のプライバシーを守る能力が求められている』としている（公益社団法人

日本助産師会 助産師のコア・コンピテンシー2021)。

この助産師に求められる実践能力<倫理的感応力>は5つの要素で構成され、①知ること、②共にいること、③誰かのために行うこと、④可能にする力を持つこと、⑤信念を維持することについて一般目標、行動目標、評価時期が明記²⁾されている（公益社団法人 日本看護協会 新卒助産師研修ガイドp38,2012. 助産実践能力習熟段階[クリニカルラダー]活用ガイドp36,2022)。<倫理的感応力>について広辞苑(2018)で³⁾調べてみると、倫理的と感応力が熟語の<倫理的感応力>という用語は見当たらない。国内の学術論文を探しても<倫理的感応力>という用語を用いた研究論文は見当たらない。広辞苑(2018)では³⁾ 倫理的とは「倫理の法則に従うさま」とあり、感応とは「心に感じこたえること」とある。また<感応道交>という用語が示されており「直接の接触はないものの間に反応が起こり通じ合うこと等」とある。他の哲学辞典、心理学辞典、倫理学辞典、社会学辞典等々、関係すると考えられる辞典で探しても見当たらない。唯一、「感応力」という用語が記述されていたのは、司馬遼太郎(2003)の歴史小説「峠」⁴⁾において、継之助が佐吉に語る『だから心をつねに曇らさずに保っておくと、物事がよくみえる。学問とはなにか。心を澄ませ感応力

を鋭敏にする道である』という文脈である。これは、司馬遼太郎が「陽明学」から解釈し用いたとされている。類語と捉えてよいかどうか課題があるがブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 では、「精神感応能 (mentl telepathy)」テレパシー、思念伝達、読心術ともいう。人間の存在、精神や思考の内容、行動が、通常の感覚的経路を介した合理的な通信手段によらずに、他の人間に伝わること。精神的・心霊現象の一種で、超能力とも呼ばれる。念力、透視、予知などとともに、心理学の研究対象となっている。(→超感覚的知覚)と説明する記載⁵⁾がある。

これらのことから、本論では、「倫理的感応力とは、人倫のみちであり助産師として踏み行うべきこと、助産実践において心に感じこたえる力」とし問いをはじめ。この感応力は、人間の主観的な感じ方や思い考え言動が生起され、産まれ生きるという生涯に汲み込まれているように思われる。今日の周産期医療・母子保健分野における動向や課題への取り組みなど、現代社会で起こっている様々な「いのち」の現象についてなお一層、一人ひとりの心と対峙する助産師の<倫理的感応力>が、今あらためて問われている時代のように思う。この思いをひきつれながら、次に、いのちの誕生と生命の意味について述べる。

表1 助産師の定義と理念

<p>I・助産師の定義</p> <p>助産師とは、法に定められた所定の課程を修了し、助産師国家試験に合格して、助産師籍に登録し、業務に従事するための免許を法的に取得した者である。助産師は、女性の妊娠、分娩、産褥の各期において、自らの専門的な判断と技術に基づき必要なケアを行う。すなわち助産師は、助産過程に基づき、分娩介助ならびに妊産褥婦および新生児・乳幼児のケアを行う。これらのケアには予防的措置や異常の早期発見、医学的措置を得ることなど、必要に応じた救急処置の実施が含まれる。</p> <p>さらに、助産師は母子のみならず、女性の生涯における性と生殖にかかわる健康相談や教育活動を通して家族や地域社会に広く貢献する。その活動は育児やウイメンズ・ヘルスケア活動を包含する。助産師は、病院、診療所、助産所、市町村保健センター、自宅、教育、研究機関、行政機関、母子福祉施設、その他の助産業務を必要とするサービスの場で業務を行うことができる。</p> <p>II・助産師の理念</p> <p>1. 生命の尊重人間の生命には、各人の限りある生命と、親から子、子から孫へと受け継がれる生命がある。助産師は、女性とそのパートナーの生命、生まれ来る子どもの生命、そして子どもが親になることへの萌芽に関与する。人間の生命にかかわる助産師は、その根底において、人間を愛し生命を尊ぶ者である。女性と子どもの生命の尊重とともに、その生命を支える他者の生命への畏敬、そして生命にかかわることの責任感を片時も忘れない。さらに生命の意味を探求し続け、これに寄与することに最大限の努力を惜しまない。以上の信念を行動で示すことのできる者が助産師である。</p> <p>2. 自然性の尊重助産師は、自然性を尊重する。助産にとっての自然性とは、科学・技術の進歩に伴って生じた人為的介入に相対する概念である。自然性を尊重した助産とは人が本来もつ生理的・精神心理的機能を尊重し、専門的知識や経験、人的・物的資源、身体的・心理社会的サポートなどを活用しながら女性と子どもおよび家族が本質的にもっている能力を最大限に発揮させる行為である。その行為の結果、健康を維持・増進することである。健康な生理現象において人為的介入が許されるのは、自然性が損なわれず、自然との調和を保ちうる場合であり、助産においても例外ではない。</p> <p>3. 智の尊重助産師の活動の対象となる人間や環境および生命現象に対して、専門的立場から寄せる知的な好奇心、関心を「智の尊重」という。智とは、感性と知性をつなぐものであり、物事を理解し、是非や善悪を判断する心の働きである。生命の意味を追求し、自然性に目を向ける助産師にとって必要なのは、感性と知性の統合である。本来、両者は2つに分けられるべきものではなく、互いに関係しあい、高めあうものである。助産師が、何かに失敗したと感じたり、自信を失いかけてきたときにも、この智の尊重の精神があれば、新たな道を創造する勇氣と情熱をもつことができる。知性には、経験的知識と科学的知識が存在する。経験的知識は、女性と子どもおよび家族と直接かわり、的確な技術を身につけることによって蓄積される。科学的知識は、学問や研究を通して得られ、両者は相互に関連し統合されて、助産師の感性を高める。それは、助産師全体の専門性の進歩と水準の向上に寄与する。この知性は、女性と子どもおよび家族の利益にも大きく影響する。</p>

公益社団法人 日本助産師会 ホームページ掲載内容(2022年11月現在)より表1の作成
<https://www.midwife.or.jp/midwife/competency.html>(参照2022年11月24日)

表2 助産師の倫理綱領と役割・責務

I・助産師の倫理綱領

助産師が関与するすべての活動、すなわち助産師の実践、教育、研究の統一として、以下の倫理綱領を宣言する。この倫理綱領は、生命の尊重・自然性の尊・智の尊重という助産師の理念を行動として具体化するにあたり、助産師が遵守しなければならない道徳的な義務を示すものである。この綱領をもって助産師は対象となるすべての女性と子どもおよび家族を尊重し、敬愛と信頼に基づく相互関係を基盤として活動することを、広く一般社会の人びとに向けて宣誓する。

II・助産師の役割・責務

1. 妊娠期、分娩期、産褥期、乳幼児期のケアにおける役割・責務助産師は、妊娠期、分娩期、産褥期、乳幼児期における、母子および家族のケアの専門家である。よって、全期を通じて母子および家族に必要なケアを提供する。自己の責任のもとに正常な分娩を介助し、新生児および乳幼児のケアを行う。支援にあたっては、女性の意思や要望を反映できるように、支援計画・実施・評価を行い、ケアの向上に努める。また、異常の発生や異常徴候の出現時を速やかに予測・発見し医師や他の専門職と協働してケアを行う。
2. ウィメンズヘルスにおける役割・責務助産師は、女性の健康の保持・増進を促し、女性が自己の健康管理を行えるよう日常生活上のケアを通して支援する。具体的には、リプロダクティブヘルス/ライツの視点から、女性のライフステージに対応した課題において、健康教育、知識の普及・啓発、健康相談、保健指導を行い、健康をめぐるさまざまな問題に女性が対処できるよう支援する。
3. 助産管理における役割・責務助産師は専門職者として、実践領域で管理業務を行う。具体的には施設を自ら経営し、または経営管理に参画して、緊急時の適切な対応や医療事故防止に努め、質の高い助産ケアを提供し、保健・医療・福祉に貢献する責務を有する。
4. 専門職としての自律を保つための役割・責務助産師は、自律性のある専門活動を維持し向上させるために、専門職能団体を組織し社会的な活動を行う責務をもつ。かつ、自ら研鑽し助産師としての資質を高める責任を有する。そのためには、助産領域の研究に参画し、活動領域を超えて、助産師間や、ケア対象者、医師、他の専門職との相互交流を通じて、助産ケアの改革や質の向上を目指す。さらに、後輩助産師の育成に努める責務をもつ。

公益社団法人 日本助産師会 ホームページ掲載内容(2022年11月現在)より表2の作成
<https://www.midwife.or.jp/midwife/competency.html>(参照2022年11月24日)

II いのちの誕生と生命の意味について**1. いのちの誕生**

ひんやりとする錦秋の夜空に光る星を眺めている。地球上に生命が誕生し進化し、ひとつの生命から人類をはじめとする生物が産まれるに至った想像もつかない時間をあらためて想う。折しも、2022年11月8日20時30分すぎ、家路に向かう路で赤道色の月とこの月の陰に隠れる青い惑星、「皆既食中の天王星食」に出会う。日本では1580年7月の土星食以来442年ぶりの現象である。この事実には驚嘆しながら、138億年前に生まれた宇宙、46億年前に生まれた地球、37億年前、原始海で誕生した生命を想う。農耕革命(食物栽培や動物の家畜化)をはじめとする人類の文明らしきものが産まれたのは1万年ほど前とされている。この気の遠くなるような時間を振り返る時、あらためて生命の基本単位は細胞であり、その延長線上に約60兆個の細胞を持つ人間が生きているという事実に出会う。

この細胞一つひとつの中心には、遺伝子という

長さ約2メートルの暗号テープが存在し、この中にはミトコンドリアという独自の遺伝子を持つ微生物が共生、酸化エネルギーを供給するという重要な役割を果たしている。この細胞の内に在るミトコンドリアは、すべて「母」由来が定説である。精子と卵子が受精のとき、尻尾の部分にミトコンドリアDNAを持つ精子は尻尾がプツンと切れる或いは溶けるという自食作用が起こる。そして母親由来のみ、次世代へと受け継がれる。父親由来のミトコンドリアは受精のときに壊されてしまい子孫には父親の核のDNAだけしか伝わらない。人の精子が卵子を目指して競うように進むことや、自食作用が起こることは映像化されている。この卵子を目指す活動にエネルギーが必要となり、そのエネルギーをつくりだしていくのが精子の生殖細胞に含まれるミトコンドリアで、卵子にたどり着いて受精の頃には尻尾の部分にあるミトコンドリアは消耗していると考えられている。

何故、母親由来のミトコンドリアが生き残るのか。そして人間の喜怒哀楽も包含する生命現象に

おける生命にどのような意味があるのか。人間に探ることを求めているように思える。もしかしたらこれは遺伝子の意志ではないだろうかと思える。科学的に説明できる現象と説明できない現象をひきつれながら生命誕生37億年の歴史を、遺伝子を継承し、母親の子宮内で生きて胎児となりこの世に生まれて新生児となる。この生命は、木綿糸1本が通る穴ほどの大きさの受精卵というひとつの細胞からはじまり分裂を繰り返す。1個が2個になり2個が4個になる。46回分裂すると70兆個以上になるとされている。人間の細胞は約60兆個という定説が限りなく真実に近いとするならば46回以上は分裂していないことになる。人間は、実に微細で微妙で精妙なくみと、そのしくみの変化によって存在している。いのちの誕生や生命現象についての説明は可能であるが、何故、その現象が起こるのか、この問いの答えは、宇宙のように果てしなく深く広い多次元的な課題のように思われる。そして、それは心を澄ませ感応力を鋭敏にする人の路であるのかも知れない。

2. 生命の意味

生命の語源は「いきのうち」だという説がある。人は胎児から新生児になるとき「おぎゃー」と啼いて呼吸する。「産まれいき(生)る」は「いき(息)」をすることで生命を保ち生存し人としての活動をはじめ。この生命の在り様について日本語では、生命・生活・生涯の3語で示しているが、英語ではlifeの1語で示している。日本には、いのち(生命)ととき(時)とま(間)を大切にす文化的伝統があり、生命の意味については国の様々な文化的背景も大きく影響する。一様に人類の思想の歩みから考えると、まず人の認知構造となるイメージをとおして事物の本来の姿を示そうとする神話がある。次に概念を培って価値や倫理を問題にして生命を評価する方法を示そうとする哲学がある。そして生命という現象を記述や分析によって解明し、新しい現象を産み出そうとする医学や理学、工学という自然科学がある。現代の自然科学、特に生命科学による人間の生命の操作可能性の拡大においては、人間の生命の遺伝子レベルの在り方を検討するところまで迫られている。人間の生命は複雑な概念である。その概念の内容は単なる自然現象ではなく、変動する現代社会におけるという社会的な脈絡で解釈される意味複合体でもあ

る。人間の生命の意味について問う術として、例えば神話からヒントを得て哲学的、自然科学的に考え、新しい何かを創出できたら、また神話にたちかえり哲学的、自然科学的に考えるという起点を繰り返す循環の生成が、自然現象と科学的現象の生命に対峙する人類の課題のように思われる。

これら複雑多岐に渡る生命現象の諸相について、同じように生命という用語を用いたとしても、その生命の意味を問うとき、自然科学的か、哲学的か、芸術的・宗教的か、そしてどの次元で問うのか難解である。安平公夫(1992)監修、生命の意味I⁶⁾では、生命の諸相について『生命は一様に存在するものではなく、いくつかの層があり、そこには、深味がある。用いられることばや区分の仕方は、分析をする人によって多少ことなる。しかし、生の現実いくつかの相があることが指摘されている。一つの考えは、科学的に測定し、把握することのできる「実体」としての生命、第二には、哲学的な意味を検討するときに用いられる「生」としての生命、さらに、第三の相として、芸術的、宗教的「いのち」としての生命』とされている。

一つの見解ではあるが、一人の助産師として、人間の生命の意味に対峙するとき、本書に記述されている三つの諸相はどこから探っても、例えば科学的から探っても哲学的、芸術的・宗教的に辿り着くように思われる。これら三つの諸相は連動し誰人も意識するとしないうちに関係なく自然に「産まれ生きる術」としての相互浸透行為という現象が起こっているように思われる。人間の生命は受精からはじまり産まれ生きる過程において、生物学的、心理学的、文化・社会学的、そして「心を感じこたえること」と説明される感応という霊的な魂のような統合体として、本論の問いである「感応力」を持つ存在として、生きているように思われる。

いずれにしても、人間の存在は有限な一つの生命として独自の存在であり、一回限りの「いのちの実体」であり、この実体は霊的な魂のような個々人の価値観と生きる哲学を包含していることに生命の意味があるのではと考える。本論の課題に繋げて考えると、助産師のコア・コンピテンシーの1つ<倫理的感応力>とは、助産師を選択した人倫のみちであり、助産師としての「いのちの実体」

その責務において、霊的な魂をもって心に感じ応える力といえるのかも知れない。次に、人間の誕生に携わる助産師のなりわいについて述べる。

Ⅲ 人間の誕生に携わる助産師のなりわいについて

1. 産婆からのはじまり

今から300年余り前の江戸中期、賀川玄悦が著した『産論』(1765年)で「産婆」の用語が初めて使われ、助産師は「産婆」という名称で職業として一般化に繋がった。その業務の関係法規が初めて公布されたのは1868(明治元)年の太政官布達である。また産科医師として賀川玄悦が有名となったが、助産学概論(2022)では⁷⁾『学説を重要視する医師に反し、実地を重んじる取上婆は産婦や民衆から根強い信頼を得て、職業として確立していった。このころより、取上婆から産婆という言葉が書物に散見されるようになる』と記述されている(基礎助産学「助産学概論」医学書院p157)。当時の産婆の様子は、学説ではないが川柳^{8) 9) 10)}として伝えられている。例えば「大名を胴切りにする子安婆」子安婆とは産婆の事。産婆が大名行列の途中を横切る様をみて、大名を胴体で真つ二つに斬ったかのように皮肉った川柳。また「先供を婆が割って静かなり」先供とは大名行列の先頭を歩く供(藩士)の事。婆は産婆(取上婆)の事で、産婆が行列の先頭に割って入るようなかたちで横切っても、当たり前なので先供は何事も無かったかのように静かにしている様子から、産婆が大名行列を横切る事は庶民から見れば痛快であったようである。いずれにしても産婆は大名行列を横切っても良かったようである。江戸時代のお産は座った姿勢で出産する座産が大半で、産婦の体に負担がかからないよう肘掛け付きの座椅子のような道具に座らせての出産のため、産婆が出動するときは、助手がこの座椅子のような道具を担いでいたので、周囲の人は一目で産婆とわかったと伝えられている。産婆は、新しい生命誕生にたずさわって、新しい生産力を生み出すための職業としてお産に向かう際だけの特権だったようである。

助産師の起源となる産婆は、職業としての身分が確立され、1899(明治32)年「産婆規則」が公布され、同年に出された「産婆試験規則」や「産婆

名簿登録規則」によって、産婆の資格、試験、名簿登録と、業務範囲、違反の際の罰則が規定されている。この「産婆」という名称は、1947(昭和22)年の産婆規則の改正まで用いられてきた。その後、1942(昭和17)年「国民医療法」の制定の際に、公的にはじめて産婆ではなく「助産婦」の名称が使用され、1947(昭和22)年の産婆規則はその内容を継承し「助産婦規則」と名称のみ変更されている。そして1948(昭和23)年「保健婦助産婦看護婦法」が公布され、助産婦は保健婦とともに看護婦の資格を有することが条件となった。

2022年11月、錦秋の冷たい大気が流れる今日この頃、当時の産婆・助産婦はどのような思いでこの現実に対峙したのだろうかとうと想う。

折しも男女共同参画社会の実現に向けた様々な政策が進んでいた今から22年前の2000(平成12)年11月、「男性に助産師への道を開くかどうか」という議論が起こった。そして議員立法によって『婦』は『師』へと名称が改正された「保健師助産師看護師法」が、臨時国会に提出された。男性に助産師資格をとるという議論は、助産師間、専門家間、マスコミ等々で賛否両論あったが、助産師資格は女性に限るという今日に至っている。「保健師助産師看護師法60年史」(2022)によれば¹¹⁾「助産師資格を男子に開放すべきという要望がきっかけとなり、性別によって専門職の資格名称が異なる職種は看護職だけであったこと、また男女共同参画社会の推進という時代の流れもあり、専門職にふさわしい名称として保健師、助産師、看護師に改正している」とある(基礎助産学「助産学概論」医学書院p159, p162, p165)。

2000年11月当時、私は22歳で助産婦になって23年目になった助産師、そして教員になって19年目だった。男女共同参画社会という政策のもとで異議を唱えなくてはならないことは何か、学生たちに熱く語っていた。生命誕生の主体は産む力と産まれる力が結実する「出産」であり、助産師は「助産」をなりわいとする職業である。只今のところ、男性の精子と女性の卵子が受精し女性の子宮で胎児期の「いのち」が育ち、妊娠期・分娩期を経て新生児として女性から産まれてくる。万が一、この生命現象が360度転換するようなこと、男性の体内で胎児期を育ち男性から新生児が産まれてくるというようなことが起こったら、私の今日の考

えは変わる。何故なら、主体は「産む」という出産であり、出産と助産は人と人との関係性によって成立していることから、男女が共に出産が可能になれば、男性の助産師も自然のことと熱く語るだろうと想う。

2. 助産とは

基本文書 I C M (International Confederation of Midwives) 助産の定義 Definition of Midwifery では、『助産は、助産師の専門業務であり、助産師だけが助産を実践する。知識と技術と専門職としての態度からなる独自の体系を有する。この体系は、科学や社会学など他の医療専門職と共有する学問分野から導かれているが、自律性、パートナーシップ、倫理、説明責任という助産専門職の枠組みの中で、助産師によって実践されるものである。助産は、女性とその新生児のケアに対するアプローチであり、これを通じて助産師は以下を行う。・出産と生後早期の新生児の正常な生物的・心理的・社会的・文化的プロセスを最適化すること。・女性一人一人の状況と意見を尊重し、女性とのパートナーシップの中で活動すること。・女性が自らとその家族のためにケアを行う個人的能力を高めること。・女性一人一人のニーズを満たす全人的な（ホリスティックな）ケアを提供するため、必要に応じて他の助産師や他の医療専門職と協力すること。助産ケアは、自律的な助産師によって提供される。助産の実践能力（知識、技術、態度）は、「ICM 助産教育の世界基準」を満たす助産師の基礎教育を通じて教育された助産師が身に付け、実践するものである。』とされている（2017年 トロント評議会にて採択 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳）。

日本において(2022)助産は¹²⁾、『主要な2つの援助活動を通して、家庭の幸福・国家の安寧・人類の繁栄に寄与する。①助産は母子とその家族に対する生理的・身体的側面および社会的・文化的・発達の側面を重視した支援を通して、親子・家族関係のよりよい形成や発達を促し、次世代の健全な育成に寄与する。出産は家族を形成する第一歩であり、出産とそれに続く育児は夫婦関係、家族関係、子どもの健全な育成を規定するといっても過言ではない。助産は人生の第一歩を直接支え、その後の家族のあり方に大きな影響をあたえる。

②助産は女性の生涯を通しての性や生殖に関わる健康生活の援助に独自の機能を果たし、女性と家族の健康生活の質的向上に寄与する。生態系における種族保存は、すべての生物にとって最も重要なことである。助産は、女性の心身の発達・ライフサイクルに合わせた女性の生殖システムおよび機能と活動過程のすべての側面において、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態を維持するための支援活動を行い、人間としての生き方に深く関与し、女性とその家族の健康生活の向上に寄与する』（基礎助産学 I 助産学概論,医学書院p13）としている。

今から2400年ほど前、助産師を母に持つギリシャの哲学者ソクラテス(470~399BC)は『精神の産婆術(maieutice)』という言葉を用いて本当の知というものは自ら陣痛して産み出すもので、その陣痛へと高まらせ出産へと導くのが精神の産婆としての役目であるといっている。つまり、彼は学習を出産に教育を助産にたとえ、自分から答えを出すのではなく、相手が精神をめざめられるように導いたのである。この考え方は、ソクラテスの教育的姿勢として、無知の知という理論に基づき「産婆術」という方法としてプラトンが後述したものである。村井(1977)は¹³⁾『学習を出産に喩え、教育を助産になぞらえており、助産術という言葉を使っている』としている。山口(1991)は¹⁴⁾『ソクラテスの問答のやり方は、プラトンの作品<テアイテトス>の中で登場人物ソクラテスによって産婆術(助産術)と呼ばれている。これは彼の母親の職業と同じ技術だとされ、実際の産婆の仕事と彼の問答との比較がなされている。この解釈において、心魂(精神)のお産を見とるのであって、身体のお産ではないとすることや、出産とは自分のうちから知恵を発見して生み出すこと。<産婆術>として説明されることがある』としている。助産術は対話術とも言っており魂を持つ人それぞれに、それぞれが自らの力で課題を達成できるように対話する。この対話方法が産婦の出産を助ける助産における主軸ではないかと考える。

1980年代、松村(1993)の助産314例の記録内容の中にプロセスレコードが210枚あった。分娩第1期を中心とした産婦と助産婦の人間関係に焦点を当て、フランクル・ゴープル著、小口忠彦監訳(1979)「マズローの心理学」¹⁶⁾、石塚幸雄著(1986)

「自己実現の方法」¹⁷⁾、ヒルデガード・E・ペプロウ著、稲田八重子他訳(1980)「人間関係の看護論」¹⁸⁾に基づいて分析した。そしてソクラテスのいわれた相手が精神をめざめられるように導くということはどういうことなのか、産婦が自分の力に気がつき真にめざめた状態でよりよい出産が出来るためにはどのような関わりが大切か、また、その関わりがめざすものは何か、振り返り考えた書き物¹⁵⁾がある。

助産婦になって1年7か月目、助産165例目「自分の力で赤ちゃんを産む」という気持ちに産婦さんがなれるようにする事の大切さが実感できるようになっていた。しかし、どのように関わっていったらよいかわからないで固まっている私に「産婦は陣痛がこんなに強くなってきたのにどうして産ませてくれんの、産ませてくれんのやったらもう帰る」とベッドから何度も降りて帰ろうとした。大学病院では、37歳初産婦というリスクから、万が一、異常に移行したときの対策として血管確保の点滴輸液をしていたが「これも抜いて」と訴え続け状況は緊迫していた。何回かの押し問答の後、私は強気になってしまい「うん、帰ってもええよ、産むのは〇〇さんやから」と売り言葉に買い言葉で怒っていた。言ってしまった後ではと我に返ったとき、内心ビクビクし動揺しパニックに陥り、次の言葉が見つからず、ただただ黙って産婦が痛いという腰をさすっていた。

この間合い沈黙は、ふっと看護学生の実習のとき受け持った硬膜外血腫術後の74歳の患者さんが「尿の管を抜いてほしい」と訴え続けた場面を思い出した。この患者さんは、退院前日になって「あんたには迷惑かけたなあ、尿の管を抜いてくれて、抜いたら尿が出んようになるとわかってたけど、抜きとって抜きとって、けどあんたも若いのに頑固やった。学生さんやから抜いてくれるかもわからん思うたのになあ」と話してくれたことを思い出した。この時、もしかしたら、この産婦さんも帰ってもどうしようもないとわかっているけれど「帰りたい」と訴えているのではと考えた。そして産婦の言動だけで「産む気がない」と決めつけて良いのだろうか。産む気を持っているけれども弱音を吐いている場合があるかもしれない。という思いに変わっていった。この時から少しずつ、産婦さんが今どうしてほしいのか、真剣

に考えられるようになっていた。産婦が陣痛で苦しい時に私も苦しかった。それは、どのように関わったらよいかという悩みであり、産婦の苦しみと異質のものであるが、いずれにしても苦しみと共に在り、陣痛発作を乗り越え、胎児に酸素を運ぶその呼吸を一緒に行い腰部をマッサージし、産婦と共にそこにいたということ、同じ時間と空間と苦しいという思いを分かち合ったということは、どのように関わるかということにおいて考え、その術を探る大きなヒントがあったように思える。産婦が自らの「産む気」を牽きだすことができていたと振り返られたのは、出産1年後に産婦の自信に満ちた表情に溢れる自尊心に出会ったとき、そのときの対話においてである。「私頑張ったわよね。あの時、あなたに帰ってもいいと言われても帰らなかったし、あなたと一緒に良かったわ」。1歳の乳児を抱っこして誇らしげに語り笑う彼女に相槌をうちながら、私は産婦が自ら「産む気」になった出産によって、自らの内に秘めている生命力を信じ何事も頑張れると実感できたとき、生きる源泉となり、自己実現をめざしていくことに繋がるのではないか。という確信に近い考えを持った。それは1年前にそういう助産ができたというのではなく、助産という助産師のなりわいが出産の陰に隠れあるいは薄れ忘れられたとしても〇〇という助産師は出産に汲み込まれて存在し、私が産んだという実体験からの思いが個々人の全身全霊に満ちた時、子育てや毎日の生活、1年後10年後の生涯に渡っての自尊心の維持に繋がるという考えである。

かつて20歳の時、看護教員になりたいと思ったきっかけは、ある脳神経外科の教授が授業で「教えるということは、例えば、とても喉が渇いているけど元気な旅人がいたとしたら飲み水があるところを教える。そうすると旅人は歩いて行き水を飲む。旅人は自ら歩き自ら飲んだと思う。教えられたことは忘れ去られていい。教えられたと思ってほしいと思わなくていい」と話されたことである。ソクラテスの問答法『精神の産婆術(maieutice)』は、学習を出産に教育を助産にたとえ、自分から答えを出すのではなく、相手が精神をめざめられるように導く、その先にある現象では学習が、出産が、主体でありつづけることと考える。

助産とは、産婦の主体的な産む生命力と胎児が産まれてくる生命力を最大限に発揮できるように、神業のような未知の力を安全・安心・安楽に牽きだすことと考える。この牽きだす現象には、産婦と胎児・新生児と助産師の巧みなハーモニーが鍵となる。阿吽の呼吸が生じてくる産婦と助産師の人間関係において喜怒哀楽の相互浸透行為を織りなす出産と助産の力動的な共生である。例えば、演劇における主役が「出産」、傍役が「助産」

という共生のような対人関係が必須のように考える。そして助産師もまた主体的に生きている人間であるのかどうか、一人ひとり一つひとつの出産を丁寧に振り返り自己洞察し、助産する智と技と心を研鑽し鍛錬し続ける助産師の生きる姿勢、心魂(精神)と対峙する姿勢が必須のように考える。次に、助産師の項・コンピテンシー<倫理的感応力>新たな問いのはじまりについて述べる。

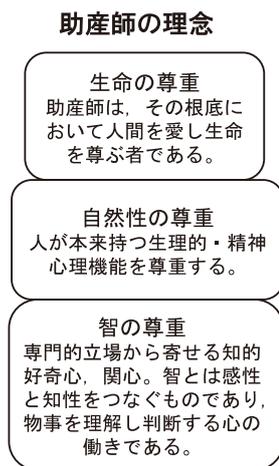


図1 助産師の理念

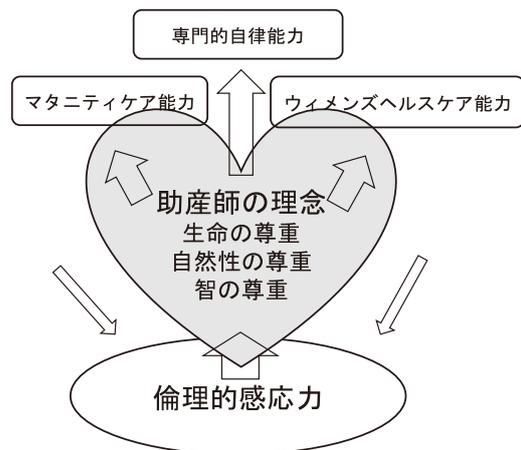


図2 助産師のコア・コンピテンシー(イメージ図)

表3 (試行案) 助産師のコア・コンピテンシー<倫理的感応力>分娩第1期~第4期の10事例における自己評価到達度表 関西看護医療大学大学院看護学研究科<高度実践助産師養成コース>

評価項目		事例 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
I 倫理的感応力	知る	1. 妊産褥婦が気にしている思いについて知ることができる											
		2.											
		3.											
	共にいる誰にか	4. 妊産褥婦にとって負担にならない距離感を知ることができる											
		5.											
		6. 妊産褥婦と感情を共有する話し合いができる											
		7.											
	行のう	8.											
		9. 妊産褥婦の苦しみ等を和らげようとする話し合いができる											
		10. 妊産褥婦の尊厳を気遣う言動でケアできる											
		11.											
	可	12.											
		13. 妊産褥婦と家族に安心できる情報を提供できる											
		14.											
		15.											
	信	16. 妊産褥婦の感情を予測し思いやりの言動で相対できる											
		17.											
		18. 妊産褥婦が自尊心を維持できるようなケアができる											
		19.											
	念	20.											

(自己評価基準・3=自らの判断で実践できる 2=助言を得て実践できる 1=手助けを得て実践できる 0=実践できない)

IV 助産師のコア・コンピテンシー<倫理的感応力>新たな問いのはじまり

助産師の理念を図1、助産師のコア・コンピテ

ンシーを図2に示した。<倫理的感応力>は助産師の理念の基盤となりマタニティケア能力、ウィメンズヘルスケア能力、専門的自律能力に大きく

影響する要素といえる。この助産師のコア・コンピテンシーについて¹⁹⁾、『2006年、日本助産師会は、すべての助産師が広く社会の要請に応じてその職責を十分に果たしていくことができるように、助産師の定義、助産師の3つの理念（生命・自然性・智の尊重）、助産師の倫理綱領を記した「助産師の声明」を公表した。そして、これを基礎、根拠とし、2009年に日本の助産師に求められる必須の実践能力である「助産師のコア・コンピテンシー」を示した。なお、2019年にICMの「助産実践に必須のコンピテンシー」が改訂されたこと、公表から15年が経過していることを受け、2021年に改訂版を公表している。』（助産師業務要覧基礎編、日本看護協会出版会 p54）。助産師のコア・コンピテンシーの1つ<倫理的感応力>についての解説¹⁹⁾では、「対象となる人々の行為や言動の意味を心に感じ、倫理的に応答する能力、『倫理的に応答する』とは、対象とかかわる中で援助を必要とするニーズを見極め、対象と情報を共有しながら対象にとってより善い選択ができるように支援していくこと」とされている（公益社団法人 日本助産師会 助産師のコア・コンピテンシー 2021）。

この助産師に求められる実践能力<倫理的感応力>は、（ケアリングの姿勢）と付して5つの要素で構成され、①知ること（妊産褥婦・家族と同じように出来事を理解しようと努力する）、②共にいること（妊産褥婦・家族にとって精神的に存在し続ける）、③誰かのために行うこと（自分にするように、出来る限り他の人に何かをする）、④可能にする力を持つこと（人生の移行期や未知の出来事を対象者が楽に通っていけるようにする）、⑤信念を維持すること（意味あることとして将来に目を向けさせるために、対象者が出来事を終わらせたり、移行したりする能力を信じる）とする一般目標を設定している。これらの一般目標それぞれに、例えば「対象者を理解するとき前提や先入観で見ないようにする」等、計25項目の行動目標を設定している。そしてレベル新人、レベルI～レベルIVと助産師のキャリア発達段階に対応した評価時期が明記され、対象へのケアについて事例を具体的に思い浮かべながら、助産師としての姿勢を自己評価できる（ケアリング実践のための自己課題を明確にできる）としている（公益社団

法人 日本看護協会 新卒助産師研修ガイドp38、助産実践能力習熟段階[クリニカルラダー]活用ガイド2022,p26)。

今日、日本で働く助産師は、職能団体の日本助産師会、日本看護協会や、学術団体の日本助産学会、教育機関の全国助産師教育協議会、いずれかの団体に所属しており、全国津々浦々において助産師のコア・コンピテンシーの1つ<倫理的感応力>は、殆どすべての助産師に、本論において前述した内容は知られており、全国的に標準化された用語として解釈されている。これらの内容は、2009年以降、助産師教育課程における学修内容となった。

特に2020(令和2)年カリキュラムの第6次改正で、助産師教育の技術項目と卒業時の到達度が新設された。今後、助産師に求められる必須の助産実践能力習熟の基礎を学び基盤を形成する助産師教育課程において、どのような観点からどのような水準で<倫理的感応力>が修得できているのか、学修過程の可視化に向けて教育課程を構築する課題があると考えられる。

そこでこの度、本学では2022年度の助産学実習における分娩第1期から第4期における助産師のコア・コンピテンシー<倫理的感応力>の自己評価到達度表を試行案として作成し、学生が1例ごとに自己評価し到達度の向上を目指して活用できるように提示してみた。現段階では試行案のため表4に示したように、「知る」1. 妊産褥婦が気にしている思いについて知ることができる。「共にいる」4. 妊産褥婦にとって負担にならない距離感を知ることができる。「誰かの為に行う」9. 妊産褥婦の苦しみ等を和らげようとする話し合いができる。「可能にする力を持つ」16. 妊産褥婦の感情を予測し思いやりの言動で相対できる。「信念を維持する」18. 妊産褥婦が自尊心を維持できるようなケアができる等の20項目を設定した。そして、自己評価基準は、3=自らの判断で実践できる。2=助言を得て実践できる。1=手助けを得て実践できる。0=実践できないとし、1例毎の教員との振り返り面談で客観的評価の指標として用い学修課題の明確化に繋げていきたいと考えている。

ここで新たな一つの問いのはじまりについて述べておきたい。それは<倫理的感応力>に付され

た(ケアリングの姿勢)このケアリングとはである。西田(2018)は²⁰⁾『看護における<ケアリング>は、看護師としてどう生きるべきか、そのためにはどうあるべきか、看護師は患者にとって一体どのような存在なのかということ自問し続けることや、他者にどのような自分として向き合うのかを考え続けることでしか育成できないものであると考える。<ケアリング>を教えることは難しく、<ケアリング>を教育することができるのかという疑問があるのも事実である』と述べている。

助産師になって45年目、教員になって41年目の今日、西田が述べている『自問し続けること、どのような自分として向き合うのかを考え続けること』を大切に、「出産」と「助産」で生じる相互浸透行為の術についての新たな問いを続けていきたいと強く思う。人は誰も日々の一つひとつの出来事や物事のすべてに感応すること、そこに自らの道を切り開く術があり、その道が自らを真に生かし切っていくということかもしれない。松村(2014)の書き物²¹⁾『新人助産師では、深夜の静寂をつなぎくように産声を元気にあげて誕生した新生児の表情に、人間存在の真の意味を問いかげられることがあるという。人は誰人も、受胎し誕生した時から死に至るまでの生涯の時間、死に律せられている生を、一回限りの生の時を、誰人とも異なったかけがえのない60兆の細胞が精妙なしくみを持つ存在として生きている。「いのち」の時間をどのように生きられるか。その実体に自らの存在価値をどのようにして見だすか。しなやかな脳と心で凜として生きる。時々刻々と異なる自分を感じて、日々の努力を積み重ねながら前向きに生きることを自らに問いかけながら』幾つになっても問い続けてばかりいる自分に出会う。

司馬遼太郎(2003)の歴史小説「峠」⁴⁾において『だから心をつねに曇らさずに保っておくと、物事がよくみえる。心を澄ませ感応力を鋭敏にする道である』という文脈がある。それは胎児から新生児に誕生の瞬間に、生命が自然に孕んでいる澄んだ感応力に幾度も幾度も出会う助産師の生涯において<倫理的感応力>を実践すること。助産実践そのものが自然であることに依拠する本質的な生き方であるのかも知れないと思う。だからこそ学問があると思う。それは思うだけではなく、それを如何に実践するかが本物の学問である。生き

ること、助産師としてのなりわいを自らに問う学びの問いこそが真の人間の生きる道かもしれないと思う。ソクラテスの『精神の産婆術(maieutice)』という教育的姿勢は、助産学生の学修を出産に、教育を助産にたとえ、助産学生が精神をめざめられるように導くこと、本当の知というものは自ら産み出すもので、その産む気を高まらせ出産へと導くことが、助産師の資格を持つ精神の産婆としての助産学教員が担うなりわいかもしれないと思う。

V 利益相反

本稿において開示すべき利益相反はありません。

謝辞

本誌に、拙稿掲載の機会をご提案くださいました本学紀要編集委員長の下舞紀美代教授ならびに関係各位の皆様深く感謝申し上げます。

【文献】

- 1) 公益社団法人日本助産師会：助産師のコア・コンピテンシー2021.東京
<https://www.midwife.or.jp/midowife/competency.html>(参照2022年11月24日)
- 2) 公益社団法人日本看護協会 新卒助産師研修ガイド(2012).p38.
公益社団法人日本看護協会 助産実践能力習熟段階[クリニカルラダー]活用ガイド(2022).p36.東京
- 3) 新村 出編(2018).広辞苑第七版,岩波書店.東京
- 4) 司馬遼太郎(2003).峠上巻,新潮文庫,p309.東京
- 5) ブリタニカ国際大百科事典小項目事典.ブリタニカ・ジャパン.(参照2022年11月16日)
- 6) 安平公夫監修,竹中正夫他編(1992).生命の意味I,思文閣出版.p228.京都
- 7) 我部山キヨ子他編(2022).基礎助産学[1]助産学概論,医学書院.p157.東京
- 8) 久保成子(1981).生まれ出づること.助産婦雑誌,Vol.35 No.1.医学書院.p47.東京
- 9) 葉久真理(2006).助産師教育の現状と将来展望.四国医誌.62巻5.6号.211-218.
- 10) LINE NEWS

<https://news.line.me/detail/oa-japaaan/889518453148>(参照2022年11月24日)

- 11) 我部山キヨ子他編(2022).基礎助産学[1]助産学概論,医学書院.p159.p162.p165.東京
- 12) 我部山キヨ子他編(2022).基礎助産学[1]助産学概論,医学書院.p13.東京
- 13) 村井 実(1977).ソクラテス(下),講談社.p71.東京
- 14) 山口義久(1991).ソクラテスと産婆術:「ソクラテス問題」への一視点,大阪公立大学リポジトリ.人文学論集.1991,9・10,p59-75.大阪
- 15) 松村恵子(1993).分娩第一期を中心とした産婦と助産婦の人間関係—共に自己実現をめざすことができる関係について考える—,聖母女子短期大学紀要第6号,p79-88.
- 16) フランクル・ゴープル著/小口忠彦監訳(1979).マズローの心理学,産業能率大学出版部.東京
- 17) 石塚幸雄(1986).自己実現の方法,講談社
- 18) ヒルデガード・E・ペプロウ著/稲田八重子他訳(1980).人間関係の看護論,医学書院.東京
- 19) 福井トシ子編,松村恵子共同執筆(2022).助産師業務要覧 基礎編 2022年版,日本看護協会出版会.p54.東京
- 20) 西田絵美(2018).看護における<ケアリング>の基底原理への視座:<ケアリング>とは何か,日本看護倫理学会誌 VOL.10 NO.1 p14.
- 21) 松村恵子(2014).日本社会における「与謝野晶子と母性偏重を排す」今日的再考—助産師の生きがい感からの分析—,比較文化研究 No.114.p267.

研究報告

助産師がかかわる「思春期の性教育」に関する文献検討

Literature Review Concerning “Sex Education for Adolescents” Involving Midwives

永峰啓子¹⁾, 松村恵子¹⁾

1) 関西看護医療大学 看護学部 母性看護学・助産学

Keiko Nagamine¹⁾, Keiko matsumura¹⁾

1) Kansai University of Nursing and Health Sciences, Faculty of Maternal Nursing and Midwifery

要旨：【目的】助産師がかかわる思春期の性教育に関する研究の動向を文献検討によって明らかにし、助産師として思春期の性教育に対する今後の取り組みへの示唆を得ることを目的とする。【方法】医学中央雑誌Web版, CiNii Research, 国立国会図書館サーチ, 最新看護索引Webより「助産師」, 「思春期」, 「性教育」をキーワードとし、助産師がかかわっている思春期の性教育について論じられている文献18件を分析対象とした。【結果】性教育の内容の実態把握やあり方を探る文献は11件。性教育を実施後の意識や行動の変化を検証した文献, 性教育への助産師の関わりの必要性を記述した文献はそれぞれ2件。助産師が伝えたい思いを記述した文献, 周産期支援の現状と助産師の属性との関連を記述した文献はそれぞれ1件。【考察】助産師がかかわる思春期における性教育の現状として, 性教育の内容の実態把握の研究や性教育のあり方を探る文献が最も多かった。対象者が関心のある「避妊」や「性感染症」に関する項目は, 文部科学省指導要領には含まれていない。助産師としての今後の性教育のあり方として, 時代のニーズに応じたプログラムの構築や性の重要性を直視し, 向かい合える助産師として役割を果たす必要がある。また, 個人の自己決定権や男女平等, 性の多様性, 男女の関係性を尊重した性教育が必要である。

キーワード：助産師, 思春期, 性教育

Keywords：midwifery, adolescence, sex education

I. 緒言

昨今, インターネットやスマートフォンの普及によるメディア接触の変化により, 10代の若い世代で性の情報が氾濫し, 氾濫した情報に巻き込まれる問題やソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下, SNS)の利用により, 10代の性感染症や人工妊娠中絶, 性犯罪など性に関する様々な問題が増加している。このようなSNSの普及等により, 性を取り巻く環境が大きく変化しているという社会的な背景に加え, 思春期は第二次性徴の出現から性成熟までの段階であり, 男女問わず性行動体験率が上昇する時期である。

1974年から6年ごとに行われてきた「第8回

青少年の性行動全国調査」日本性教育協会(2019)では, 性交開始年齢の低年齢化, 性交経験率の加速化は, 現代の高校生には該当していない結果となっている。また, 厚生労働省の「人口動態調査」によると, 2019年度の人工妊娠中絶件数は156,430件で, 前年度に比べ5,311件(3.3%)減少している。人工妊娠中絶実施率(女子人口千対)は6.2となっており, 20歳未満では, 4.5となっている。これは, 前年度の4.7に比べ0.2減少している結果となっている。一方, 厚生労働省による性感染症報告の発表によると性感染症罹患率について, 指標の対象としている疾患(性器クラミジア, 淋菌感染症, 尖圭コンジローマ, 性器へ

ルペス)はいずれも改善したものの、梅毒の報告数が2013年から急増している現状がある。

2001年に厚生労働省により提示された「健やか親子21」の最終報告書では「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」が課題として掲げられた。具体的な取り組み策として、地域の専門家や学校の連携をもとにした効果的な性に関する教育や健康教育の方法の検討が挙げられた。さらに2015年から「健やか親子21(2次)」における課題として、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」が掲げられ、保健や医療分野のみならず、教育委員会や学校など、より幅広い関係機関での取組が必要であること、子どもを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、関係機関が連携を図ることの重要性が挙げられ、現在も継続して取り組んでいる。

現在、思春期におけるもっとも身近な教育の場は学校である。学校内での性教育は、担任の教員や保健体育の授業を担当している教員であることが多い。昨今、学校保健において取り組まれている性教育について、一部地域で実施されている産婦人科医や助産師等の専門家が深く関与することによって、より充実した内容になることが期待されている。助産師による性教育の取り組みが期待される理由として、助産師は人がこの世に誕生したとき、その誕生の場に立ち会っており、命の大切さを十分に認識したうえ、感動的に伝えることができる。また、助産師は人が誕生し生涯を終えるライフサイクル各期において、生と生殖にかかわる専門職である。これらのことから助産師は専門性を活かし、さらに時代の変化に応じた性教育を行うには適任である。

II. 目的

助産師がかかわる思春期の性教育に関する研究の動向を文献検討によって明らかにし、助産師として思春期の性教育に対する今後の取り組みへの示唆を得ることを目的とする。

III. 研究方法

文献の検索は、2022年5月に医学中央雑誌Web版、CiNii Research、国立国会図書館サーチ、最新看護索引Webより行った。キーワードは、「助産師」、「思春期」、「性教育」とした。対象文献は、

会議録など具体的な内容について記載のないものを除外し、助産師がかかわっている思春期の性教育について論じられている文献のみを抽出した。

IV. 結果

文献検索の結果、医学中央雑誌Web版45件、CiNii Research 28件、国立国会図書館サーチ18件、最新看護索引Web 20件の計111文献が抽出された。文献検索フローチャートは図1に示したように、まず会議録など具体的な内容について記載のないもの13件を除外し、重複していた文献40件を除外、文献レビュー3件を除外した。続いて、タイトルと要旨を精査し、助産師がかかわる思春期の性教育について論じられていない34文献を除外した。その結果、医学中央雑誌Web版17件、最新看護索引Web 1件、合計18件の対象文献が抽出された。研究の概要は表1に示したように著者・表題・学術雑誌、論文の種類、出版年、目的、研究対象者、研究の方法・評価、結果に分類し整理した。結果、思春期にある小学生(高学年)・中学生・高校生・大学生それぞれの対象に応じた性教育の重要性は全ての文献から示されていた。また、性教育の内容の実態や助産師が思春期の性教育にかかわる必要性について、多く研究されていた。思春期の子どもを持つ親や思春期に関わる教職者の性に対する正確な知識の不足から、思春期の子どもたちに「性についてどう伝えるのか」不安があることや学校中心に行われており、体系化されていない。

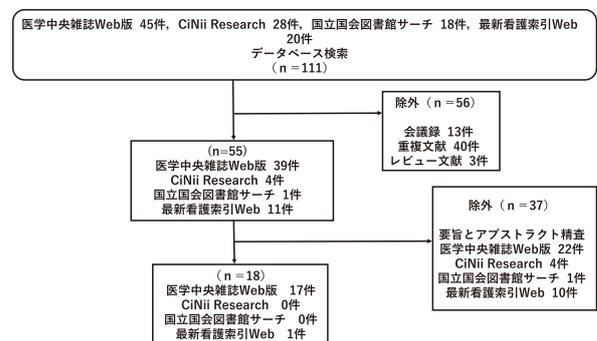


図1 文献検索のフローチャート

1. 助産師がかかわる思春期における性教育の研究の動向

助産師がかかわる思春期における性教育の研究論文の年次推移として、図2に示したように1995

年に4件報告されたのが最も多く、1998年に1件、1999年から2003年までは報告されていなかった。2000年代になり数件見られたが、2014年から毎年もしくは1年おきに報告されていた。

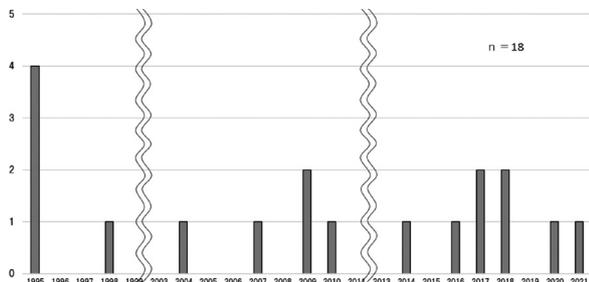


図2 文献の年次推移

時代背景として
 1993年：文部科学省「学校における性教育の考え方、進め方」指導書
 2002年：「思春期のためのラブ&ボディBOOK」回収・絶版
 2003年：「不適切な性教育」として教育の処分（東京都）
 2009年：ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」発表
 2017年：「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」日本語翻訳版
 2022年：「改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイダンス」発行

1) 受けてきた性教育の内容の実態把握や性教育のあり方を探る文献

18件の対象文献中、受けてきた性教育の内容の実態把握の研究や性教育のあり方を探る研究は11件あった。研究対象は、小学生（高学年）中学生・高校生・大学生など性教育の受講者を対象とした研究5件、教師や助産師（助産学生を含む）など性教育の実施者を対象とした研究3件、性教育の受講者・性教育の実施者の両方を対象とした研究3件であった。（表2）抽出された研究に関して、目的と研究方法、結果について述べる。

表2 研究対象別件数

研究対象者	件数
小学生（高学年）中学生・高校生・大学生など性教育の受講者	5件
教師や助産師（助産学生を含む）など性教育の実施者	3件
性教育の受講者・性教育の実施者の両方	3件

2) 目的と研究方法の特徴

助産師として、性教育の実態を把握すること、助産師として今後の性教育のあり方を探ることが目的であった研究が多かった。以下、目的別に研究方法を述べる。

(1) 実態把握を目的とした研究

8件の研究があった（石沢・矢島・佐光・梅林、2004；木村・吉田、2016；岸田・佐藤・林、

1995；小林・古川、2014；岡部ほか、2009；岡本ほか、2007；関口・田中、2017；四宮・安田・百田・金山、2018）。

研究方法として、無記名自記式質問紙による性教育への関心や内容、効果に関するものが多かった。また実施者の対象には、無記名自記式質問紙を用い、性教育に関する考えや活動、関わりに対する認識について調査をしていた。

性教育の受講者として、小学生（高学年）を対象とした研究は1件（石沢ほか、2004）であった。関心がある項目として「命の大切さ」が多く、「思春期」「結婚」「性交」「避妊」「性感染症」が挙げられた。中学生を対象とした研究はなかった。そして、高校生を対象にした研究は1件（関口ほか、2017）だった。性教育の内容で関心がある項目として「男女の心の違い」「恋愛」「性感染症」であった。また、大学生を対象とした研究は3件（小林ほか、2014；岡部ほか、2009；四宮ほか、2018）あり、内容として「性感染症」「避妊」は3件とも挙げられていた。また「男女の身体のしくみ」「思春期における心と身体の変化」「妊娠」「生命」「人工妊娠中絶」の項目があった。研究対象は大学生であったが、今までに受けてきた性教育についての研究であった。

性教育の実施者として、助産師（助産学生含む）を対象とした研究は、3件（木村ほか、2016；岸田ほか、1995；岡本ほか、2007）であった。助産師は集団指導の内容として対象の年齢に合わせ、小学校では「生命の誕生」「初潮」「精通」「二次性徴」「男女の心理」「思春期の心理と生理」の項目を、中学校では「生命の誕生」「命の大切さ」「STD」「避妊と中絶」「男女の心理」「性とは」の項目を、高校では「生命の誕生」「命の大切さ」「STD」「避妊と中絶」「性欲の処理」「男女の心理」の項目を行っていた。また、子ども達のニーズにあった個別相談を行っていた。

(2) 助産師として今後の性教育のあり方を探ることを目的とした研究

実態把握を目的とした研究と重複している研究の5件を含め、9件の研究があった（石沢ほか、2004；木村ほか、2016；岸田ほか、1995；小林ほか、2014；森脇・廣原・郷木、2010；

野村ほか, 1995; 関口ほか, 2017; 四宮ほか, 2018; 上野・高瀬・小林, 2018)。

研究方法として、実態把握を目的とした研究同様、無記名自記式質問紙による性教育への関心や内容、効果に関するものが多く、実施する側を対象とした調査においても実態把握を目的とした研究同様、性教育に関する考えや活動、関わりに対する認識についてであった。また助産師という職業の認知度を調査している文献(森脇ほか, 2010)や親子を対象とした性教育を実施後、親子同伴での性教育の試みに対する意見をアンケートしている文献(野村ほか, 1995)もあった。

助産師として今後の性教育のあり方として、性に関する知識を習得するだけでなく、態度や価値観、関係性のあり方などを含めて、望まない妊娠や性感染症、HIV/AIDSの予防として個人の自己決定権、男女平等、性の多様性を尊重、健康的な行動の必要性の理解を深めるなど包括的な性教育が必要である(森脇ほか, 2010; 四宮ほか, 2018)。「自分の生き方」にも反映できるような性教育に実施が必要であることや生徒が性教育は学ぶべき学業と認識し新たな価値づけができるよう各教科が連携し、学習した内容を統合し発展的にとらえた性教育になるよう検討する必要がある(上野ほか, 2018)、また、性教育の内容を女子中心の性教育でなく、男子にも焦点を当てた性教育の実施を検討する必要がある(上野ほか, 2018)との結果が得られていた。一方的な講義ではなく内容によっては参加型で学生に考えさせる講座の工夫の必要性や小学校から高等学校において「性に関する教育」について継続される具体的な指導計画やプログラムを認識し、専門職の立場からかかわる必要がある(関口ほか, 2017)、さらに、性教育を行う助産師、学校双方の連携の必要性、医療機関、福祉機関までネットワークを広げて思春期の子どもとその親を支えていくことが目指す姿である(石沢ほか, 2004; 木村ほか, 2016)との結果が得られていた。妊娠や出産、命についての話を聞く経験を補足する役割と性についての相談窓口になるという役割と専門職として正しい生きた知識を提供する役割のこれら3つの役割を持つべきである(小林ほ

か, 2014)との結果が得られていた。また、性教育において専門的な講義ばかりでなく、親の体験談など専門外の話も大切である(野村ほか, 1995)との結果があった。

3) 性教育を実施後の意識や行動の変化を検証した文献

性教育を実施後の意識や行動の変化について検証した研究は、2件あった。研究対象は、中学生1件、高校生1件であった。抽出された研究に関して、目的と研究方法、結果について述べる。

思春期教育を実施後、生命観及び自己肯定感、健康行動についてどのようにとらえたかを把握し検討することを目的とした研究は、1件あった(佐藤・浅田・阿部, 2017)。感想の記述内容から、「親や周囲への感謝」「他人を思う気持ち」「生命誕生の理解」「妊娠・出産に備えたからだづくり」「正常以外の妊娠出産の理解」「生命の尊さ」「自己肯定感」が抽出された。また、視覚教材を使用した思春期教育により、正常な妊娠経過以外にも様々な妊娠出産の一面があることを伝えることで、生命誕生の尊さの理解につながり、周囲への感謝や自己肯定感が高められる結果が得られていた。

助産師が行う性教育前後で中学生の「命の大切さ」に対する意識の変化を明らかにすることを目的とした研究は、1件あった(高谷・上野・八重樫, 2009)。助産師から、性教育の授業を受けたことで生命誕生のすばらしさや「命の大切さ」を知り、自己肯定感が高まった結果が得られていた。また、生命誕生の場に立ち会う助産師が行うことで、生徒に対し臨場感のある現実やその感動を伝えることができ、生徒は自分自身だけでなく家族や周囲の命をかけたがえのないものと実感し、「命の大切さ」に対する意識の変化が明らかとなった。

2. 思春期における性教育の現状と助産師がかかわる必要性に関する文献

1) 助産師が伝えたい思いについて記述した文献

助産師が伝えたい思いを明らかにすることを目的とした研究で、1件であった(平田・四宮・安田・高尾・新居, 2021)。質的記述的研究であり、助産師は性教育を通じて【命の尊さ】【思春期の性と特徴】【心と身体と性の多様性】【自分で考え解決して行動する力】【性に関する専門知識】【生

きていくために必要な知識と力】を生徒に伝えたいと思っていることが明らかになった。

2) 周産期支援の現状と助産師の属性との関連について記述した文献

周産期支援の現状と助産師の属性との関連を明らかにすることを目的とした研究で、1件あった(原山・川田, 2020)。無記名自記式質問紙による横断的調査で行われていた。助産師は、児の養育支援や退院後の支援の実施状況が高いが、学校教育者との連携や同じ助産師による継続支援について、実施状況が低い結果であった。

3) 性教育への助産師のかかわりの必要性について記述した文献

性教育への助産師のかかわりの必要性について記述した研究は、2件あった。研究対象者は、高校生1件、学校管理者1件であった。抽出された研究に関して、目的と研究方法、結果について述べる。

妊娠やSTD予防のための思春期性教育の必要性を知ることを目的とした研究で、1件であった(渡辺・岩田・岩永・細川・前田, 1998)。助産師が性教育を実施し、受講後にアンケート調査を行った。2校の高校生を対象とした研究であり、「性について今後も学習したい」と回答した高校生がA校93.2%、B校79%と高かった。避妊やSTDについての内容に関心が高かった。今までに受けてきた性教育の内容は主に身体の変化、しくみであった。学生には性について具体的なことを知りたいというニーズがある。学生が人間の性欲を肯定的とらえ、そのうえで責任ある性行動をとるためにはどうしたらよいかを助産師として教えていく必要があることが明らかとなった。

学校管理者の性に対する意識と助産師の専門性をどう認識しているかを知ることを目的とした研究は、1件であった(金村・伊藤・相島・武井, 1995)。学校管理者を対象に自記式アンケート調査で行われていた。学校管理者は、性教育の必要性や地域との連携の重要性は、十分に理解している。しかし、多職種からの協力を全面的に受け入れられない学校現場のジレンマがある。学校管理者は、助産師を性と生殖に関わる専門職と認識し、学校における性教育に協力することを期待してい

る結果が得られていた。

V. 考察

1. 助産師がかかわる思春期における性教育の研究の動向

助産師がかかわる思春期における性教育の研究論文が1999年から2003年までの報告がなく、2000年代になり数件見られたが、2014年から毎年もしくは1年おきに報告されていた結果であった。これは、日本社会では昔から、性に関することは積極的に教育されておらず、タブーな領域に属し、ためらいや羞恥心に結びつき、表現の抑制とされてきた。性教育の歴史の変遷に着目した研究では、1900年から1940年の性欲教育時代、1940年から1960年の純潔教育時代、1960年から1980年のSexuality Education時代、1980年から現在のHuman Sexuality Education時代と整理されている(松下・玉江, 2012)。そして、1999年3月に文部科学省から各学校に発布された「学校における性教育の考え方、進め方」という指導書や2002年の「思春期のためのラブ&ボディBOOK」回収・絶版、さらに2003年の東京都で養護学校の一部で「不適切な性教育」が行われたとして教員の処分が行われた例がある(浅井・北村・橋本・村瀬, 2003; 茂木, 2007)。このように2000年に入り「性教育のバッシング」の動きが顕著になったことが、1999年から2003年までの報告がなかった要因の一つとなったのではないかと考える。

また、「性の権利」保障の実現として、2009年ユネスコ(UNESCO)、および国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連人口基金(UNFPA)、ユニセフ(UNICEF)、世界保健機関(WHO)との共同で「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が発表された。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は、教育や健康などにかかわる政策立案者が、学校内外における包括的セクシュアリティ教育のプログラムや教材を開発し実践することを手助けするために作成されたものであり、2017年には日本語翻訳版が発行された。その後、2020年に「改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が発行された。ユネスコ(2018/2021)によると、改訂版では「最新の科学的根拠を反映させ、若い学習者の現代的なニーズに対応しようとする教育システムと実践者をサポートするために、ガイダ

ンス内容を再検討し更新した。」とある。日本でも「包括的性教育」「セクシュアリティ教育」という言葉も広がりつつある、今後は「性教育」から「包括的セクシュアリティ教育」として研究が深まっていくことが予想される。これらのことから、「性の権利」保障の実現において、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が重要であり、学校で包括的性教育を行うことで思春期におけるリプロダクティブ・ヘルスの推進につながると考えられる。

2. 思春期における性教育の現状と助産師がかかわる必要性

「命の大切さ」「性感染症」「避妊」は、思春期の性教育の受講者において中学生を対象とした研究はなかった。しかし、小学生（高学年）や・高校生・大学生の全てに行われている項目であった。

まず「命の大切さ」について、1997年の神戸連続児童殺傷事件や2000年の岡山県バット殴打事件、2004年の佐世保小6女児同級生殺害事件など、思春期の児童生徒が起こす凶悪事件が続き、文部科学省が2004年に「児童生徒の問題行動対策重点プログラム」(大阪教育法研究会, 2004)の中で、「家庭、学校、社会のすべての大人たちが、次の世代の子どもたちに対して「命を大切に教育」をさらに充実し、実効あるものとして進めていくことが必要である。」と発表されたこと、また2005年には短期間のうちに思春期の児童生徒による事件が頻発し「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」(文部科学省, 2005)を発表した中で、命を大切にすることを育む教育の推進として「学校で自他の生命のかけがえのなさや死の重さなどを取り上げ、命の大切さを実感する教育や、地域の様々な団体や有志などの支援を得て子ども達の豊かな心を育む教育を推進する」ことが基盤となり行われていると考えられる。ただ、児童生徒が起こすいじめや自殺・殺人は現在でも繰り返されている。また、わが国では2001年より厚生労働省が「健やか親子21」政策、2015年から「健やか親子21（第2次）」が行われ、思春期における課題も明確になり、現在も継続されている。このことから、思春期における性教育は社会的に注目されている。しかし、思春期における性教育の重要性は社会的に認知されているにもかかわらず、学校を

中心に実施されていることが多く、体系化されていない。また、思春期の子どもを持つ親や思春期に関わる教職者の性に対する正確な知識の不足から、思春期の子どもたちに「性についてどう伝えるのか」不安がある。思春期を取り巻く環境の変化や状況の著しい変化に対応する支援が必要であり、正確な知識の提供の体系化を検討する必要があると考える。そこで、生と性の専門職として助産師教育課程で育成されている助産師、性に正面から向き合っている科学的に学習している助産師がかかわることは重要な役割ではないかと考える。

次に「性感染症」について、小学生の関心がある項目としてあげられたが、文部科学省指導要領には含まれておらず、カリキュラムにも取り入れていなかった。学校で教育する内容と子どもたちの関心とのズレがあることが明らかとなった(石沢ほか, 2016)。高校生においても依頼される内容と関心がある項目ではズレがみられた。思春期のニーズを検討する研究(忠津・藤原・長瀬, 2006)や高校生が性の知識として知りたい内容を調査した研究(武市・小牧・岡島・片山, 2006)でも同様の結果がみられており、対象者のニーズに合わせた内容の検討が必要であると考えられる。大学生では、今までに受けてきた内容についての項目であり、性について学んでいたが理解が十分であったかどうか不透明である。性感染症を予防するためには、性感染症についてできる限り詳しく学ばせること、健康に生きていくうえで大切な知識であること、責任ある決定ができるような教育が必要であると考えられる。

そして「避妊」について、小学生の関心がある項目としてあげられたが、文部科学省指導要領には含まれておらず、カリキュラムにも取り入れていない現状がある。このことより性感染症と同様、対象者のニーズに合わせた内容の検討が必要であると考えられる。高校生では、性行動が活発化することにより生じるリスクとして避妊についての性教育が行われている。十代の人工妊娠中絶が後を絶たない原因として、現在の子供たちは、多くの人たちと人間関係を育んでいく経験が乏しいことや自分の考えを伝え、相手の気持ちを考えて行動することができないことから自分以外の人と共に生きることが困難になっている(四宮ほか, 2018)。さらに大石は、男女の関係性としての性

のなかで、男女が平等な関係性でなければ性感染症も望まない妊娠も防ぐことは難しいとしたうえで、男女がそれぞれ独立した人格としての意思決定をし、お互いがその意思を尊重し合って関係性を築いていくことを目標とし、「男女の関係性の中で、社会や男性に従属する女性役割ではなく、女性が自分自身の価値観で関係性を養い、主体的に自己決定ができる力を身に付けておくこと」(大石・川島, 2005) が重要であると述べている。このことから、望まない妊娠を避けるための避妊の知識に加え、個人の自己決定権や男女平等、性の多様性、男女の関係性を尊重した性教育が必要であると考え。また助産師としての今後の性教育のあり方として、時代のニーズに応じたプログラムの構築や性の重要性を直視し、向かい合える助産師として役割を果たす必要があると考える。

VI. 結論

思春期の児童生徒に対する性教育は、生と性の専門職として助産師教育課程で育成されている助産師、性に正面から向き合って科学的に学習している助産師がかかわることは重要な役割があることが明らかになった。また、「性の権利」保障の実現において、「国際セクシュアリティ教育ガイドダンス」が重要であり、学校で包括的性教育を行うことで思春期におけるリプロダクティブ・ヘルスの推進につながる事が明らかとなった。思春期の子どもを持つ親や思春期に関わる教職者の性に対する正確な知識の提供の体系化を検討する必要がある。助産師としての今後の性教育のあり方として、時代のニーズに応じたプログラムの構築や性の重要性を直視し、向かい合える助産師として役割を果たす必要がある。

VII. おわりに

小学生・中学生・高校生・大学生それぞれの対象に応じた性教育が重要であることは、すべての文献から示された。西岡は、「自分の心身の状態について正確な知識を得ることは、今後自分や周囲の人の心と身体を大切にし、よりよく生きていくために必要不可欠とし、具体的な項目として二次性徴に伴う変化、人とのかかわりについて小学校、異性とのかかわり、望まない妊娠、性感染症の予防、ダイエットなどについて中学校や高校で

行うことが望ましい」(2018, p.196) としている。また、助産師が実践するいのちの教育について研究した結果から、「小学生では、自分の命の大切さと同じくらい他者の命も大切であることへの理解に発展するような教育方法が必要である。中学生には、命の大切さの実感を踏まえて、日常の具体的な行動に発展できるような教育方法が必要である。」と述べられている。(松井・工藤・村田・小林・岡田, 2021, p.207) このような教育を行うことで、生命誕生の尊さの理解につながり、周囲への感謝や自己肯定感が高められることへとつながる。

また、助産師が伝えたいと思っている「自分で考え解決して行動する力」は、重要なことであるにもかかわらず、現代の児童生徒に欠けている部分であることが示唆された。これは「お互いが合意すれば性的接触を行ってもよい」と短絡的に考えるのではなく、合意の意味や内容を考えることで、自らの行動を決めていく能力を培うことである。この能力を培うことで、かけがえのない存在としての自己に気づき、他の人も大切にすることを育て、責任感を得ることにつながると考える。

VIII. 研究の限界と課題

文献検索は「医学中央雑誌Web版」「CiNii Research」「国立国会図書館サーチ」「最新看護索引Web」を使用した。独自で検索を行ったこと、キーワード以外にも重要な文献が存在する可能性がある。今後も、助産師として専門的な役割が発揮できるよう多様な視点から思春期の性を取り巻く環境を注視していく必要がある。

IX. 利益相反

本稿において開示すべき利益相反(COI)はない。

表1 文献一覧

No	著者、表題、学術雑誌	論文の種類	出版年	目的	研究対象者	研究方法・評価	結果
1	平田知子, 四宮美佐恵, 安田陽子, 高尾緑, 新居涼子 助産師が性教育で生徒に伝えたい思い 新見公立大学紀要	研究ノート	2021	助産師が性教育を通じて生徒に伝えたい思いを明らかにする	A病院に勤務している助産師として「性教育についての講演」などを含めた性教育の経験がある3名	質的記述的研究 半構造化面接法によるインタビュー	【命の尊さ】「子どもが幸福になること」【他の人を大事にすること】「自分の体と心を大事にすること」からなる【命の尊さ】、【思春期の性】【思春期の特徴】からなる【思春期の性と特徴】、【体の多様性】【心の多様性】【性の多様性】からなる【心と体と性の多様性】、【自分で考え解決して行動する力】、【性に関する専門知識】、【生活の一部としての性】【生きていくために必要な知識と力】からなる【生きていくために必要な知識と力】の6つのカテゴリが抽出された。助産師は【命の尊さ】【思春期の性と特徴】【心と体と性の多様性】【自分で考え解決して行動する力】【性に関する専門知識】【生きていくために必要な知識と力】を性教育を通じて生徒に伝えたいと思っている。
2	原山和子, 川田紀美子 分娩取り扱い施設における10代女性の周産期支援の現状と助産師の属性との関連 思春期学	活動報告	2020	分娩取り扱い施設における10代女性の周産期支援の現状と助産師の属性との関連を明らかにする	A県内の分娩取り扱い施設に勤務する助産師、周産期支援経験がある助産師513名	無記名自記式質問紙による横断的調査研究 対象者の属性8項目、10代女性への周産期支援21項目	助産師は「育児技術獲得への支援」「兄の愛着形成への支援」「退院後の不安に対する支援」など、兄の養育支援と退院後の支援の実施状況が高い一方「学校教育者との連携」「同じ助産師による継続支援」は実施状況が低い。分娩取り扱い施設の助産師も思春期の性教育を行う機会を得ることや学校教育の現状や取り組みについて情報を得るなどし、10代女性がおかれている現状とニーズを知ることも必要である。10代の女性が出産を経験した後も、性感染症の知識を得ることや計画的妊娠・出産について10代女性が考えられるよう働きかける必要がある。
3	四宮美佐恵, 安田陽子, 百田由希子, 金山時恵 大学生が受けてきた性教育の現状と課題 新見公立大学紀要	研究ノート	2018	大学生が今まで受けてきた性教育の内容を明らかにし、今後の性教育のあり方の示唆を得る	A大学健康科学部看護学科2016年度2年生, 2017年度2年生, 計130名	母性看護学概論の講義時にレポート課題として「看護大学入学までに受けた記憶に残る性教育の内容」を記述 大学生が自由記述した性教育の内容をコード化し、コードの類似性に基づき、サブカテゴリを構成し、カテゴリ化	大学生が過去に受けた記憶に残る性教育の内容は「自分の誕生」「生命の誕生の仕組みと過程」「思春期における心と身体の変化」「性の自己認識と性差」「性行動によって生じるリスク」「医師・助産師の講演」「妊婦・子育ての体験」の7つのカテゴリが抽出された。発達段階を踏まえた、心身の発育・発達と健康に関する知識を身に付け、生命の尊重、性行動のあり方について学んでいる。今後、大学生に必要な性教育に関する健康教育のあり方は、性に関する知識を習得するだけでなく、態度や価値観、関係性のあり方などを含めて、望まない妊娠や性感染症、HIV/AIDSの予防として個人の自己決定権、男女平等、性の多様性を尊重、健康的な行動の必要性の理解を深めるなど包括的な性教育が必要である。
4	上野陽子, 高瀬美由紀, 小林敏生 教育機関で助産師が行う性教育のあり方-高校生の性教育への「関心」とその関連要因の検討- 母性衛生	研究報告	2018	思春期における性教育への「関心」とその関連要因を明らかにすることで、教育機関における助産師の性教育のあり方について示唆を得る	高等学校2校1044名のうち、回答のあった471名(男:173名, 女:298名)	無記名自記式質問紙による調査 性教育への「関心」および課題価値、性受容、自我同一性の男女比較、性教育への「関心」および課題価値、性受容、自我同一性の相関、性教育への「関心」に関連する他変数、重回帰分析による性教育への「関心」に対する関連要因	男女とも課題価値が性教育への「関心」に対して有意な関連が認められた。女子は性受容、交際経験の有無にも有意な関連が示された。自我同一性は男女とも性教育への「関心」と関連は認めなかった。 生徒の性教育への「関心」を高めるには、対象者の心身の発育・発達状況の把握や、生徒の性行動に対する実態を把握し「自分の生き方」にも反映できるような性教育に実施が必要。生徒が性教育は学ぶべき学業と認識し新たな価値づけができるよう各教科が連携し学習した内容を統合し発展的にとらえた性教育になるよう検討する必要がある。性教育の内容を女子中心の性教育でなく男子にも焦点を当てた性教育の実施を検討する必要がある。
5	佐藤裕子, 浅田夏樹, 阿部早紀, 小島愛, 山崎麻佑, 大田節子, 箕輪有美子 高校生への思春期教育の実際-助産師経験を通して伝える生命の誕生について- 神奈川母性衛生学会誌	研究報告	2017	A病院の思春期教育について、対象者の生命観及び自己肯定感、健康行動についてどのようなことをとらえたかを把握し検討する	A病院の一日看護体験に参加した高校生30名	介入研究 30分間の思春期教育受講後無記名自記式質問紙による調査 Bベルソンの内容分析の手法を使用	感想の記述内容から、「親や周囲への感謝」「他人を思う気持ち」「生命誕生の理解」「妊娠・出産に備えたからだづくり」「正常以外の妊娠出産の理解」「生命の尊さ」「自己肯定感」の7カテゴリが抽出された。視覚教材を使用した思春期教育により、正常な妊娠経過以外にも様々な妊娠出産の一面があることを伝えることで、生命誕生の尊さの理解につながり、周囲への感謝や自己肯定感が高められる。
6	関口真弓, 田中弘子 助産師における思春期出前講座の今後の取り組み-高校1年生を対象とした性情報・性知識の調査から- 栃木県母性衛生学会誌	原著	2017	高校生の性情報と性知識を明らかにし、今後の思春期出前講座への取り組みについて考察する	平成26年度思春期出前講座に依頼があった高等学校高校生1年生500名	質問紙による量的調査 対象者の属性、性に関する質問(性情報2項目・性に関する講演について5項目・コンドームについて1項目・性に関する相談1項目)、性知識に関する質問(性感染症5項目・避妊法4項目・からだの生理8項目)	性情報について、「得たくない」が約半数であった。性情報源については授業が最も多く、次に友人・先輩、インターネット携帯サイトの順であった。性に関する知りたい性情報について、男女の心の違い、恋愛、性感染症が上位を占めていた。講義を依頼される内容と高校生が聞きたい内容には違いがあった。学生の興味がある内容を取り入れながら、一方的な講義ではなく内容によっては参加型で学生に考えさせる講座の工夫が必要である。小学校から高等学校において「性に関する教育」について継続される具体的な指導計画やプログラムを認識し専門職の立場からかかわる必要がある。正しい避妊の知識だけでなく、避妊の方法が習得できるよう取り入れていく必要がある。

助産師がかかわる「思春期の性教育」に関する文献検討

No	著者、表題、学術雑誌	論文の種類	出版年	目的	研究対象者	研究方法・評価	結果
7	木村菜津子, 吉田倫子 地域の思春期相談活動に対する助産師の考えや活動の実際と課題 秋田県母性衛生学会雑誌	報告	2016	思春期相談活動に対する考えや活動の実際と課題を質的に明らかにしたい	思春期相談活動を行っている助産師4名	半構成的面接 インタビュー 内容: 地域の思春期相談活動に対する考えや活動の実際と課題	思春期相談にかかわる助産師は、思春期相談を始めたきっかけがあり、子ども達に性と生について伝える意義を感じ、活動を決意していた。また、相談の中で生まれてくることの意味を伝えたいという思いを持っていた。助産師の考えは、自分も相手も大切にしたいという深い願いが込められている。性の伝え手について、助産師は性の専門家として自身が性を伝える利点を挙げながら、親や教師など誰が伝えてもいいと考えていた。助産師は性の伝え手として、専門職は性について正確な情報を伝えられるメリットはあるが、本当にふさわしい性の伝え手は親であり、日常生活の中で親から子へ伝えられる状況を構築していくことを最も重要と感じ、取り組んでいる。思春期相談活動の実際として、相談の方法は電話やメールなど今の子ども達のニーズに合った個別相談が主であった。子どもたちが相談したいときに利用できる体制の検討が必要である。これからの思春期相談活動に必要なことについて、更なる連携が必要と訴えていた。性教育を行う助産師、学校双方の連携の必要性はもちろん、医療機関、福祉機関までネットワークを広げて思春期の子どもとその親を支えていくことが思春期ケアの目指す姿である。
8	小林詩歩, 古川涼子 性教育の現状と思春期における助産師の関わりについての検討 京都母性衛生学会誌	報告	2014	思春期に求められる助産師の関わりを考察する	1段階: 大学生128人 2段階: 助産師32名	無記名自記式質問紙による調査 1段階: 大学生の性教育の実態と助産師に対する認知に関する調査 2段階: 助産師の思春期における関わりに対する認識の調査	1段階: 性教育の実態として、性教育の実施率については、中学生が最も多くほとんどが性教育を受けていた。性教育の実施者については小学校では「担任」中学校・高校では「体育教員」が多かった。助産師から性教育を受けた対象者は小学校で1.1%、中学校で3.4%、高校で1.9%であった。内容について、小学校では「二次性徴」が中心、中学校では万遍なく指導、高校では「性感染症」「避妊法」が中心。性教育は意味があるとの評価は高かった。大学生における助産師の認知度について、18%と低く、助産師個人のイメージは中高年の女性が多く、職務・資格のイメージは「出産を助ける人」「いのちの誕生に立ち会う」などであった。「有名ではない」というイメージもあった。 2段階: 「性教育の現状」「性に関する知識と行動の現状」「助産師の職能の周知状況」に対して、ほぼ半数の助産師が「問題であり助産師の介入が必要」と回答。助産師自身が思春期への関わりを必要と認識している。 思春期に求められる助産師の関わりとして、妊娠や出産、命についての話を聞く経験を補足する役割。性についての相談窓口になるという役割。専門職として正しい生きた知識を提供する役割。これら3つの役割を持つべきである。
9	岡本美佐江, 梅本範子, 中井恭子, 植村由美, 川越敦子, 井坂貴代, 白井やよい 滋賀県の助産師が実施する性教育の実態調査 滋賀母性衛生学会誌	報告	2007	県内の看護協会会員の助産師が実施している性教育の実態を把握する	助産師が所属する42施設(代表1名が回答)個人(開業助産師)9人	無記名自記式質問紙による調査 実施回数, 対象者, 講義時間, 助産師の経験年数, 性教育の内容, 依頼経由, 性教育に対する意見	実施場所は学校がほとんどである。中学・高校生への性教育が求められている。生命の誕生の場から感じることを伝える内容は助産師が適している。助産師経験10年以上が実施者となっている。依頼される施設や実施している助産師に偏りがある。
10	森脇智秋, 廣原紀恵, 郷木義子 中学校における性教育内容に関する検討 インターナショナル Nursing Care Research		2010	専門職である助産師の性教育をより効果的にするための基礎資料	助産師による性教育を実施した中学校5校の中学1年生から3年生の男女518人のうち、有効回答が得られた418人	無記名自記式質問紙による調査 助産師という職業の認知度, 助産師に求める性教育内容	助産師の職業認知に関して、看護職に位置づいているもの、より専門性が高くその活躍の場も特定されることから、中学生にとっては専門職業として認知度が低い。助産師に求める性教育内容は、「思春期の心理」が一番多く「愛とは何か」「男性と女性の心理や行動の違い」「エイズ」「生命の誕生の中の妊娠」の順に多かった。具体的な内容より心理精神面のことを知りたいと思っている。男女別みると、女子は性の問題と直結する妊娠に関連することを多く求めている。学年で見ると3年生になるとより具体的に身体的なことや性的な内容を求めていることから、発達段階に応じた性教育内容の必要がある。
11	岡部恵子, 佐鹿孝子, 大森智美, 久保恭子, 穴戸路佳, 安藤晴美, 坂口由紀子 大学生の認識をもとにした高等学校における性教育の現状と課題(第1報)母性衛生	原著	2009	性教育活動の具体的計画を考え行動していくために、高等学校における性教育の実情を知る	埼玉県下の保健医療系大学と保健医療系大学の学生数と同数の学生数が得られることを条件に選定した保健医療系大学以外 の大学1229名	自記式質問紙法による調査 属性, 高校における性教育の実施状況, 性教育の効果, 高校生の性教育に対する要望, 性に対する話し相手	高校での性教育の授業担当は、保健体育教諭が多く次いで養護教諭であった。大学生が適切な性教育担当者と考えられるのは、養護教諭性教育の専門家が過半数をしめ、保健体育の教師、保健師・助産師・看護師の順であった。高校において実施されているとする性教育の内容は「性感染症」が多く、次いで「男女の身体のしくみ」「避妊」「妊娠」「生命」「人工妊娠中絶」の順であった。高校時代に最も聞きかたかった性教育の内容は「性感染症」「妊娠」「異性の心理と威勢の付き合い方」「人間としての生き方」「避妊」の順に多かった。性に関して話をする相手は友人が多く家族と話したことないものが6割強あった。看護職の果たすべき役割として、看護職者が連携し、協力し合い、学び合うことにより行動への足がかりを具体的に計画していくこと、多くの問題を抱えている高校の教諭に積極的に働きかけ、看護職の力を活用することが可能なことを伝えていくことが急務である。
12	高谷鼓, 上野千尋, 八重樫明子 中学生の「命の大切さ」に対する意識-助産師が行う性教育により考察- 日本赤十字看護学会誌	研究報告	2009	助産師が行う性教育前後で中学生の「命の大切さ」に対する意識の変化を明らかにする	中学2年生87名(男子46名, 女子41名)	半構成的質問紙法調査(自由記載) 授業中の様子をビデオ撮影し観察	授業を受けたことで生命誕生のすばらしさ、「命の大切さ」を知り自己肯定感が高まった。生命誕生の場に立ち会う助産師が、生徒に対し臨場感のある現実やその感動を伝えることで、生徒は自分自身だけでなく家族や周囲の命をかけたがえのないものと実感できた。

No	著者、表題、学術雑誌	論文の種類	出版年	目的	研究対象者	研究方法・評価	結果
13	石沢敦子, 矢島まさえ, 佐光恵子 思春期における子どもの性教育のあり方(その2) - 性教育における看護職の役割 - 群馬パース学園短期大学紀要	原著	2004	小学校高学年とその保護者の性教育の現状と性教育における看護職としての関わりを探索するための基礎資料とする	群馬県内の公立A小学校6年生128名とその保護者	自記式質問紙による調査 児童：性別、性・生殖に関する項目(興味・関心、情報源、イメージ) 保護者：年齢、子どもから受けた性に関する質問、家庭での性教育の担い手、性教育に関する意見、子どもの性に関する不安、性教育への専門職参加の希望	小学6年生の性に関する意識と知識も状況は、性や成長に関することの相談相手として、母親が8割、父親が2割、友達は2割弱であった。小学生にとって身近な相談者は母親であることが明らかとなった。性や成長に関して知りたい項目は、「命の大切さ」が多く、「思春期」「結婚」「性交」「避妊」「性感染症」などが子どもの知りたいこととして挙げられていたが、子どもたちの知りたいことと文部科学省指導要領には含まれておらず、学校で教育する内容と子どもたちの関心との間にズレがあることが明らかとなった。性に関する情報源として、保健の授業が8割を超え、次いで母親、友達であった。性に関するイメージは、「大切なこと」「大人になること」など肯定的な回答が多かった。保護者の性教育に対する意識・知識とかわりについて、家庭では母親が中心に性教育を担当していることが明らかになった。過程で必要な性教育に関する知識として「身体と心の発達」「身体のしくみ」「生命の大切さ」「初経」「思春期」が半数以上が必要と回答し、文部科学省指導要領と同様に子どもの知りたいことはズレが生じていた。性をめぐる問題の中には、小学生の親の世代で性教育では扱われてこなかった内容が多いことが明らかとなった。結果より家庭での性教育担当者となる母性・父性への継続的な支援、性教育に関わる医学的・専門的な知識の提供そして子どもと保護者の個別的な相談への対応や学校、家庭、地域の連携が看護職の役割として導かれた。
14	渡辺マリ子, 岩田真美, 若永信子, 細川愛弓, 前田キヤ子 高校生に性教育を実施して - 助産婦による思春期性教育の必要性 - 岐阜県母性衛生学会誌		1998	妊娠やSTD予防のための思春期性教育の必要性を知る	A女子高校看護科2年生：平成8年40名, 平成9年36名 B工業高等専門学校2年生：平成8年198名, 平成9年203名 B工業高等専門学校3年生：平成8年198名	高校生に性教育を実施し、受講後にアンケート調査	「性について今後も学習したい」がA校93.2%, B校79%と高かった。内容について、関心が高かったのは「僕と私の避妊講座」(ビデオ)、「STD」であった。学生が今までに受けてきた性教育内容は、おもに身体の変化、しくみであった。学生たちはセックスに興味を持ち、自分のこととして受け止めている。性について具体的なことを知りたいというニーズがある。性に目覚める思春期の頃から正しい性に関する知識を持ち自己決定できるようなサポートが今後の課題である。性教育は人間の性欲を肯定的にとらえ、そのうえで責任ある性行動をとるためにはどうしたらよいかを助産婦として教えていく必要がある。
15	野村末子, 松田奈穂子, 小林英子, 岡本静子, 西垣美紀, 山際三郎, 山下久美子, 梅田時恵, 大沼れい子, 大井修三 小学校性教育への親の参加(助産師の試み) 思春期学	原著	1995	性教育の実効を上げ、地域や学校の実態に応じた形で実施されるよう、性教育のあり方を探索するため	岐阜県村立の小学校4年生38人(男子15人, 女子23人)の親子(父親14人, 母親21人)	段ボール人形を使って二次性徴を教える、ニキビ、発毛、乳房の発達について、親や先生の体験談を聞く、心の変化を教える、紙の引っ張り合い(親子関係をみる)を実施後、親子同伴での性教育の試みに対する異議および感想についてアンケートによる調査	子どものアンケート結果から、親子での性教育を「何とも思わない」が最も多く、次いで「よかった」であった。「嫌だった」との回答も2名あった。体のことで悩みがあるかとの質問に大半が「なし」と答えた。印象に残った点として男児では「助産婦の話」「男性ホルモン」「体について」「段ボール人形」「ニキビ」「変声」「PTAの父親の話」だった。女児では「乳房の変化」「助産婦の話」「体について」「段ボール人形」「全体的に」「紙の引っ張り合い」だった。親の回答では、すべての親が学校で性教育が必要であると答えている。理由は、「子どもと話し合うきっかけとなる」「親自身が勉強になる」があった。性教育において専門的な講義ばかりでなく親の体験談など専門外の話も大切であることがわかった。
16	金村亜静, 伊藤知夏, 相島初江ほか 思春期相談のネットワークづくりへのアプローチ - 学校における性教育場面へ助産婦がどうかかわっていかへ - 第26回看護学会集録		1995	学校管理者の性教育に対する意識と助産婦の専門性をどう認識しているかを知る	草加市内全小中学校校長33名	自記式アンケート調査 学校管理者の性教育に対する意識、学校管理者の助産婦の専門性に対する認知度、性教育におけるネットワーク作りの必要性をどう感じているか、性教育場面における助産婦の役割をどう考えているか	性教育の必要性や地域との連携の重要性は、十分に理解しているが、多職種からの協力を全面的に受け入れられない学校現場のジレンマがある。学校管理者は、助産婦を性と生殖にかかわる専門職として認識し、学校における性教育に協力することを期待している。助産婦がいつ、どのような形で協力していくべきなのかを学校側と検討していくことが課題である。
17	岸田泰子, 佐藤龍三郎, 林謙治 思春期の性に関する援助のあり方(第2報) - 助産婦に期待される役割 - 思春期学	原著	1995	助産婦が思春期保健に関してどのようにかかわっているかという点について、現状の助産婦活動から今後を展望するため	東京都内および近県助産婦養成機関16校の助産婦学生334人 助産婦養成機関16校の教務主任16人	無記名自己記入式質問紙調査 助産学生：助産婦として思春期の援助にかかわるための適正・意欲などについて調査 教務主任：助産婦養成の過程で、思春期の性というテーマがどのようにより扱われているか調査	助産婦学生は、女性であること、性に関して専門教育を受けていること、性に対して肯定的かつ前向きにとらえる傾向があることにより、性に関する援助全般に期待される資質がある。助産婦は、助産を通しての母子の関わりから、地域において性教育の場を作り得る存在である。学生、教務主任とともに地域において性教育をする意欲があり、養成の側も今後の教育の中で思春期の保健に力を入れたい意向がある。

助産師がかかわる「思春期の性教育」に関する文献検討

No	著者, 表題, 学術雑誌	論文の種類	出版年	目的	研究対象者	研究方法・評価	結果
18	岸田泰子, 佐藤龍三郎, 林謙治 思春期の性に関する援助のあり方(第1報)性に関する問題の現状と助産婦による援助のニーズ 思春期学	原著	1995	助産婦の視点から, 思春期の性に関する問題の現状と必要とされる援助のニーズを把握するため	東京都内および近県助産婦養成機関16校の助産婦 学生 334人	無記名自己記入式質問紙調査 今までの性に関する悩みや心配事への対応及び解決に役立ったこと, 性に関する意識や行動に影響を与えたもの, これまでに受けた性に関する援助, 自分の思春期を振り返り受けたいと思う援助, その援助の受け手としての実状, ニーズ	自己の思春期において経験した性の悩みおよび対応の中で特に「月経」「男女交際」「男女の心理」が援助のニーズが高い項目であった。性行動のうち「性病」「避妊」「妊娠」の項目で学校での指導が解決に役立ったと答え, 項目により学校における集団指導が効果的である。心理面以外の性に関する援助全般に対する医療看護系専門職への期待が高い。性意識に影響を与えたものとして友人, 次いで看護学校・助産婦学校の専門教育をあげた人が多かった。また小・中・高校教育よりマスメディアの影響をあげた人がはるかに高率だった。

【文献】

- 浅井春夫, 北村邦夫, 橋本紀子, 村瀬幸浩 (2003). ジェンダーフリー・性教育バッシング ここが知りたい50のQ&A. 5-11, 東京: 大月書店.
- 原山和子, 川田紀美子 (2020). 分娩取り扱い施設における10代女性への周産期支援の現状と助産師の属性との関連. 思春期学, 38 (2), 224-233.
- 平田知子, 四宮美佐恵, 安田陽子, 高尾緑, 新居涼子 (2021). 助産師が性教育で生徒に伝えたい思い. 新見公立大学紀要, 42, 89-93.
- 石沢敦子, 矢島まさえ, 佐光恵子 (2004). 思春期における子どもの性教育のあり方(その2) - 性教育における看護職の役割 -. 群馬パース学園短期大学紀要, 6 (1), 13-20.
- 金村亜静, 伊藤知夏, 相島初江, 武井恒代 (1995). 思春期相談のネットワークづくりへのアプローチ～学校における性教育場面へ助産婦がどうかかわっていくか～. 第26回日本看護学会集録(母性看護), 97-99.
- 木村菜津子, 吉田倫子 (2016). 地域の思春期相談活動に対する助産師の考えや活動の実際と課題. 秋田県母性衛生学会雑誌, 30, 12-17.
- 岸田泰子, 佐藤龍三郎, 林謙治 (1995). 思春期の性に関する援助のあり方(第1報)性に関する問題の現状と助産婦による援助のニーズ. 思春期学, 13 (3), 208-213.
- 岸田泰子, 佐藤龍三郎, 林謙治 (1995). 思春期の性に関する援助のあり方(第2報) - 助産婦に期待される役割 -. 思春期学, 13 (3), 214-219.
- 小林詩歩, 古川涼子 (2014). 性教育の現状と思春期における助産師の関わりについての検討. 京都母性衛生学会誌, 22 (1), 45-54.
- 厚生労働省 (2013). 「健やか親子21」最終報告書. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000035402.pdf> (参照2022年6月27日)
- 厚生労働省 (2015). 「健やか親子21 (2次)」について. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s2.pdf> (参照2022年6月27日)
- 厚生労働省 (2019). 「健やか親子21 (第2次)」の中間評価等に関する検討会 報告書. <https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000614300.pdf> (参照2022年6月27日)
- 厚生労働省 (2019). 母体保護関係資料. https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/19/dl/kekka6.pdf (参照2022年6月27日)
- 厚生労働省 (2020). 性感染症報告数 (2004年～2020年). <https://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0411-1.html> (参照2022年6月27日)
- 松井弘美, 工藤里香, 村田美代子, 小林絵里子, 岡田麻代 (2021). 助産師が実践するいのちの教育からの児童生徒の学び. 日本助産学会誌, 30 (2), 196-208.
- 松下清美, 玉江和義 (2012). 性教育の現状と課題～性教育の歴史の変遷に着目して～. 宮崎大学教育文化学部紀要, 25・26, 9-20.
- 茂木輝順 (2007). 戦後日本における性教育の手引類及び実践計画の変遷に関する研究～性教育学習指導案データベースを通して～. 教育とジェンダー研究, 7, 47-56.
- 文部科学省 (2005). https://www.mext.go.jp/a_

- menu/shotou/seitoshidou/1302908.htm (参照2022年8月15日)
- 森脇智秋, 廣原紀恵, 郷木義子 (2010). 中学校における性教育内容に関する検討. *インターナショナルNursing Care Research*, 9 (3), 63-72.
- 日本性教育協会 (2019). 「若者の性」白書—第8回青少年の性行動全国調査報告—. 東京: 小学館.
- 西岡笑子 (2018). 思春期性教育, 妊孕性認識の研究動向と性と生殖の健康教育に基づいたライフプランニングの可能性. *日本衛生学会誌*, 73, 185-199.
- 野村末子, 松田奈穂子, 小林英子, 岡本静子, 西垣美紀, 山際三郎, 山下久美子, 梅田時恵, 大沼れい子, 大井修三 (1995). 小学校性教育への親の参加 (助産師の試み). *思春期学*, 13 (4), 286-290.
- 岡部恵子, 佐鹿孝子, 大森智美, 久保恭子, 宍戸路佳, 安藤晴美, 坂口由紀子 (2009). 大学生の認識をもとにした高等学校における性教育の現状と課題 (第1報). *母性衛生*, 50 (2), 343-351.
- 岡本美佐江, 梅本範子, 中井恭子, 植村由美, 川越敦子, 井桜貴代, 白井やよい (2007). 滋賀県の助産師が実施する性教育の実態調査. *滋賀母性衛生学会誌*, 7 (1), 57-60.
- 大石時子, 川島弘江 (2005). 助産師のための性教育実践ガイド. 東京: 医学書院大阪教育法研究会 (2004). 児童生徒の問題行動対策重点プログラム (最終まとめ). <http://kohoken.chobi.net/cgi-bin/folio.cgi?index=sch&query=/notice/20041001.txt> (参照2022年8月15日)
- 佐藤裕子, 浅田夏樹, 阿部早紀, 小島愛, 山崎麻佑, 大田節子, 箕輪有美子 (2017). 高校生への思春期教育の実態—助産師経験を通して伝える生命の誕生について—. *神奈川母性衛生学会誌*, 59 (2), 65-70.
- 関口真弓, 田中弘子 (2017). 助産師における思春期出前講座の今後の取り組み—高校1年生を対象とした性情報・性知識の調査から—. *栃木県母性衛生学会誌*, 43, 30-33.
- 四宮美佐恵, 安田陽子, 百田由希子, 金山時恵 (2018). 大学生が受けてきた性教育の現状と課題. *新見公立大学紀要*, 39, 65-70.
- 忠津佐和代, 藤原望, 長瀬尚子 (2006). 思春期の性教育ニーズの検討(1)—教育内容と教育者—. *川崎医療福祉学会誌*, 15 (2), 635-638.
- 高谷鼓, 上野千尋, 八重樫明子 (2009). 中学生の「命の大切さ」に対する意識—助産師が行う性教育により考察—. *日本赤十字看護学会誌*, 9 (1), 10-17.
- 武市佳津代, 小牧美千代, 岡島真理子, 片山貴文 (2006). 県立A高校生の性知識, 性意識, 性行動の実態—思春期講座の充実に向けて—. *日本看護学会雑誌*, 16 (1), 50-58.
- 上野陽子, 高瀬美由紀, 小林敏生 (2018). 教育機関で助産師が行う性教育のあり方—高校生の性教育への「関心」とその関連要因の検討—. *母性衛生*, 59 (2), 501-510.
- ユネスコ (2018) / 浅井春夫, 良香織, 田代美江子, 福田和子, 渡辺大輔訳 (2021). 【改訂版】国際セクシュアリティ教育ガイダンス—科学的根拠に基づいたアプローチ— (pp. 25). 東京: 株式会社明石書店.
- 渡辺マリ子, 岩田真美, 岩永信子, 細川愛弓, 前田キヤ子 (1998). 高校生に性教育を実施して—助産婦による思春期性教育の必要性—. *岐阜県母性衛生学会誌*, 22, 81-85.

その他

クリスティアン・ヴォルフの心身論 —二元論から一元論へ—

Christian Wolff's Mind-Body Theory : From Dualism to Monism

山本道雄

関西看護医療大学 一般教養

Michio Yamamoto

Kansai University of Nursing and Health Sciences, Faculty of Liberal Arts

キーワード：心身問題, 心脳問題, 心物二元論, 身一元論

Keywords : Mind-Body Problem, Mind-Brain Problem, Mind-Body Dualism, Body-Monism

I ヴォルフの心理学について¹⁾

ヴォルフによる心理学研究はドイツにおける実験科学としての心理学の確立に決定的な影響を与えた。専門の学会誌の刊行はその領域が科学として社会的に認知された証拠であろうが、心理学の領域では1756年、つまりヴォルフ没後2年目に、ハレで刊行されたゴットロープ・クリューガーによる『実験心理学論』がこれに当たる(Gottlob Krüger, Versuch einer Experimental-Seelenlehre)。クリューガーはヴォルフの『経験的心理学』(Psychologia Empirica, 1732)の影響のもと、実験科学としての心理学の確立と発展に尽くした(Rumore, p. 194)。もしヴォルフが現代にまで続く個別科学の端緒に深く関わっているとすれば、それは心理学の領域においてである²⁾。

この小論ではそのヴォルフの心理学における心身問題に焦点を絞って考察したい。周知のように心身問題は近世哲学に限ってみてもデカルト以来の哲学上のアポリアである。ヴォルフはこの心身問題を当時の有力なパラダイムであった心物(物心)二元論という枠組みのもとで考察する。

以下ではまずヴォルフの心理学における心身関係論の位置づけについて考察する(II~III)。次いでヴォルフがその心身関係論を心物二元論の枠組みでどこまで整合的に展開しているか、この点を『経験的心理学』第2巻第2部第3章に即して確認したい(IV~V)。またヴォルフの心身論

の議論には、これを存在者(ens)と存在者の関係をめぐる理論として捉えれば、心身論から相対的に独立しうる哲学的議論も含まれている。ヴォルフの心身論は哲学的議論として同時代のカントやヒュームの哲学議論と普遍的な議論領域を共有していることを強調しておきたい(VI)。心物二元論は今日ではもはや成立しがたい。しかし心身論自体は現代では心脳問題というかたちをとって継承されている。それではヴォルフの心身論は現代の心脳問題から見たときどのように評価されるか、それは単なる過去の遺物か、哲学史家として最後にこの点も検討しておかねばならない。ここではヴォルフの心物二元論は身(物)一元論に回収されることが確認されるだろう(VII~VIII)。

II 心身二元論

まず心身問題に対するヴォルフの基本的なアプローチの仕方を確認しておかねばならない。それをよく伝える文章が『理性的心理学』第531節注解にある。

心身関係の問題(quaestio de commercio inter mentem et corpus)はいつの時代にも哲学者によってもっとも難しい問題に数え入れられ、多くの人にはその結び目はまったく解きほぐしがたく思えた。結び目を解くことを断念し、観念論者や唯物論者のように、二つの実体のう

ちのひとつの存在を疑うことによって結び目を両断する哲学者たちもいた。観念論者は物体 (corpus) の存在を、唯物論者は非物質的実体としての心 (anima) の存在を否定した。観察によって確かであることをその仮説から説明することに努力し、われわれが真理を追究しているのかどうか、どの程度まで真理から逸脱しているのかが明らかになるように仮説の考案に全力を傾注するなら、哲学者はかくも困難な問題において自らの職責を果たしているのである。明確な真理がただちに提示されるのを要請する人は、人間に及ばないことを要求している。

ここで「観念論者」や「唯物論者」とされるのはマルブランシュやホブズである (『理性的心理学』第 33, 38 節)。観念論や唯物論が一元論であるのに対して、二元論は「観念論者と唯物論者とが教えている 2 つのことを同時に受け取る」立場であり、「物」と「心」の 2 つの存在者を同時に認める。「物質的実体の存在と、非物質的実体の存在を認めるのが、二元論者」である (『理性的心理学』第 32, 39)。ヴォルフの心身論はこの二元論の枠組みにおいて展開される。いうまでもなくここでは身は corpus として、物質的実体と見なされる。

Ⅲ ふたつの心身関係論

まずヴォルフのラテン語心理学における心身論の位置づけについて確認しておきたい。ヴォルフはふたつのラテン語心理学 (『経験的心理学』, 1732; 『理性的心理学』, 1734. なお山本の旧稿 (2022) では『合理的心理学』) のそれぞれで心身関係論を展開している。ひとつは上述の『経験的心理学』第 2 巻第 2 部第 3 章「心身の関係 (commercium mentis et corporis)」において、いまひとつは『理性的心理学』第 3 部「心身の関係」においてである。しかし双方の議論はまったく異なった枠組みで展開されている。

『経験的心理学』での議論は心身の相関を経験的に自明の事実として展開されている。その第 947 節では「著者の意図」という小見出しのもと、以下のように述べられている。

疑いを容れない経験 (indubia experientia)

によって確かであることに関してのみ心身関係について論じる。というのわれわれは経験的心理学について論じているからである。経験的心理学では、心に関して経験によってわれわれに知られていることのみ認められるのだから、心身関係に関してもここでは疑いを容れない経験によって信頼できることだけを論じる。

この節の「注解」ではこれに、「したがってここで論じられることは一切の仮説から自由である」と続く。

これに対してさきに述べたように、『理性的心理学』第 3 部「心身の関係」は心身関係を説明する 3 つの「仮説」の紹介からなる。それら 3 仮説とは、「物理的影響の体系」、「機会因の体系」、最後に「予定調和の体系」である。これらはベイルの『歴史哲学批評辞典』(1696) を通じ、ヴォルフも含めて同時代の思想家にすでに知られていた (山本, 2022, p. 170)。

つまり心身関係論は、一方の心理学では心身関係についての経験に基づいた心理学的分析である。これに対して他方の心理学で心身関係論は心身関係についての 3 つの「仮説」の紹介である。双方の心理学は編別構成のうえでほぼ対応しているが、心身問題に関してはこの対応が崩れる³⁾。以下では『経験的心理学』第 3 章の「心身関係」論の内容に立ち入らねばならないが、その前にまず「心」についてのヴォルフの規定を確認しておくべきだろう。

Ⅳ 「心」についてのヴォルフの規定

まず『経験的心理学』での「心」の定義から見ていきたい。その第 20 節「心の定義」に次のようにある。

われわれのうちにあつて、われわれ自身とわれわれの外部のものを意識している存在者が心 (anima) と呼ばれる。それはまた人間の心 (anima humana), あるいは精神, あるいは人間の精神 (mens humana) と呼ばれる。

ヴォルフによればこの定義の「実在性」は「ア・ポステリオリ」に明らかである。

というのもわれわれはこれまで、自らと、われわれの外部の他のものごとを意識しているものが、われわれの内に存在するのを見てきたからである。経験的心理学で学ぶのはこの存在者(ens)についてである。」(第20節注解)

これに対してヴォルフは、「この存在者が何であるか、身から区別されるものが何であるかは、『理性的心理学』で教える」という(同上)。ではその『理性的心理学』での「心」の規定はどうか。その第66節「心の本質(essentia)は何か」には次のようにある。

心の本質は質料的には(materialiter)世界における身の位置に応じて宇宙を表象する力(vis repraesentativa)にあり、形式のうえで(formaliter)制約されている感覚器官の組織(constitutio)にある。この表象力こそが心に関して理解される最初のものであり、心に属する自余のものはこれに依存する。

なおうえの「身の位置に応じて」という句は、心という「非物質的存在者」がその存在において身体に限定されていることを示している。これがヴォルフにおける心身関係論のもっとも抽象的な端緒である。

V 『経験的心理学』第3章「心身の関係」

以下では『経験的心理学』第3章「心身の関係」の内容の考察に移りたい。

1 第948節～第952節 身に対する心との関係

『経験的心理学』第3章「心身の関係」では、まず第948節から第952節にかけて、身に対する心との関係が、次いで第953節から第960節にかけて心に対する身との関係が説明され、最後にこれらの議論をうけて第961節から第964節にかけて「身と心の結合」が結論される。

第948節の小見出しは「心の変容(mutatio mentis)は感覚器官における変容に依存する(pendere)」とある。「外的対象が正常な感覚器官に作用(agere)すると、その瞬間(eo ipso momento)、心にその外的対象をわれわれの外部に存在するとして表象する知覚(perceptio)も

生じる。」ここでは身としての感覚器官と「知覚」という心の変容の対応関係が論じられている。感覚器官に作用するものとはここでは「光」である。光は目に変容を引き起こす。「目に変容が生じると心に知覚が生じる。」しかし目における変容が止むと知覚も消える。ヴォルフによれば、「目に生じる変容と、心に生じる変容のあいだのいかなる時間的間隔(intervalum temporis)も知覚されない。」この時間的間隔は経験によっては定かに確定することはできない。視覚について述べられたことは味覚、臭覚、聴覚についても妥当する(第948節)。

2 感覚器官と心における変容の共存存在(coexistentia)

第949節では「感覚器官と心における変容の共存存在」の観察可能性が問題になる。それによると変容の共存存在自体は経験可能であるが、その「仕方」(ratio)は観察されない。第949節全文を引用する。

感覚器官と心における変容の共存存在は観察されるが、しかしその仕方(ratio)は、とくに心に対する身の作用(actio)は決して観察されない。感覚器官と心における変容をわれわれは同じ瞬間に、あるいは同時に意識し、われわれの知覚に注意を払うことでそれらが共存存在することを認識し、かくてそれらの共存存在を経験する。しかしどれほど注意しようとも、なぜ心の変容が感覚器官における変容に共存存在するかが理解できる何ものもわれわれは意識しないし、かくていかなるその仕方(ratione)もわれわれは経験しない。とくに心に対する身のいかなる作用も意識しないし、したがってこの作用を経験していない。

「心に対する身のいかなる作用も意識しない」とあるのは、文字通りこの作用が意識されないことを意味する。つまり心身の相互作用そのものは「疑いを容れない経験」に入らない。ヴォルフにとって「疑いを容れない経験」に入るのはこの心身の相互関係、あるいは「感覚器官と心における変容の共存存在」である。この「共存存在」は「観察」されるが、その「その仕方、とくに心に対する身

の作用は決して観察されない」。この意味で心身の相互関係とはヴォルフではたんなる共存在あるいは対応関係である。あるいは「調和」である。『理性的心理学』第541節では「心身の調和は仮説か」という小見出しのもと次のようにある。ここに「調和」とは「共存在」のことである。

心身の調和が存在するのは明白だから、またそれを誰も疑うことはできないから、さらに哲学的仮説とは実際にその通りであるかどうかはまだ証明されていないことを想定するものだから、心身の調和は哲学的仮説ではない。

この一節はライプニッツの予定調和説からのヴォルフの自立を明白に伝えるものとして重要である⁴⁾。これに続く「注解」には、「心身の調和と予定調和とを混同する人は大変な間違いを犯している。調和の予定が仮説であって、調和そのものが仮説であるのではない」とある。

つまり『経験的心理学』の議論はあくまで「疑いを容れない経験」の範囲に収まるのであって、その経験とは「心身の調和」あるいは心と身における変容の「共存在」である。この共存在がいかにか可能であるかを論じるのは「仮説」に属する。さきに確認したように、この「仮説」は『理性的心理学』で論じられる。

3 身の苦痛等の知覚

続く2つの節では感覚ではなく、血流や神経流のような、心に対する身的要素の影響が論じられる。これは心身相関の議論によりも、むしろ伝統的には情念論に属するテーマであろうが、念のため一応紹介しておきたい。「心は身の苦痛、無気力、疲労を知覚する。これらはきわめて明晰であり、誰にでも理解できるものだから、説明のための例は必要ない。」(第951節)「身における流動体の異常な運動の心における知覚」という小見出しのもとでは「血液」や「神経流」が登場する。「血液や神経流が異常な仕方で運動するとき、心にはいわば錯乱のような混雑した知覚があり、運動が止むとこれも止む。とくに激しい怒りや恐怖に際して観察されるように、心が情動(affectio)によって動かされるときに、この激しい血流や神経流の運動が身に現れる。」(第952節)後に見る

心脳問題においては「身」は脳に局限化されているが、ここでは心は情動としての側面では身体全体との相関で論じられていることになる。

4 意思(voluntas)に依存している身の運動(motus)

第953節以下では、これまでと逆に、身に対する心の関係が、つまり心に依存する身の運動について論じられる。「心が欲するとき、身のある器官の運動がただちにそれに継起する。心が欲している間、運動は持続する。心が欲するのをやめるとき、運動も止む。」もちろん心が欲しても動かない身体部分はある。「心臓は絶えず運動している。しかし心臓は心が欲しても鼓動を止めない。」「頭髮は容易に動く。しかし心が欲しても頭髮を動かすことはできない。」(第953節)

なお「心が欲するとき、身のある器官の運動がただちにそれに継起する」とはいわゆる心的因果(美濃, 2004, p. 25)の問題である。これについてはのちにあらためて論じる。

5 身に対する心の作用は観察されない

「われわれは心の意欲(volitio)と身における運動との共存在を、同様に心の非欲(nolitio)と身における運動の中断との共存在を観察する。しかしそれによってこれらの運動が産出されたり維持されたり中断されたりする身に対する心の作用(actio)は観察されないし、なぜ心の指令(nutus)に従ってこれらの運動が生まれたり中断したりするのかその仕方(ratio)も観察されない。」(第955節)しかし身に対する心の作用が観察されないからといってそれが存在しないことにはならない(第956節)。

6 身に対する「意欲」ならびに「非欲」の関係

『理性的心理学』第540節では心における「意欲」ならびに「非欲」の、身に対する関係が次のように説明されている。

さらに心の欲求(apetitio)には身体と身体諸器官の運動が対応し(respondere)、心の嫌悪(aversio)には身体と身体諸器官の運動を妨げようとするコナトゥスが、あるいは運動の停止(omissio)が対応する。さらに欲求と嫌

悪には、身体における血液や神経の流れのさまざまな運動が対応する。――したがってこれらの運動や運動の停止は先行する欲求や嫌悪に依存するので、心にあるものから身体に生じる随意的運動や自発的運動が理解される。

7 心と身の相互依存

こうしてヴォルフは心に対する身の、身に対する心の相互関係を論じたのち、第961節で「心と身の相互依存 (animae et corporis mutua a se invicem dependentia)」について議論を進める。それによると、

知覚の特殊化と知覚が生起している時間に関しては、心は身に依存している。しかし身における随意的運動 (motus voluntarius) の種別化とそれら運動が生起している時間に関しては、身は心に依存している。というのも、感覚器官における変容からは心における知覚の種別化と、双方の変容が生起している時間の連続性が説明され、心における意欲からは随意的運動の種別化が説明され、これらが生起している時間の連続性が説明されるからである。したがってその理由が身から説明できるあることが心であり、逆に、その理由が心から説明されるあることが身に生起するので、心は身に、身は心に依存している (dependere)。前者は知覚の種別化に関して、後者は運動の種別化に関して、また心身双方の実体はともに調和的変容の時間の連続性に関して、相互に依存しあっている。

8 心と身との相互関係

次いで第962節では同じ事態が「心と身との相互関係 (commercium mentis cum corpore)」として次のように説明されている。

知覚の種別化と、感覚器官における変容と同時に知覚が生じる時間の連続性の点での、身に対する心の依存と、随意的運動の種別化と心の意思と同時に生起する時間の連続性での、心に対する身の依存は、心と身との相互関係と呼ばれる。

ちなみにこの節に対する「注解」に、「この相

互関係がいかにかに成立しうるかは『理性的心理学』で探求する。そこでは身体において観察されることについて説明される」とある。つまり『経験的心理学』では心身の相互関係に関する「疑いを容れない経験」について記述され、それをうけて『理性的心理学』ではその経験の成立可能性の根拠 (ratio) あるいは仕方が説明される。これは心身の相互関係の記述と説明に関して、ヴォルフが自らの哲学の理念として標榜する「理性と経験の一致」が実現されていることを意味する。

9 身と心の結合 (unio mentis cum corpore)

こうして当初は心物二元に立ち、「世界における身の位置に応じて宇宙を表象する力」(『理性的心理学』第66節)として抽象的に規定された身と心の関係は、「相互依存」、「相互関係」と規定を重ねてきて、第963節で「身と心の結合」という規定を得ることになる。

身と心の相互依存関係から、心は身に、身は心に属する (pertinere) ことが理解されるので、したがって心に関してこの身をわれわれの身体と呼ぶのと同じように、身に関してわれわれはこの心をわれわれの心と呼ぶのだから、双方の存在者はひとつの複合的実体 (substantia composita) を構成すると結論され、したがって心と身は結合されている (mens cum corpore unita) とわれわれはいう。

VI 共存在・恒常的相伴・因果関係・必然的結合

以上、心身関係についてのヴォルフの議論を追ってきた。さきに進むまえにこれらの議論に含まれる哲学的な論点を取り出しておきたい。

第1に、心身問題はデカルト以降に限定してみれば、拡がりのない心と拡がりのある身とがどのように影響しあうかという、デカルトの心物二元論に対するエリザベト王女の問題提起に端を発する。デカルトはこの問題に、「心身の合一 (union)」を「知性」、「延長」となる第3の「原始的観念 (notions primitives)」と見なすことで応えた (小林, 1995, p.446)⁵⁾。

うへの『経験的心理学』での「心身の相互関係」に関わる一連の議論は、このエリザベト王女問題

に対応するものと解釈できる。それはデカルトが自明の「原始的観念」として要請した「心身の合一」の観念を、「心と身の結合」として、ヴォルフ的な論証スタイルで導出したものと見ることもできるだろう。事実、さきに紹介した第961節の最後には、「よって論証された(per demonstrata)」という句がおかれている。

その議論は微妙な言い回しからなる。その理由は心身の直接の「作用」関係自体は「疑いを容れない経験」に入らない一方、「感覚器官と心における変容の共存在」(第949節)は、「疑いを容れない経験」の範囲に入る。ヴォルフの議論はこの範囲に収まるようにして注意深く進められているからである。

第2に、うえで紹介した「心身の相互関係」の議論に立ち入らねばならない。Vの1から9までの議論で主張されていることは、「感覚器官における変容」つまり身体の変容があれば「知覚」つまり心の変容があり、「意思」つまり心の変容があれば身体の変容が生起するということである。つまり「身体の変容」⇒「心の変容」であり、かつ、「心の変容」⇒「身体の変容」という事態である。これは論理的にいえば「身体の変容」と「心の変容」は双条件法の関係にあることを意味する。

しかし問題はこの双条件法から「心と身の結合(unio mentis cum corpore)」を結論することができるか否かにある。ヴォルフの議論で妥当に結論できることは、「身(心)の変容があるところ、かつそのときに限って、心(身)の変容もある」ということだけある。これを「結合」と言い換えても、そこでいわれていることは正確には心と身の共存在関係以上の事態ではない。

第3に、この双条件法をヴォルフの言葉で端的に表現すれば、「その理由が身から説明されるあることが心にあり、逆に、その理由が心から説明されるあることが身に生起する」(『経験的心理学』第961節)という文に要約される。ではこの事態はどのように解釈されるべきか。この関係は因果関係だろうか。「依存する(pendere)」という言葉の使い方からすればそのように解釈することができる。しかしこの解釈には難点もある。それは心身の「作用」関係は認識されないと指摘されている点である(『経験的心理学』第949節)。認

識(経験)されるのは「共存在」関係だけであって、ここから因果関係が認識されるとするのはいわゆる「取り違えの誤謬(vitium supreptionis)」(山本, 2010, 索引参照)による。

しかしこの「共存在」は一回のものではなく、恒常的關係である。では共存在の恒常的關係から因果関係を推理できるか。ヒュームであればこの推理に異議を差し挟むに違いない。ヒュームによれば原因の知覚と結果の知覚の恒常的相伴からは「必然的結合」の「印象(impression)」は得られない、得られるのは必然的結合の「観念(idea)」のみである(ヒューム, 『探求』, 第7節「必然的結合の観念について」)。さらにカントは、恒常的相伴から因果の「必然的結合」を推理するには、ア・プリオリの因果「カテゴリー」が前提されねばならないことを示した(山本, 2010, 第8論文)⁶⁾。

しかし注目すべきことにヒュームやカントを引き合いにだすまでもなく、実はヴォルフ自身が『経験的心理学』(1732)第113節で、継起する諸知覚について次のように述べている。

多くのものがしばしばあるいは長時間、同時に知覚されると、それらの知覚は相互に連関(conectere)づけられる。というのも多くのものがしばしばあるいは長時間知覚されると、心は一方の知覚から他方の知覚を容易に再生する(reproducere)ようになるからである。

これに続けて第114節にはこうある。

それらのうちの一方が他方から産出(producere)されるものについての諸知覚は、それらのものがしばしばあるいは長時間知覚されるがゆえに連関しているのだから、しかしなぜ知覚されたものが同時に存在するか、あるいはなぜ相互に継起するかはそのことから理解されないのであるから、したがって一方のものに他方のものの共存在の根拠や他方のものの継起の根拠は含まれていないのであるから、ものの知覚が心において関連しているからといって、ものが相互に連関している訳ではない⁷⁾。

これはまさしくヒュームの『人間知性研究』(1758)での因果観念の分析と同種の議論であ

る。しかもこのヴォルフの主張がヒュームの主張に16年先行していることに留意されるべきだろう。ここではヴォルフ、ヒューム、カントの議論が微妙に交差している。「独断論者」と誤ってレッテルを貼られてきた分析家ヴォルフの真骨頂がここに認められるのであるが、遺憾ながらこの点は久しく無視されてきた⁸⁾。

VII 感性的観念と質料的観念

それでは第5節でのヴォルフの議論はどこまで成功しているだろうか。この点を以下では『経験的心理学』と『理性的心理学』における「感性的観念」と「質料的観念」の議論に即して立ち入って確認しておきたい。

まず「感性的観念」と「質料的観念」の規定から見ておかねばならない。

感覚 (sensatio) によって心に存在するもの、あるいは感覚器官において変容が生じる (accidere) がゆえに心に実際に存在するものを、感性的観念 (ideae sensuales) と呼ぶ。したがって感性的観念とは感官 (sensus) によって心において産出されるものということができる。『経験的心理学』第95節

つまり感性的対象によって「感覚」(身) が変容を受けることで、「心」に「感性的観念」が存在する。次に、

感性的対象によって感覚器官に刻された運動 (motus) を今後われわれは形相印象 (species impressa) と呼ぶ。その運動から脳 (cerebrum) にまで達する運動、あるいはその運動によって脳に生じる運動を質料的観念 (idea materialis) と呼ぶ『理性的心理学』第112節

つまり質料的観念とは、感性的対象によって感覚器官に刻された運動から「脳」にまで達する運動のことである。あるいは端的にそれは、「脳に生じる運動」、脳に存在する観念である。

かくて「感性的観念」は「心」に関わり、「質料的観念」は「脳」に関わる。「脳」は身の一部である。『理性的心理学』第113節「感性的観念

と質料的観念の共存存在」には次のようにある。

感覚神経に刻された運動が脳にまで達しなければ心には対象の感性的知覚は存在しないのだから、感性的観念には脳における質料的観念が共存存在する。

しかし質料的観念と感性的観念はたんなる「共存存在」ではあるまい。「感覚神経に刻された運動が脳にまで達しなければ心には対象の感性的知覚は存在しないのだから」、感性的観念には脳における質料的観念がたんに共存存在だけではなく、後者のゆえに前者があると理解されるべきだろう。

しかし物質的存在としての「脳」に存在する質料的観念と、非物質的存在である「心」に存在するとされる感性的観念とは、どのように関わるのか。双方が1 vs 1に対応するとしても、質料的観念という物質的存在 — 脳という物質に存在する観念である以上、質料的観念は物質的存在であろう — がいかにして非物質的存在である心に、感性的観念を産み出しうるのだろうか。「感覚神経」を媒介にしてということも考えられる。しかし非物質的存在としての心に、物質的存在としての感覚神経はいかに作用するのか。この作用のためには、双方の接触が求められるであろう。しかし「接触ということは「心」という非物質的なものとは両立しない」(既出, エリザベト書簡, 注5参照) のである。

こうして心物二元の構図が、「心」における「感性的観念」と「脳」における「質料的観念」となって再現され、のみならず、これらの2つの観念のあいだに、エリザベト王女によって指摘されたと同種のアポリアも再現されていることが分かる。さきに見た「相互関係」から「結合」に至るまでのヴォルフの議論は、本来はこのエリザベト王女によって指摘されたアポリアに答えるはずのものだった。しかし感性的観念と質料的観念をめぐる議論がふたたび同種のアポリアに遭遇していることは、この問題が解決されていないことを意味する。あるいは解決されえないことを意味する。その根本的理由はその議論が心身の二元論を前提にしているからである。

しかし翻って考えてみれば、デカルトの「心身

の合一」の「原始観念」にしても、エリザベト問題に真に応えるものではなかった。それは心物二元を前提にしたうえで、「合一」という観念のもとに問題を先送りしたにすぎない。「合一」が「原始的観念」として要請されたにせよ、これは「精神」と「物質的なもの」とのあいだに「接触」が成立しようと要請しているようなものである。

したがってこの問題の解決は心身二元論の放棄を俟つかない。背理法によればある議論から矛盾が帰結すればその前提群のうちのひとつは否定される⁹⁾。これと類比的な事態がここに認められる。あるアポリアを解決すべき議論が同種のアポリアに遭遇している以上、その議論の前提に問題があるといわざるをえない。このアポリアを回避するには問題となる前提を否定する他ない。ここではそれは心物二元論である。

あるいはさきのヴォルフの言葉を、ヴォルフの意図に反してであるが、援用すれば、これは「結び目を解くことを断念し、観念論者や唯物論者のように、ふたつの実体のうちのひとつの存在を疑うことによって結び目を両断する」ことを意味する。両断の帰結は「心」の座を「脳」という物質に見る、唯物論的な身一元論である。

以下ではヴォルフの心身論がどこまで身一元論のもとに回収可能かを、現代の心脳論との連関で考察せねばならない。

Ⅷ 心的因果の問題

さきに「心が欲するとき、身のある器官の運動がただちにそれに継起する」(『経験的心理学』第953節)とは、いわゆる心的因果に相当することを指摘しておいた。ここで「心的因果」とは、心が身に因果的作用を与えることを意味する。例えば喉の乾きという心的状態が原因となって「水を飲む」という身体的行動を引き起こすと考えるとき、そこに心的因果が想定されている。しかし金杉のいうように、心が原因となって身的運動を惹起するとすれば、これはいわば「念力」によって身体を動かそうとするようなもので、明らかに不合理である(金杉, 2007, p.36)。あるいは美濃のいうように、心的因果を認めれば、心的状態という「いかなる物理的エネルギーをもたない事象がいくらかの物理的エネルギーをもつ事象(身体的行動)を引き起こしうるとを認めなければな

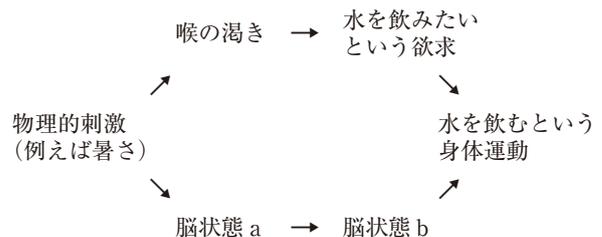
らなくなる。」(美濃, 2004, p.69) これもまた不合理である。さきに紹介した文から明らかであるように、ヴォルフの議論にはこの心的因果の作用が想定されている。

しかし「感性的観念」、「質料的観念」、「脳」に関わるうへの議論から、ヴォルフではこの心的因果の問題が事実上解消されうる構成になっていることが分かるだろう。そこでこの議論から特定の対象を指示するかのよう読み取る「心」という語を、文脈的に解釈することで削除することが可能だからである。換言すれば、ヴォルフの心身二元論は身一元論に還元可能である。例えばうへの『理性的心理学』第111節「感覚しているときの身体の変容」には次のようにある。

心が感覚しているとき、感覚的对象(objectum sensibilis)から感覚神経に刻印された(impressus)運動は脳にまで達する。・・・解剖学の教えるように、聴覚器官からの聴覚神経のように、さまざまな感覚器官から神経が脳にまで伸び、脳から運動神経が人間身体の個々の部分に広がっていく。

ここでは冒頭、「心」という語が用いられてはいるが、さきに注意したように、「心」についての立ち入った説明はなく、記述されていることは、「感覚的对象」→「感覚神経」→「脳」→「運動神経」→「人間身体」という一連の流れである。ここで「心」は何か特定の存在者を指示する言葉ではなく、それは「感覚的对象」→「感覚神経」から「人間身体」に至る一連の流れとして文脈的に定義されうるものである。そこには「心」という語によって指示されこの流れから区別される、特別の存在者を想定する必要はない。

この一連の流れを金杉を参照にして図解すれば、



となる(金杉, 2007, p.42)。「喉の渇き」→「水

を飲みたいという欲求」→「水を飲むという身体行動」が心的因果の系列である。「脳状態 a」→「脳状態 b」はこれを脳 {身} のレベルで捉え直したものである。ここでは心的因果は解消されている。

「心」が感覚するということと、「感覚的対象から感覚神経に刻印された運動は脳にまで達する」ことは区別されるのだろうか。「感覚する」ということ自体、感覚器官という「身」的なものによる刺激の受容にもとづく。この刺激の受容が「脳」に伝達されて対象の知覚が生じる。この対象の知覚は「質料的観念」のことであり、これは脳に存在する。つまり一連の流れのなかに、身体的なものから二元的に区別される「心」は必要ない。

このように見るとヴォルフが固持した心物二元論の枠組みは、身一元論に回収されることが分かる。のみならずヴォルフの「心」概念自体が、たんに拮がりのない存在者という抽象規定に尽きるのではないことに注意したい。

IX 「心」の座としての「脳」

ヴォルフでは「心」は「実体」である（『理性的心理学』第48節）。「実体」とは「持続可能で変容可能なもの」である（『ラテン語存在論』第768節）。さらに心は「表象力」である。「心は同じ力で、感覚し、想像し、記憶し、回想し、注意し、反省し、概念を形成し、判断し、推理し、欲求し、嫌悪し、意思し、意思しない。」（『理性的心理学』第61節）。

こうしてみるとヴォルフにあって「心」はもはやたんに拮がりのない存在者という抽象的規定に留まりえないことが分かる。ヴォルフの時代には心理学を自然学の一部と考える立場があったと伝えられるが、この見方によれば、「心」は「物質」と並び立つ存在者である（Klemme, 1995; 山本, 2010, p.364）。しかし先に見たように、「心」という語によって指示される非物質的存在者は何もなく、それが「脳」を含む語によって文脈的に定義されるのであれば、「心」の座は「脳」という物質に求められる他ない。脳はうえで確認したような実体として心の座に他ならない。ここに現れるのは唯物論的な身一元論である。

前述のように、心物二元論は心身問題を論じる際のヴォルフの時代のパラダイムであった。「非

物質的実体」としての心という観念は、宗教的背景は別として¹⁰⁾、科学史から類比的な例をとれば、かつて燃焼を説明するために導入された「フロギストン」や、光の伝播を説明するためにその媒質として導入された「エーテル」のような、虚構の存在者であったということもできるだろう。ヴォルフの心身論を整合的に解釈すれば非物質的存在としての心という虚構の存在者は失権する。この点では心身二元論に立つヴォルフの心身論は失敗した。他方ヴォルフにあって心は身一元論に回収されることで、現代の心脳論に繋がりうる。この点にヴォルフの心身論の可能性と先駆性があったことを示すのが、本稿の最終の目的であった。

【注】

- 1) 本論考は、山本（2022）の続編であるが、内容的には独立している。
- 2) この点についていくつか補強すれば、Hatfield, 1990, 1995; Goubet, 2018; Rumore, 2018. 「標準的な文献紹介によれば、ヴォルフは心理学前史における形而上学的過去の人物であるが、実のところヴォルフの仕事は18世紀およびそれ以降の心理学の展開にとって圧倒的に重要なのである。」（Hatfield, 1995, p. 197）
- 3) 双方の心理学の関係については、山本, 2010, 第14論文 p. 372 以下参照。
- 4) ヴォルフと予定調和説との関係については、山本, 2022. その影響関係はあまり強調されるべきではない。晩年のヴォルフはある書簡で、ライプニッツの体系は自分の体系が止むところで始まると述べているが、この言葉についてのもっとも説得的な解釈としてカルボンチーニは、次のアルントの言葉を紹介している。それによると、ライプニッツの予定調和説はヴォルフによって完成された体系の基礎にあるのも、その根拠付けの連関中にあるのでもなく、この体系の根拠と経験からせいぜい蓋然的な仮説として証明されるにすぎない。Carboncini, 2008, Vorwort zu *Christian Wolff Gesammelte Schriften*, Abt. III, Bd. 113, S. 11.
- 5) エリザベトのデカルト宛書簡に次のようである。「あなたは精神の概念から延長を完全に排除なさっていますが、接触ということは非物質的なものとは両立しないと思います。」（山田弘

- 明訳『デカルト・エリザベト往復書簡集』2001年、講談社、p.14)
- 6) ヒュームとカントは、ダーウィンに先行する世紀の思想家として、いわゆるデザイン論証の問題に関しても興味ある論点を提示している。この問題については、山本、2003、2006年参照
- 7) なお「ラテン語論理学」(1728)第702節には次のようにある。「あるものが恒常的に結合されている (constanter conjungunter) ことから、あるものが別のものの原因であることは蓋然的にしか推理できない。それは反証例が現れないかぎりでのことである。というのも恒常的に結合されているものも、双方のうちのひとつが他のものの原因であるか、あるいは双方とも同じ原因に依拠しているか、あるいは共存している諸原因に依存しているか、あるいはそれは偶然に結合されているかであるが、このことは存在論で論証されるべきであるが、ここでは経験に合致することとして受け入れておく。したがって“AとBは恒常的に結合されている。ゆえにAはBの原因である」と推理する人は、推理されてはならないことを推理している。」ここにも因果概念の分析においてヒュームに先行するヴォルフがいる。「ドイツ語論理学」、p.204、山本訳注参照。
- 8) ヴォルフは当時の全ヨーロッパの知的世界に強い影響を与えたが、19世紀後半からヘーゲルの影響もあって、誤ってライプニッツのエピゴーネンと見なされるようになった (Carboncini, 2018, S.467ff.)。ヒンスケによれば、それは「信じられないほどの過小評価」(Hinske, 1999, S.99)であった。ヴォルフの哲学が正当に評価されはじめたのは、その著作類が組織的に刊行されはじめた20世紀後半からである。
- 9) 「仮定されたある式 Γ から、他の前提のもとに(ない場合もある)、ある式 Δ とその否定式 $\sim\Delta$ とが導出されるならば、仮定された Γ の否定式をその前提のもとに結論として導出できる。」矛盾を $\Delta \cdot \sim\Delta$ で表記すると、否定導入 {背理法} は、 $A, \Gamma \vdash \Delta \cdot \sim\Delta$ ならば $A \vdash \sim\Gamma$ 、と表現できる。木村慎哉・常俊宗三郎・安井惣二郎・山本道雄・吉田六弥『論理学』、晃洋書房、p.54参照。なおヴォルフの「ドイツ語論理学」、第14章第4節、ならびに訳者注

も参照。

- 10) 宗教的背景は「ドイツ語形而上学」序論(とくに第1版、第2版序論)で言及されている。ヴォルフではそれはキリスト教的伝統に結びつく。心を身と区別された存在者と見る伝統は例えばプラトン哲学に認めることができるだろう(『パイドン-魂について』、中央公論社「世界の名著」、第6巻)。しかし総じて古代ギリシア哲学にあつては“プシュケー”は物質的なものと見なされていたようである。風の強い日の葬儀は魂が吹き飛ばされるとして嫌われたと伝えられている。

【文献】

- Arnaud, Thierry (2002). Le critère du métaphysique chez Wolff, Pourquoi une Psychologie empirique au sein de la métaphysique? in: *Archives de Philosophie*, Tom 65.
- Carboncini, Sonia (2008). Vorwort zu *Christian Wolff Gesammelte Schriften*, Abt. III, Bd. 113, S. 11.
- Carboncini, Sonia (2018). Wolffrezeption in Europa, *Handbuch Christian Wolff*, in: Robert Theis, Alexander Aichele Hrsg. Springer
- Correspondance entre Descartes et Elisabeth. 『デカルト=エリザベト往復書簡』, 2001, 山田弘明訳, 講談社
- Feuerhahn, Wolf (2002). Comment la psychologie empirique est-elle née? in: *Archives de Philosophie* Tom 65.
- Goubet, Jean-François (2018). Rationale Psychologie, in: *Handbuch Christian Wolff*, in: Robert Theis, Alexander Aichele Hrsg. Springer
- Hatfield, Gary (1992). Empirical, Rational, and Transcendental Psychology, Psychology as Science and as Philosophy, in: *The Cambridge Companion to Kant*, 1992.
- Hatfield, Gary (1995). Remaking the Science of Mind Psychology as Natural Science, in: *Inventing Human Science, Eighteenth Century Domain*, by Christopher Fox, Ray Porter and Robert Worker, University of

- California Press
- Hinske, Norbert (1999)。Wolffs empirische Psychologie und Kants pragmatische Anthropologie Zur Diskussion über die Anfänge der Anthropologie im 18. Jahrhundert, in: *Aufklärung* 11/1, 1999.
- Hume, David (1758)。An Enquiry Concerning Human Understanding, 神野慧一郎・中才敏郎訳, 『人間知性研究』, 2018, 京都大学学術出版(「研究」)
- Kanesugi, Takeshi (金杉武司) (2007, 2018), 『心の哲学入門』, 勁草書房
- Klemme, Heiner F. (1995)。Kants Philosophie des Subjekts, systematische und entwicklungsgeschichtliche Untersuchungen zum Verhältnis von Selbstbewußtsein und Selbsterkenntnis, Felix Meiner Hamburg
- Kobayashi, Michio (小林道夫) (1995)。『デカルト哲学の体系』, 勁草書房
- Mino, Tadashi (美濃 正) (2004)。心的因果と物理主義, 『シリーズ 心の哲学 I 人間篇』, 信原幸弘編, 勁草書房, 所収
- Rumore, Paola (2018)。Empirical Psychology, in: *Handbuch Christian Wolff*, Robert Theis, Alexander Aichele Hrsg. Springer
- Wolff, Christian (1712)。Vernünfftige Gedanken Von den Kräften des menschlichen Verstandes Und Ihrem richtigen Gebrauche in Erkenntnis der Wahrheit, in: *Christian Wolff Gesammelte Werke*, Abt. 1, Bd. 1, Georg Olms Verlag. 1978 (「ドイツ語論理学」)
- Wolff, Christian (1719)。Vernünfftige Gedanken von Gott, der Welt und der Seele des Menschen, auch allen Dingen überhaupt, in: *Christian Wolff Gesammelte Werke*, herausgegeben und bearbeitet, von J. Ecole, H. W. Arndt, C. A. Corr, J. E. Hoffmann, T. Thomann, H. W. Arndt, 1. Abteilung · Deutsche Schriften, Band, 2 (「ドイツ語形而上学」)
- Wolff, Christian (1728)。Philosophia Rationalis sive Logica Pars II, in: *Christian Wolff Gesammelte Werke*, herausgegeben und bearbeitet von J. Ecole, H. W. Arndt, C. A. Corr, J. E., Hoffmann, T. Thomann, H. W. Arndt, II. Abteilung · Lateinische Schriften, Band, 1, 2 (「ラテン語論理学」)
- Wolff, Christian (1729)。Philosophia Prima sive Ontologia, in: *Christian Wolff Gesammelte Werke*, herausgegeben und bearbeitet von J. Ecole, H. W. Arndt, C. A. Corr, J. E. Hoffmann, T. Thomann, H. W. Arndt, II. Abteilung · Lateinische Schriften, Band, 3 (「ラテン語存在論」)
- Wolff, Christian (1732)。Psychologia Empirica, in: *Christian Wolff Gesammelte Werke*, herausgegeben und bearbeitet von J. Ecole, J. E., Hoffmann, H. W. Arndt, II. Abteilung · Lateinische Schriften, Band 5 (『経験的心理学』)
- Wolff, Christian (1734)。Psychologia Rationalis, in: *Christian Wolff Gesammelte Werke*, herausgegeben und bearbeitet von J. Ecole, J. E., Hoffmann, H. W. Arndt, II. Abteilung · Lateinische Schriften, Band 6 (『理性的心理学』)
- Yamamoto, Michio (山本道雄) (1983)。『論理学』, 木村慎也・常俊宗三郎・安井惣二郎・山本道雄・吉田六弥, 晃洋書房
- Yamamoto, Michio (2003)。「ヒュームのデザイン論証 — カントとの比較において—」, 神戸大学大学院文化学研究科, 『文化学年報』, 2003年, 第22号
- Yamamoto, Michio (2006)。「カントと一八世紀啓蒙哲学 — 「わが上なる星しげき空とわが内なる道德法則」」, 岩波版カント全集別巻
- Yamamoto, Michio (2010)。『改訂増補版 カントとその時代 ドイツ啓蒙思想の一潮流』, 晃洋書房
- Yamamoto, Michio (2020)。『ドイツ啓蒙の哲学者若きクリスティアン・ヴォルフの知識体系論 ドイツ啓蒙思想の一潮流 3』, 晃洋書房
- Yamamoto, Michio (2022)。「クリスティアン・ヴォルフにおける心身論 序説」, 『愛知 (φ ι λ ο σ ο φ ι α)』, 神戸大学哲学懇話会, 第32号

その他

本学における英語教育の取り組み —グローバル社会に生きる学生のために—

English Education Efforts in Kansai University of Nursing and Health Sciences:
For the Students Living in a Global Society

西垣有夏

関西看護医療大学 看護学部 専門基礎

Yuka Nishigaki

Kansai University of Nursing and Health Sciences, Faculty of Nursing, General Education

I はじめに

筆者は2021年に本学の英語担当の専任講師として着任したが、本学学生の英語に対する関心はとてつもないと感じる。授業開始時に既習単語を板書すると、休み時間気分談笑していた学生はすぐに授業体勢に入り、その意味を確認すべくノートやテキストを開く。また、学生は音読にも積極的に、重要単語や発音困難な単語を何度も繰り返し発音練習している。今やグローバル化が加速しており、国境を越えた文化や情報の往来に国家単位の認識では太刀打ちできない。そうなるグローバル社会における競争力や生存力の可能性の多くは、その開放性を形成する人材のグローバル化に対応した能力の有無にあると言える。言うまでもなく医療現場も例外ではない。グローバル社会に向けて本学学生は英語の必要性を感じているのか、グローバル社会に関係なくただ単に卒業のための単位取得しただけなのか、思いは様々かもしれないが英語の取り組みに熱心なのは確かだ。

だが、本学学生の英語に対する苦手意識はとてつもない。本学着任以来、「英語は必要だと思うけど、(習得は)あきらめている」という声を学生から幾度となく聞かされている。筆者が本学学生に入学前に英語を嫌いに、あるいは苦手になった理由を聞いてみると、文法用語ばかり用いた説明だったこと、授業時間毎の英単語のテストに辟易したという回答が多かった。確かに文法や単語は英語力向上において重要だが、それらを重点的に授業で取り入れたところで学生が英語学習に積極的に

取り組むとは言い難い。文法用語ばかりでは授業が退屈なものとなりかねず、単語テストのための単語暗記は学習者にとって苦痛なものとなるかもしれない。教員側が英語力向上を口実に授業運営上学生に対する配慮がなければ、どんなに教員側に教える技術があり、良質な教材を利用しても、学生としては英語学習も魅力を感じなくなるだろう。つまり、中学・高校であれば、生徒は進学に向けて成績や偏差値を上げるための手段として英語に取り組むのであって、英語そのものを身に着けたいという興味は薄れてしまう。とりわけ大学入学試験で英語が必須科目でなければ、英語に対して苦手意識を抱えたまま大学に入学することになるだろう。

しかし、グローバル化が進む現代社会において英語が要求される機会が多くなることは確かだ。英語が苦手な学生に対して基礎から学習できるようにし、さらに学生が積極的に学べるための授業運営の創意工夫が必要となる。本学において筆者がとった英語の授業運営、授業時間外の学習、さらに学生への配慮やサポートについて述べていくことにする。

II 本学における授業運営の工夫

先にも述べたが、本学では英語に対する苦手意識を持つ学生が多い。中学高校の6年間英語に取り組んだにもかかわらず理解できなかった挫折感を抱きながら学生は英語の授業を受けることになる。しかし、看護学を学ぶ学生は国家試験突破後

看護師という専門職に就く以上、医療関連の文書を英語で読む機会があることを想定しなくてはならない。わからない単語があれば辞書で調べながらも、将来的には正しく英文を解釈できるようにしておく必要がある。

筆者が本学の英語の授業で力を入れるのは英語の基本習得と英文構造把握である。本学学生にどのようにして説明したのか、本学で利用しているテキストの英文を挙げて述べていく。

The number of women with menstrual problems is increasing. (Sasajima & Yamazaki, 2017, 21).

まず学生にこの英文をピリオドまで一文すべて音読してもらう。もし一文が長ければ複数の学生に当ててコンマなどのある英文の区切りのあるところで切って、交代で音読させる。英文の全体像を見た上で英文構造、つまり主語や動詞といった文章の骨組みを学生に考えてもらう。単語の意味も分からないのにいきなり音読と文章構造の把握は荒療治に見えるかもしれないが、正しく文脈をとらえるには英文全体を見ておく必要がある。さらに、和訳なしでいずれ英文を読むことも想定し、日本語表記に頼らないで英文に向き合う姿勢を身に着けておく必要があるので敢えてこのような手段を取っている。この英文では、主語はThe numberで、動詞がis increasingとなる。

まず、文章の骨格となる主語と動詞の単語から説明する。ここでは主語のnumberは「数」、動詞となるis increasingは、increasingは原形がincrease「増える」であることを説明し、be動詞＋～ing形の進行形であると説明する。この時点では「進行形」というだけで文法説明に深入りしないようにする。そして主語と動詞で合わせて、「数が増えている」という英文の骨格が完成する。The number of womenで「女性の数」、with menstrual problemsで「生理の問題を抱える」となり、あとはすでに説明した動詞部分is increasingだけとなる。文章構造把握後は丁寧に和訳をするのではなく、英文を文頭から解釈していくようにする。英文内容の理解はできて学生が安心したところで、ここで取り上げた文法、つまり進行形に注目する。すでに今までの説明で学生が文法を理解できていることがあるので、そうな

れば教員側は文法説明を具体的にする必要はない。もし、学生の進行形の理解が不十分であれば、You are studying English.「あなた方は勉強をしている」という授業中ならではの身近な状況を例文にして説明する。

英単語の暗記、つまり語彙力増強は後回しで良い。「英語力は単語力」という言葉を幾度となく聞かされ、単語テストを授業毎に強いられた学習者から見れば意外かもしれない。しかし、英文を正確に読み取るためには、単語量よりも英文構造の把握を優先する。正しく構文把握できない状態で単語量増強に力を入れても英語力は伸び悩み、英文に大量に読んで学習時間をかける割に効果がない。それに英文を読む際には英和辞書を用意して未知の単語や熟語を調べれば済むことだ。だが、英文構造の把握については教育機関での教員の指導の下で訓練しておく必要がある。英語力向上にはまず英文把握力である。

授業では切りのいいところで質問がないか学生に聞き、授業進行に少し間を置くようにしている。この時間を教員としては学生からの質問時間に充てているが、学生から質問がなければ、その日に習った内容を最初から見返すための時間として学生に利用してもらえばいい。学生が教員の説明を聞くのに集中して、それまでに習ったことに目を向ける余裕がない可能性を考えておく必要がある。

Ⅲ 授業時間外学習と学生へのサポート

英語は授業を受ければそれですぐに身につくわけではない。授業で習ったことを定着させるには授業後の復習が肝心だ。学生が英語に対して前向きに取り組んでいけるように授業時間外にも学習ができる工夫が必要である。

授業時間外の学習として、授業で行った内容に関する設問をプリントで配布し、次回授業時まで仕上げて提出する方法をとっている。プリント内容は主に授業で取り組んだ英文を利用した単語問題だが、解答に際しては英文の全体像を見て、主語動詞といった構文把握して、文法を理解するという過程を経る。授業内容の復習になり、英語に向き合う時間を増やす機会も持つことで英文を正しく読むことができるだけでなく、必然的に単語量を増やすことができるといった相乗効果があ

る。

課題プリントにはただ丸を付けて採点するだけでなく、必ずコメントを付けて返却するようにする。コメントについては、間違ったところの注意点を書きながらもなるべく学生が前向きに取り組んでいけるような内容にする。採点だけにすると、学生にとっては返却されたプリントを見て「だめだった」「よくできた」とその場しのぎになってしまい、プリントを見返して復習する意欲が失せるかもしれない。毎回コメントを書けば何を書かれたのか興味を持つことになり、プリントに目を向け、英語学習に向き合うきっかけとなりうる。学生がプリントを期限までに仕上げ提出することは、プリントに取り組む時間を捻出して計画的に勉強することにつながる。このようなごく当たり前のことでも疎かにせず、しっかりとこなす学生の姿勢を時には褒めることも教育者として忘れてはならない。

また、授業内容が理解できたとしても、どのようにして英語の勉強をすればいいのかわからず途方に暮れている学生が多い。手順は授業と同じで英文の全体を見て主語動詞といった文章構造把握、それから丁寧に和訳する必要はないので英文を前からとらえるようにして内容を解釈していけばいいと伝えている。英語はまとまった時間で長時間勉強するよりも、短時間毎日勉強するほうが効果的である。そこで、バスを待つ間などのほんのわずかの隙間時間を活用して反復学習を心がけて英語に取り組むように学生にアドバイスしている。定期試験直前期となると、看護専門科目の勉強、レポート作成と並行して授業も受けるという毎日を学生は過ごすのだから、英語学習に割ける時間は少なくなる。英語に限ったことではないが、早めに少しずつ取り組み、テスト前になってから慌てることなく、時間と心のゆとりをもって準備を始めるように学生に伝える。

さらに、学生が教員に質問しやすい雰囲気を作るようにしている。教員が連続して授業がないときには、授業終了してから少し長めに教室に残るように心がけている。授業中だと周囲の学生の目が気になって質問しにくい雰囲気があるが、授業が終わった後なら他の学生の視線を気にせず、学生は教員に質問しやすくなるだろう。授業や移動時間の都合で教員に質問する時間を確保するのが

困難だったり、研究室に訪問しにくい学生の立場ならではの様々な事情があることを教員は配慮しなければならない。

IV 結びにかえて

以上、英語の授業運営、授業時間外の学習および学生への配慮やサポートについて述べてきたが、英語力を身に着けるための効果的な手法と取りつつも、学生の英語学習意欲を掻き立てる授業運営を心がけることが肝心であろう。幸運にして本学学生は英語の必要性を感じているようなので、教員側としては学生が継続して学習を進めていくことができる環境を整え、現状に甘んじることなく、改善を心がけていかなければならない。学生は専門知識の取得、実習、そして国家試験突破して看護師となるべく日々鍛錬しているのだから、教員も学生の成長と可能性を信じて授業運営に試行錯誤していかなければならない。

英語は積み重ねの学習と言われていることがあり、初級段階でついていけなくなればその後の習得が難しくなり、苦手科目となってしまふ。とりわけ英語が要求されない大学入学試験では、入学前に英語学習に挫折し、苦手意識を抱えたまま入学する学生が多い。英語に対する苦手意識がいかなるものあっても、これからのグローバル社会に備え、看護関連だけでなくどの分野に進んでも英語に直面しなければならない。インターネット上の情報の大半は英語で書かれている事実を踏まえると、時代の潮流についていくためには英語からは逃げ切ることができず、英語に向き合う必要があることを本学学生も理解しているようだ。

本学で英語の授業をするにあたり、英語を教える技術力だけでなく、学生の心理的なサポートする力も教員には必要であると感じる。入学前に英語で挫折感や苦手意識を抱え、英語力に自信のない学生でも一生懸命に取り組む姿勢があれば褒めるようにする。少しずつ英文を読み進め、プリントの枚数をこなすことで着実に学習が進んでいることを実感できるように促し、学生が取り組む1つ1つのことに意義がある、英語力向上につながるのだと勇気づける。中学・高校時代に文法理解が曖昧だったが、大学入学後の授業で確実に理解できたという学生もいれば、難読単語をアクセントを含めて正確に発音、理解できた学生もいる。

そういう時は大学入学までの英語学習は無駄ではなかった、潜在的であっても英語学習にしっかり取り組んでいた成果であると学生の努力を認めることが大切だ。苦手なものに対してでも正面から向き合うことのできる姿勢を学生は持っているのだ。

看護学を学ぶ大学生は、卒業単位を取得することができても、看護師国家試験という試験が待ち受けているのだから、彼らのプレッシャーは測りしえない。そのような心境においても自ら選んだ看護の道を険しくも日々鍛錬し、着実に歩いていくことが学生には要求される。この点は英語学習も同じで、英語力をつけるためには日頃の積み重ねが肝心である。ただ、幸運にして向き不向きや学習者の適性や才能に関係なく、英語は確実に習得でき、医療と違って人命に関わることがない。また、英語関連の教材は多量に出版されており、インターネットを活用すればすぐに入手することができるという手軽さがある。世界を席卷したコロナ禍において、海外事情に必然的に目を向けることになっていることから、グローバル化が今まで以上に急速に進み、英語の必要性が一層強くなることだろう。

大学における英語の授業の目的は、英語学習そのものだけにとどまらない。授業で英語学習方法を教えることはできるが、英語は日々の積み重ねが肝心なので、英語力をつけるにはある程度の期間の訓練が必要であり、大学のカリキュラムで設定されている授業時間数で、単位さえとれば外国人の患者相手に即座に対応できるとは言えない。グローバル化が進むことで、近年医療業界においても日本で就労する外国人看護師や外国籍の患者も増加傾向にあり、コミュニケーションの手段として英語の必要に迫られる。そのような時勢において、本学における英語の単位取得者は英語の必要性も学習方法も体得できているので、英語学習を継続する才覚はあるだろう。そうであれば、海外論文からエビデンスを見出すなど今後の医療を担う看護専門職として将来活躍するための基礎的な能力を習得すべく、大学において英語の授業が設けられていると考えることができるのではないだろうか。さらに、大学での英語の授業の役割は英語そのものだけではない。通常、大学生はこれまでの人生よりも卒業後の人生のほうが長い。看護

師の職務を全うするには、日頃からの自己研鑽が求められる。授業で英語に取り組む上で、文章構造を把握して英文内容を正しくとらえて英文を読み進める努力を重ね、プリント学習に取り組むことで少しずつ達成感を覚えていくということは、卒業後に自ら選んだ看護の道を主体性をもって着実に歩いていく意欲にもつながる。英語担当の本稿筆者としても、学生の将来を見据えて英語教育に取り組んでいく所存である。

V 利益相反

本稿において開示すべき利益相反 (COI) はない。

文献

Sasajima Shigeru, Yamazaki, Asako. (2017). *Take Care! Communicative English for Nursing and Healthcare 3rd edition*, 21, Tokyo: Sanshusha.

その他

私の国で圧倒的な暴力が起きているとき，私には何ができるのか —心理職として活動を振り返る—

What Can I Do About the Overwhelming Violence in My Country:
Reflecting on My Activities as A Psychologist

花村カテリーナ

関西看護医療大学 看護学部 一般基礎

Hanamura Kateryna

Kansai University of Nursing and Health Sciences, Faculty of Nursing, Liberal Arts

要旨：【はじめに】2022年2月24日，A国の領土にB国の軍が侵入した。本稿では，当事者のひとりとして大規模災害時の心理支援に関わることについての研究への貢献を目的とし，8月末までの半年間の筆者の活動および考えを心理職の視点からまとめた。【方法と倫理的配慮】筆者のSNSの投稿および活動記録帖をもとに，特に印象深かった内容を，活用した心理学の知見とともに記述した。本文ではプライバシーに関する記録を扱わない，同意を得られた活動のみ報告することを倫理的配慮とした。【初期の活動】2～4月は，故郷に残る一般の人にSNSを通して情報発信をする一方で，筆者自身もストレス反応を体験し，無力さと共に生きた。また，外的喪失，心理的な喪失の多様さと深刻さが身につまされた。【避難民の支援活動】4～8月は，日本に避難した人向けにオンライン心理カウンセリングの企画を始めただけでなく，心理職として支援団体と情報共有をするなどの連携を図った。PFAの重要性とともに，災害支援と避難民支援の違いを感じた。最後に，心理支援に関する現時点での筆者の考えとして，セラピーに拘らずケアの関わりを大事にする視点，コミュニティ心理学の知見の活用について述べた。

キーワード：ストレス反応，喪失体験，災害支援，避難民，サイコロジカル・ファースト・エイド

Key Words：stress reaction, experience of loss, disaster support, refugees, psychological first aid

I. はじめに

2022年2月24日。A国の領土にB国の軍が侵入した。A国はこれを侵略行為と理解し，B国は「特別軍事作戦」と名付けた。およそ1100万人のA国民が避難民となった（国連UNHCR協会，2022年8月16日）。民間人および両国の軍人の犠牲は発表機関によって推計が大きく異なり，全体の把握は未だ困難である。

多くのA国民は，この日のことを「世界は『それまで』と『それから』に分かれてしまった」と言う。A国出身である筆者も例外ではない。あの日，自分自身の存在が根幹からなぎ倒される体験をした。それまでの筆者は，人生においてどんなに辛いことがあっても，どうにかしてそれを解決するか，乗り越えるか，受け入れることができるか，思っていた。このような自己効力感（Bandura，

私の国で圧倒的な暴力が起きているとき、私には何ができるのか

1997)は、これまでの恵まれた環境や人間関係ゆえのものであろうが、少なからず、自分の存在の根幹をなす感覚であった。しかし、故郷に軍事力が向けられているという事実は、一人の生身の人間として解決することも、乗り越えることも、受け入れることもできなかった。圧倒的な暴力。「命」という最低限の人権が蔑ろにされる暴力。人間であることの無力感。歴史や特定の国の人間であることの重圧感。「私には何ができるのか」という問いへの答えは、どうあがいても「何もできない」であった。しかし、「私には何もできないのか」という問いへの答えは、「何かはできるかもしれない」であった。2022年2月24日から8月末までの半年間は、できることの模索の連続であった。本稿では、当事者のひとりとして大規模災害時の心理支援に関わることについての研究への貢献を目的とし、8月末までの半年間で筆者が感じたことや実際にやってきたことを心理職の視点からまとめた。

II. 方法と倫理的配慮

本稿に取り組むにあたって、次のように筆者の体験を整理した。2022年2月24日以降、筆者は自身の気持ちや行動、気になった記事などをSNSとA4サイズのノート（活動記録帖）に記録した。まず、これらの記録を元に、筆者が自分、および、A国民を対象に実際に心がけたり、実施したりしたことを時系列でまとめた。その中で、特に心理職としての知見や技能を活用したものを書きだした。次に、書きだした行動に対して、①活用した知見および技能、②当時のA国や日本の様子、③記録から辿れる当時の気持ちを記述した。最後に全体を見渡し、現在の筆者の思いや連想されることを記述した。本稿では、このようにして整理された体験の中から、特に印象深かったものを記述した。なお、本稿で述べるA国民とは、筆者の家族、友人、知人（SNS上の関係含む）、日本への避難民であり、軍人は含まない。

本文では筆者自身の行動、及び、筆者から見たA国民の一般的な様子に焦点を当て、他者のプライバシーに関する記録は扱わない、また、関係者から同意を得られた活動のみ報告することを倫理的配慮とした。

III. はるか遠くの故郷を想う：無力さと共に生き、支援を届ける

1. 2022年2月24日～4月上旬ごろまでの活動

2021年の夏以降、A国政府や各自治体は緊急事態に備え、戦時下で身を守るための行動に関する情報提供や設備の充実を測った（Міністерство культури та інформаційної безпеки, 2021；Київська міська рада, 2022）。筆者の感触だが、A国民の多くはこうしたマニュアルに目を通すが、大規模な被害は予想していなかった。しかし、B国軍は「特別軍事作戦」と称するものを2022年2月24日に開始。周辺に集結させていた部隊の90%近くを同年3月3日までにA国内に投入し、東・南・北東部にある主要都市の他、首都に向けて前進、激しい爆撃が何度も確認された（防衛省・自衛隊, 2022年2月28日～3月28日）。首都周辺では激戦が3月下旬まで続いたのち、B国軍が撤退。都市機能が徐々に回復する一方で、首都郊外での被害が明らかとなり、A国民の間で強い衝撃が走った。これ以降も主要都市への空襲、A国の東・南部で激戦が続いた。

筆者の家族や友人の多くは首都圏に住んでいた。シェルターにいた方がいいのか、西側の地域や国外に避難した方がいいのか、誰も確信を得られない状態であった。A国政府より、インターネットや電話で被害に関するやりとり、画像等の共有を控える指示があり（B国軍への情報漏洩防止のため）、同じ街にいても、被害や安全の全容を正確に把握することは困難だった。SNS上の虚偽投稿もあった。

最初の数日間、筆者は家族や知人に連絡、安否確認をし、「できることはする。できないことでもできる方法を探す。」と伝えた。家族とは毎日メールやインターネット電話など、その時々で利用可能な方法で連絡を取り合った。筆者には現地の状況を正確に理解する術がなかった。何をどうするかは相手に任せ、「自分の命と心を守るための選択を」と繰り返し伝えた。必要に応じて情報や考えを整理する手助けをし、こちらから提供可能な支援の提示をした。3月に入ると、シェルター生活でもできるだけ普段通りに近い生活を送りたいという思いを支持し、一緒に工夫を考えた（例えば、シェルターに好きな毛布を置いておく）。また、日常会話をしたり、日常の写真や季

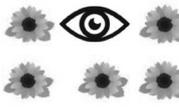
節の変化を物語る風景写真を撮って送ったりするなど、閉ざされ立ち止まってしまった時空間の中でも「いつもの自分」を感じられるように関わることを意識した。

一般向けには以下のような活動を試みた。

- ① 2022年2月24日～現在。SNSでは公開対象や発信の回数を制限し、ショッキングな映像やあまりにも膨大な情報量がA国民のタイムラインに流れないように配慮した。混乱や必要な情報を見失うことを少しでも防ぐことを狙いとした。
- ② 2022年3月1日。SNS上でフォローしているA国心理士会等のアカウントが無料の心理相談窓口やチャットボットの案内をタイムラインで発信しているのを見つけた。筆者もそれを一般公開設定でシェアし、情報発信に協力した。
- ③ 2022年3月4日。A国政府が作成した、戦時下の子どもへの心のケアに関する動画を②同様の方法で見つけ、動画へのリンクを一般公開設定でシェアし、情報発信に協力した（*Міністерство освіти та науки України, 2022*）。A国に残る知人らより、インターネット接続が悪く、動画を再生できない地域があるという指摘を受けた。
- ④ 2022年3月5日。筋弛緩法を用いて数分程度でできるリラクゼーション法の動画を作成し、SNSでシェアした。動画再生ができない人向けに、文章の説明文を加えた。
- ⑤ 2022年3月10日。日本新生児育成医学会・新生児医療連絡会・新生児医学会・日本周産期日本小児科学会（2022）が災害時の育児支援に関するパンフレットをA語に訳したものをSNSで発見し、パンフレットへのリンクを一般公開設定でシェアした。しかし、戦時下では慣れないリンクへの抵抗が高まっていることの指摘を受け、パンフレット制作側に問い合わせ、許可を得た上で資料を複数の画像として加工した。3月15日以降にSNSで数回に渡ってシェアする他、知人らに情報発信を依頼した。
- ⑥ 2022年3月22日。災害時等の心のセルフケアに関してWHO（*Всесвітня організація охорони здоров'я, 2021*）や国際赤十字・赤新月社連盟（*Довідковий центр IFRC з психосоціальної підтримки, 2022*）が一般公開している資料のA語版を入手し、SNSで情報発信した。リンクへ

の抵抗を予想し、これらの資料に加えて日本赤十字社（2008）や筆者の知人心理職のアドバイスを参考に、自ら心理教育的な画像を作成し、SNSで3月31日以降に数回に渡って一般公開設定でシェアした（図1）。内容は、強いストレスを感じたときに人が経験する心身の反応の例を挙げ、それが通常の反応であることを強調するほか、強い不安に襲われたときに気分を落ち着かせるための方法を紹介した。

Перша допомога при сильному збентеженні

<p>1. Знайдіть 5 речей, що можна побачити та опишіть їх.</p> 	<p>2. Зверніть увагу на 4 звуки та опишіть їх голос.</p> 	<p>3. Знайдіть 3 речі, до яких можете доторкнутися та опишіть їх</p> 
<p>4. Знайдіть 2 речі, що мають запах та ідентифікуйте його.</p> 	<p>5. Знайдіть щось 1, що можна скуштувати - дайте йому назву.</p> 	

強い不安を感じたときの応急処置（翻訳：筆者）

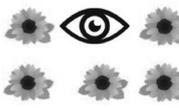
<p>1. 今、目に見える物を5つ見つけ、描写してください。</p> 	<p>2. 今、注意を向けられる4つの音を見つけ、聴き、描写してください。</p> 	<p>3. 近くにあり、触ることができる物を3つ見つけ、感触を描写してください。</p> 
<p>4. 近くにあり、匂いを嗅げるものを2つ見つけ、その匂いを描写してください。</p> 	<p>5. 近くにあり、味わうことができるものを1つ見つけ、味わい、その感じを描写してください</p> 	

図1 筆者が作成した心理教育的資料の一部（イラストは著作権フリーを使用）

- ⑦ 2022年4月1～5日。首都郊外の被害が明らかになるに連れてSNSで動揺が走り、再度⑥の資料（図1）、無料の心理相談窓口やチャットボットについて情報発信した。

2. 衝撃的な事実への心理的反応と心理支援

衝撃的な出来事に見舞われたとき、私たちの心と身体はストレス状態に陥る。そのとき、どんな心身の反応が生じるかは個人差があるものの、多くの人に共通した傾向が知られている。例えば、

日本赤十字社（2008）によると、発災直後は、物事を合理的に考える力や記憶力や集中力の低下、行動の硬直化、強い怒りや不安や悲しみの体験、コミュニケーションを取ることの難しさが特徴的である。この急性期は発災直後から数日間続くとされている。その後、約1週間から6週間に及ぶ反応期が訪れ、抑えていた感情が湧きだすほか、辛い記憶が蘇ったり、緊張感やイライラ、孤独感が高まったり、生き残ったことへの罪悪感を抱いたりする。そして、約1か月から半年間に及ぶ修復期には、混乱した感情が修復されて日常生活や将来への関心を取り戻されるものの、突然辛い記憶が蘇る、災害を想起させるものを避けるなどの傾向がみられる。なお、必ずしも全ての人がこれらの時期や順番を辿るとは限らない。この期間の家族や知人らの様子を振り返ると、ほとんどの人がこうした急性期や反応期の心身の反応を呈していた。

心理職として意識した筆者の一般向けの活動を振り返ると、最初の5日間は情報制限を意識することで精いっぱいであった。しかし、当時の感覚とは異なり、実際の情報発信はかなり頻繁に行っていることが分かる。また、6～9日目はSNSで心理支援に関する情報発信をしているものの、その多くは検索さえすればより早い段階で入手可能な情報ばかりで、筆者はタイムラインに流れてきたものをシェアしたに過ぎなかった。10日目以降に積極的な情報収集や資料の作成を始めているが、これも何か特別なものではなく、他の人がやっていることの改善程度であった。

当時の感覚を振り返ると、筆者自身も「衝撃的な出来事に見舞われた当事者」であったと思われる。最初の5日間は、現地で何が起きているのか、今家族や友人は生きているのかという情報への飢えが特にひどかった。情報への集中が過剰である反面、その他の事柄に注意を払う力や、全体像を踏まえて合理的に判断する力は普段よりも低下していた。行動も受動的で制限された状態であった。つまり、筆者は急性期のストレス反応を経験していたのだ。6日目以降は、一般向けへの活動が少しずつ能動性を取り戻していったことから、少なくとも心の一側面は修復期へと前進、活力が回復していく波に乗れたと思われる。一方で、A国民としても専門家としても「何かしなければならな

い」という焦りと緊張感、「何もできない」という罪悪感と孤独感が訪れては長らく居座り、心のもう一つの側面は反応期を体験していたと考えられる。

完全な硬直状態に陥ることなく、比較的早い段階で能動性を取り戻せた要因は何か。サイコロジカル・ファーストエイド（以下、PFAと記す）では、衝撃的な出来事に見舞われた人に対する心理的な応急処置として、何よりも安全を確保することの重要性が強調されている（IFRC Reference Center for Psychological Support, 2018）。つまり、筆者が日本という安全な場所にいたことは、心のバランスを保つ土台として大きく機能したと予想される。また、ストレス反応やコーピング・スキルに関する知識はストレスマネジメントにとって有利であると言われている（山田, 1997; IFRC Reference Center for Psychological Support, 2018）。筆者が自らの専門性ゆえに、自分や身近な人がどのような状態にあるかを理解し、また、今後どのような状態になりうるかについて見通しを立てられたことは、筆者自身のセルフケア、特に、「何かはできるかもしれない」という希望や自己効力感につながっていったと振り返る。そして、筆者の心理教育的資料や相談窓口に関する情報の発信、家族とやり取りの中で「いつもの自分（つまり、心の健康的な部分）」を支える関わりは、こうした知見に基づいた心理支援に意味付けられる。

3. 喪失を体験する

この時期の体験を振り返ったとき、「喪失」がひとつのテーマとして思い浮かぶ。余命宣告を受けるなど、命の喪失、つまり「死」に直面する人の心理体験について研究したKübler-Ross (1969/1971) は、悪い知らせ (bad news) を受けると、人は強い衝撃を受け、そうした衝撃から自分を守る防衛反応として、一時的に現実を否認 (Denial) するという。その後、怒り (Anger) の段階、「こうしたら、きっと事態はよくなる」と希望を探そうとする取引 (Bargaining) の段階、無力感や不安を伴う抑うつ (Depression) の段階、そして、喪失を避けられないことを受容 (Acceptance) する段階が訪れる（なお、これらの段階は全ての人が等しく辿るわけではなく、受

容をゴールとすべきものでもない)。筆者を含めて、A国民は余命宣告を受けたわけではない。しかし、A国にいただけで、無差別に飛んでくる銃弾やミサイルによって命を奪われるかもしれないという事実は余命宣告に匹敵するものとして体験されていたと振り返る。安全圏にいる筆者でさえ、「A国が敗北したら、果たして私に命の保証があるのだろうか」という考えを生々しく体験した。筆者が硬直感や情報への飢えを感じていたときの心情について記録をもとに振り返ると、「こんなことが起こるはずがない」と否認する心の動きがあったように思う。また、徐々に能動性を取り戻していたときは、「自分にできることをすれば、きっと早急に物事は解決する」という取引を試みていたように思う。このような否認や怒り、取引などの傾向は、家族や知人らの様子からも強く感じられた。この時期の記録を振り返ると、気持ちを表現する主語があいまいな記述が多いことに気が付く。今思えば、片や個人としてストレスや死に直面することへの心の反応があり、片や集団力動、および、集団のトラウマや呼び起こされた文化的トラウマ (Danute, 2019) とでもいうべき、一種の連帯やつながりの感覚の中で体験された心の反応とがあったように思う。

死の可能性に直面する体験は喪失の体験でもある。山本 (2014) は、喪失体験を出来事としての「物理的喪失」という事実、そして、その出来事をどう主観的に捉え、意味付けるかという「心理的喪失」に大きく分けて捉えた。そして、「死ぬかもしれない」というように、外的喪失の事実がなくとも、人は予期悲嘆を伴う心理的な喪失を体験しうることを述べた。この半年間で、A国民の多くは自分自身や家族・知人・隣人の命、家や故郷、仕事や学業の機会、身近な人と安全に過ごせる時間や場所を直接奪われるという、数多くの外的喪失を経験し、それは今も続いている。しかし、それだけではない。山本 (2014) は、喪失体験の多様性と個別性を強調し、今あるものを失うことのみならず、その人が想定していた世界の喪失という認知面に着目する必要性を述べた。つまり、①当たり前の日常世界の喪失、②将来期待した世界の喪失、③関係的自己のアイデンティティ (他者との関係の中で相手に応じて生成された自己の感覚) の喪失があるのだという。A国民が体験し

ている喪失の全てについてここで具体的に論じることは難しい。しかしひとつだけ、問題提起として記録しておきたい。それは③に関する喪失が、身近な人との物理的・心理的な関係性の変化だけでなく、B国との経済的・政治的・歴史的・文化的小および日常的な関係性、そして、戦時体制において各々の「国と個人」「A国民としての自分と、A国民としての他者」「A国民としての自分と他国民である他者」などの関係性の大きな変化をも含んでいることである。今、A国民は多かれ少なかれ、アイデンティティの多次元レベルでの転回と喪失を余儀なくされていると思われる。

4. 無力さと共に生きる

衝撃的で、多様で、継続的なストレスと喪失の体験。圧倒的な暴力を前に、家族や友人、自国民がただただ生き残る確率を高めるための行動に努め、自分はそれを遠くから見ていることしかできない。そのような立場を自覚する筆者にとって、もっとも印象的だったのはいかに無力さと共に生きるか、ということであった。筆者が心掛けたことを振り返ると、それは、Worden (2008/2022) の言う、①自己の限界を自覚する、②積極的に悲しむ、③他者に助けを求める、に当てはまる。例えば、行動の判断を現地に残る家族や友人に任せ、筆者自身はできることを探すというスタンスは①に相当した。家族や友人らの「避難はしない」という判断に対して「もっと一生懸命に説得しなかったことで最悪の結果になったらどうしよう」という考えが浮かぶこともあった。相手の判断を信じ任せる体験は、諦めること、相手を頼ることもあった (①と③)。また、そのことで抱く不安をきちんと悲しむことを自分に許した (②)。すぐに克服できる心情ばかりではなく、活動記録帖や日記に綴ったり、類似体験を語る人と共有したりした (②と③)。何が起きているのかという出来事を誰かと共有するだけでも、人とのつながりを体験でき、無力感の中でも「一人ではない」という感覚を得ることができた。

IV. 日本国内での避難民の支援活動

1. 2022年4月中旬～8月末までの活動の様子

2022年3月、日本政府はA国避難民の受け入れを発表し、「避難民支援チーム」を設置 (外務省、

2022年3月25日)した。続けざまに多くの地方自治体や団体、企業等が支援の提供を開始していった(出入国在留管理庁, 2022)。

発表を受け、筆者は所属先の管理者と相談をし、業務に支障がない範囲で自治体と業務提携をすること、日常生活に無理がない範囲で業務時間外の活動をする事の許可を得た。そして、身近で避難民の受け入れを始めたC市、および、外国人支援団体にコンタクトを取り、A語を話せる心理職として何かできることはないかを問い合わせた。避難民の受け入れが始まったばかりということもあり、その場ではほとんどが自己紹介で終わった。しかし、その後、団体のひとつと企画を進めた上で助成金を申請し、A国避難民が母国語で専門的、かつ定期的な無料のオンライン心理カウンセリングを受けられるプロジェクトをスタートさせた。また、避難民支援の制度化に目処がたったC市から連絡があり、現在は地域レベルでの支援企画の検討に取り掛かっている。この他に、様々なきっかけで筆者とコンタクトを取る団体や機関があり、「A国避難民への心理支援」という大きな枠組みの中で、心理職として助言、守秘義務等に反しない範囲で情報共有(例:A国民の心理社会的な特徴など)をしてきた。また、日本にあるA国避難民のための相談窓口などについて、筆者のSNS上、および、様々な関係者への情報提供を行った。

2. 活動を通して感じたこと

避難民への支援活動は始まったばかりである。概要を述べるには時期尚早であることから、現時点で筆者が心理職として感じていることを問題提起として記述する。

1) サイコロジカル・ファーストエイド

受け入れ発表と同時に、筆者はPFAやトラウマ・ケアに関する文献にあたった。前述した日本赤十字社(2008)、IFRC Reference Center for Psychological Support(2018)の他、日本心理臨床学会はWHO版(2011/2012)、および、National Child Traumatic Stress Network and National Center for PTSD版(2006/2009)のPFAの手引きを公開している。PFAは災害やテロにあった人への緊急的介入である。よって、通常心理療

法のように、心情を整理することでトラウマを治療していくことをその目的や方法としない。発行機関によって多少の違いがあるが、基本的な姿勢として、①被災者の安全を最大限に確保すること(例えば、空襲時はシェルターへの避難と医療処置を最優先する)、②衣食住などのニーズを満たすこと(例えば、渇きや空腹を満たすための水と食料、暖を取るための服や温かい飲み物など)、③家族などの身近な人、また、状況に応じて支援や保護を提供できる団体とつなぐことを重要視している。避難民の支援活動に取り組むひとりとして、このPFAの姿勢は非常に有効であると感じている。もちろん、空襲直後のケアの具体的な例と、直接的な命の危機から離れ避難した時点でのケアの具体的な例は異なる。しかし、人として生きるために必要な基盤を整え(衣食住、医療、職、教育など)、人とつなぎ、そのつながりを保つことが、心理的な立ち直りや機能回復につながるという考え方そのものは非常に大切だと感じる。現在、日本で多くの自治体や団体・企業が避難民の生活そして経済的基盤を整えたり、「つながる」ための支援(例:日本語や日本文化を教える、地域の人と関わるイベントの開催など)を提供したりしており、これは丁寧できめ細やかなケアの在り方であると思われる。

2) 災害支援と避難民支援

日本では、災害時の支援に関して多くの知見と経験が積み重ねられている。しかし、避難民支援ならではの難しさがあることを感じざるを得ない。まず一つに、安全を確保する難しさである。日本にいる避難民は今、直接命を脅かされているわけではない。しかし、A国内の状況が終息しておらず、いつ自分の家や街が破壊され、A国に残った知人が亡くなり、そもそも自国がなくなるか分からないという状況を生きている。つまり、心理的な喪失が新たに加わり続けており、心理的な安全性をなかなか確保できないでいる。また、A国内の状況や避難先の支援がどれくらい継続するかは見通しが立たず、将来の安全性をも感じにくい状態であると思われる。

二つに、「つながり」を回復し、保つ難しさである。多くの避難民は、これまでの自分を形成し、心の拠り所となっていた人たちとのつながりが大

規模に絶たれている状態にある。特に、同年代とのコミュニケーションが心理社会的な発達課題の達成に不可欠な思春期世代にとって、その不足は負担であることが推測される。支援する側や受け入れ地域の人との間で新たなつながりを形成することは非常に重要なことである。一方で、「支援する—支援される」「受け入れる—受け入れられる」といった関係性の強調は、時に罪悪感や恥、疎外感や無力感など、心の回復を妨げる心情を引き起こす性質を持ちうる。隣人として、同僚として、クラスメートとして、その人のライフサイクルと生活に根差したつながりを持つ支援が欠かせないだろう。しかし、「避難民」と言う立場は一時的な滞在者であることを前提としているほか、避難民の中には自分の立場をどう受け止め、今後どうしていくかを決めかねている人も少なくない。つまり、彼・彼女ら自身が「どうつながりたいか」の模索の真ただ中にあるのだと予想される。

3) 心理支援の在り方に関する考察

この時期、心理職である筆者宛には多方面から心理支援の必要性に関する声が届いた（筆者がそうした声にアンテナを張っていたというものもある）。しかし、心配な思いを込めて述べるのはいつも支援を提供する側であり、避難民自身がどう感じているかはつかめずにいた。当初、筆者はこのギャップに気づけなかった。現在は、全ての避難民が心理療法という心のセラピーを必要としているわけではなく、むしろ、生活を整え、他者とのつながりを持つことが自然な心のケアに繋がっていると感じている。

日本財団（2022）が実施したアンケート調査では、精神的サポートをニーズとして選んだ避難民の割合は14.2%、日本で精神的サポートが不足していると回答したのは10.0%である（集計対象期間：2022年6月13日～7月27日）。8月24日時点での避難民入国者数は1783人であり（出入国在留管理庁、2022）、およそ253名にこうしたニーズがあると推測される。しかし、精神的サポートと聞いて何を想像するかは人によって異なるため、必ずしも全員が積極的に心理療法を希望しているわけではないと思われる。まず、心理支援に限らず、そもそも誰かに助けを求めるエネルギーそのもの

が不足しているケースがある。また、筆者は支援活動に携わる中で、多くの避難民が支援されすぎることへの不安や、自分は安全な場所にいるという罪悪感から助けを求めにくい傾向を持つことを感じてきた。例えば、「A国に残っている人と比べれば」「〇〇町出身の人と比べれば」といった捉え方が先立ち、自分自身の心の状態に目を向けにくい、あるいは、向けることに抵抗があるといった様子である。心理学では、実際の出来事の有無や悲惨さと、それを心がどう体験するかは必ずしも一致しないこと、また、心理的不調が顕在化するタイミングは人によって異なることが知られている（山本、2014；IFRC Reference Center for Psychological Support, 2018）。よって、比べる対象ほどに悲惨な体験をしていなくとも、支援が必要となる場合がある。同時に、「〇〇と比べれば、自分は大丈夫」という捉え方は、自分の心の中の健康的な部分とのつながりを保つための、一種の防衛反応であるケースも想定される。また、心理支援を受けることへの捉え方は世代によって異なる。心理職や精神科医と相談することの過剰な提案は、「あなたはおかしい」というメッセージとして受け止められる可能性が想定される。

では、何ができるか。残された紙面でそれを論じきることは困難である。よって、現時点で筆者が考える2つの視点を今後への問題提起として記述するにとどめる。

一つは、心への支援には「ケア」と「セラピー」の要素がある、という視点である。こうした視点を実践と自らの体験を通してきめ細やかに論じた東畑（2019, p.276）は、心への「ケア」が「傷つけない。ニーズを満たし、支え、依存を引き受ける。そうすることで、安全を確保し、生存を可能にする。平衡を取り戻し、日常を支える」ことであり、「セラピー」は「傷つきに向き合う。ニーズの変更のために、介入し、自立を目指す」と説明する（ただし、対人援助には必ず双方の要素がある）。一般的に、心理療法はセラピーであり、筆者が団体のひとつとともにスタートさせたプロジェクトはセラピー的視点からの支援である。一方で、生活に関する相談にのったり、一緒に異文化交流のイベントに参加したり、お茶をしたり、近くのスーパーで一緒に食材を選んだりと

いった、日常生活の中で支えることはケアである。それは負担をかけすぎることなく、自然な心の回復を可能にする。避難民支援に名を挙げた団体の多くは、それを意識しているか・していないかに関わらず、心のケアの支援に携わっていると言える。当初の筆者は、A語を話せる心理職として、セラピーによる支援を優先すべきと思っていた。しかし、先の段落で前述した理由により、セラピーだけに重点を置いた心理支援の仕組みは、精神的なサポートを必要としている人が、その人が耐えられる程度の負担やタイミングにあったサポートにアクセスできないことを助長してしまう可能性がある。また、予防やセーフティネット作りの視点も抜け落ちている。現在の筆者は、セラピーとケア、どちらの側面から関わっていくかの葛藤の真ただ中にいる。なぜなら、心理療法は、治療構造を保つことによって心理面接の安全性を担保し、相談者や治療者自身の心の動きをきめ細やかに辿ることを可能にする。同じ人を対象に心理療法（セラピー）をし、日常生活の中でも関わっていくこと（ケア）は難しいことである。今後に向けて、筆者が熟考していきたい課題である。

もう一つの視点は、コミュニティ心理学である。従来の臨床心理学は、特定の出来事に対する個人の考えや感情、無意識の力動等に焦点を当てて心の機能の回復を目指している。これに対して、コミュニティ心理学は「人と環境の適合」、つまり、コミュニティ全体の健康やウェルビーイングの実現を通して、個人の健康とウェルビーイングの向上を目指すという視点から取り組む（高島, 2011, p.41）。阪神淡路大震災被災者への心のケア、地域における子育て支援や高齢者のネットワーク作り支援などにおいて注目され（山本, 2001）、ケアの要素を多く含む心理支援であると言える。コミュニティ心理学では、予防、危機的介入、コンサルテーション、ソーシャルサポートとネットワーク・システム作り、専門家と非専門家と当事者のコラボレーション、エンパワメントといったアプローチを大事にしながら、そのコミュニティで効果的な支援の仕組みづくりを目指していく（高島, 2011）。これまで筆者は、予防活動（例：ストレスや喪失体験に関する心理教育的資料の作成や情報提供など）の他、その時々団体や企業からの要請に応じてコンサルテーションやコラボ

レーションを実施してきた。しかし、筆者は災害支援や避難民支援、支援の仕組みづくりの経験はまだまだ少ない。また、心のケアに必要な専門家や実践家は心理職に限らず医師・看護師・保育士・教師など多彩で、そして、非専門家や当事者の存在も欠かせない。加えて、避難民支援は一地域や国が抱えるものではなく、ITテクノロジーの恩恵を受けながら、A国をはじめとする他国や国際的な支援機関とのコラボレーションを必要とするものであると思う。こうした様々な立場の人とともに、「私たちには何ができるか」を模索していくことを今後の課題としたい。

V. おわりに

本稿をまとめるにあたって、筆者の中で「つながり」というキーワードが浮き彫りになった。心の不調をどう捉えるかについて、臨床心理学では様々な理論が存在する。その多くは、心の中でバラバラになった感情や考え、記憶や自己の感覚を再び、あるいは、新たにつなげることで、現実と、そして他者との健康的なつながりを取り戻すことの重要性を解いている。圧倒的な暴力性は、筆者を含むA国民の個人的な内外的世界、そして社会的共同体において多くのものを破壊し、バラバラにした。日本を含む世界中の人々の支援により、今、ひとつずつ、つながりを取り戻し、再構築する努力が行われている。「知る」「思いを寄せる」「声をかける」「支援者として関わる」というたくさんの方々のつながりに、心から感謝申し上げたい。

なお、本稿をまとめるにあたって、申告すべき利益相反はない。

文献

- Bandura, A. (1997). *Self-efficacy: the exercise of control*. New-York: W.H. Freeman.
- 防衛省・自衛隊 (2022年2月28日～3月28日). 戦況 (米国防省高官・英国防省・ウクライナ軍参謀本部による). ウクライナ関連. 防衛省・自衛隊. <https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/ukraine2022.html> (参照2022年3月30日). なお、2022年8月19日時点で情報は簡略化されており、当時の文章は確認できない)
- Danute, G. (2019). When culture fails: coping with cultural trauma. *Journal of Analytical*

- Psychology*, 64, 530-547.
- Довідковий центр IFRC з психосоціальної підтримки (2022). *Посібник для доброго самопочуття: зменшити стрес, наповнитися і розвинути внутрішню стійкість* [The Well-Being Guide: reduce stress, recharge and build inner resilience]. Довідковий центр IFRC з психосоціальної підтримки. Retrieved from <https://www.redcross.org.uk//media/documents/get-help-as-a-refugee/ukraine/thewellbeing-guide-ukrainian.pdf> (accessed 2022-08-19)
- 外務省 (2022年3月25日). *ウクライナ避難民の日本への受け入れ支援 (ポーランドにおけるウクライナ避難民支援チームの設置)*. 外務省. https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000777.html (参照2022年8月19日)
- IFRC Reference Center for Psychological Support (2018). *A Guide to Psychological First Aid for Red Cross and Red Crescent Societies*. IFRC Reference Center for Psychological Support. Retrieved from <https://pscentre.org/wp-content/uploads/2019/05/PFA-Guide-low-res.pdf> (accessed 2022-08-19)
- 国連UNHCR協会 (2022年8月16日). *ウクライナ、難民を守る。難民を支える*. 国連UNHCR. <https://www.japanforunhcr.org/activity-areas/ukraine> (参照2022年8月19日)
- Київська міська рада (2022, February 08). *У Києві оновлюють систему оповіщення, взявши за аналоги системи країн Європи та США*. [Kiev is upgrading its warning system, taking as an analogy the systems of Europe and the U.S.A.]. Офіційний портал Києва. Retrieved from https://kyivcity.gov.ua/news/u_kiyevi_onovlyuyut_sistemu_opovischennya_vzyavshi_za_analogi_sistemi_kran_yevropi_ta_ssha/ (accessed 2022-08-19)
- Kubler-Ross, E. (1969) / 川口正吉訳 (1971). *死ぬ瞬間*. 読売新聞社.
- Міністерство культури та інформаційної політики України (2021). *У разі надзвичайної ситуації або війни [In the case of emergency of war]*. МКІП України. Retrieved from <https://www.mil.gov.ua/content/pdf/NS-WAR.pdf> (accessed 2022-08-19)
- Міністерство освіти та науки України (2022, February 28). *Психологічна турбота від Світлани Ройз [Psychological care from Svetlana Royz]*. МОН України [Youtube movie]. Retrieved from https://www.youtube.com/playlist?list=PLFVSJgZgf7h8rXg9TTyevxZkdfx_AQXodS (accessed 2022-08-19)
- National Child Traumatic Stress Network and National Center for PTSD (2006) / 兵庫県こころのケアセンター訳 (2009). *サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き第2版*. https://www.j-hits.org/document/pfa_spr/page1.html (参照2022年8月19日)
- 日本赤十字社 (2008). *災害時のこころのケア*. 株式会社日赤サービス.
- 日本新生児成育医学会, 新生児医療連絡会, 新生児医学会, 日本周産期日本小児科学会 (2022). *被災地の避難所等で生活をする赤ちゃんのためのQ&A (ウクライナ語版)*. 日本新生児成育医学会災害対策委員会. https://www.jnanet.gr.jp/document/pdf/qafamily_u.pdf (参照2022年8月19日)
- 日本財団 (2022年7月29日). *ウクライナ避難民の生活費等支援を2,000人へ拡大 避難民の65%が日本長期滞在を希望*. 日本財団. <https://www.nipponfoundation.or.jp/who/news/pr/2022/20220729-75587.html> (参照2022年8月23日)
- 出入国在留管理庁 (2022). *ウクライナ避難民に関する情報*. 出入国在留管理庁. https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/01_00234.html (参照2022年8月24日)
- 高畠克子 (2011). *臨床心理学を学ぶ5: コミュニティ・アプローチ*. 東京大学出版会.
- 東畑開斗 (2019). *居るのはつらいよーケアとセラピーについての覚書*. 医学書院.
- Всесвітня організація охорони здоров'я (2021). *Важливі навички в періоди стресу: ілюстроване керівництво [Doing what matters in times of stress: an illustrated guide]*. Європейський регіональний офіс

私の国で圧倒的な暴力が起きているとき、私には何ができるのか

Всесвітньої організації охорони здоров'я.
License: CC BY-NC-SA 3.0 IGO. Retrieved from
<https://apps.who.int/iris/handle/10665/339150>
(accessed 2022-08-19)

Worden, J., W. (2008) / 山本力訳 (2022). 悲嘆
カウンセリング：グリーフケアの標準ハンド
ブック. 誠信書房.

World Health Organization, War Trauma
Foundation and World Vision International
(2011) / 国立精神神経医療研究センター, ケ
ア・宮城, 公益財団法人ブランジヤパン (2012).
心理的応急処置 (サイコロジカル・ファースト
エイド：PFA) フィールド・ガイド. [http://
saigai-kokoro.ncnp.go.jp/pdf/who_pfa_guide.
pdf](http://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/pdf/who_pfa_guide.pdf) (参照2022年8月19日)

山本和郎 (編) (2001). 臨床心理学的地域援助の
展開：コミュニティ心理学の実践と今日的課題.
培風館.

山本力 (2014). 喪失と悲嘆の心理臨床学：様態モ
デルとモーニングワーク. 誠信書房.

山田富美雄 (1997). 阪神・淡路大震災に学ぶ10：
子どもの震災ストレスの実態とストレスマネジ
メント教育. 繊維製品消費科学, 38(10), 543-
548. doi:10.11419/senshoshi1960.38.543 (参照
2022年8月23日)

関西看護医療大学

業績目録

(2022年1月～2022年12月)

【一般基礎・専門基礎】

論文

A. 査読審査を経た論文

花村カテリーナ, 大坪みはる, 笠岡和子, 伊木智子, 小出水寿英, 桂香 (2022). 関西看護医療大学カウンセリング室の活動報告: 2016~2018年の活動を中心に. 関西看護医療大学紀要, 14(1), 13-22.

B. 査読審査を経ていない論文

山本道雄 (2022). クリスマス・ヴォルフにおける心身論 序説. 神戸大学哲学懇話会「愛知」, 32, 166-183.

学会発表

B. 国内学会

(a) 全国大会

西村由実子 (2022). 日の出・日の入を観察しよう - 日本の学士課程学生を対象としたプラネタリー・ヘルスの学びに向けて, 第37回日本国際保健医療学会学術大会, 11月20日, 愛知, 126.

高見栄喜, 小出水寿英 (2022). 卒業を規定する初年次因子の検討: 3年間の地方看護学生調査, 第81回日本公衆衛生学会総会, 10月9日, 山梨, 413.

花村カテリーナ (2022). 臨地実習中に心理的支援を行った看護学生の事例: 心理職として学生相談の立場からできること, 日本学生相談学会第40回大会, 5月7日, 大阪, 66.

その他の出版物

神原咲子, 花村カテリーナ, 宮本純子, 畠山典子, 野村昌子, 大嶋優希子, 曾和具之, 中松好美 (2022). Календар-помічник: інформація та поради для життя в Японії (ウクライナ避難民のためのまちケアカレンダー), (株) まちケア. (オンライン版: <https://calendar.machicare.com/>).

社会的活動

Hakkarainen N., 花村カテリーナ, 近藤敦 (2022). ウクライナ避難民 求められる心のケア, NHらじ, 出演, 10月6日, オンライン参加.

教育的活動

西村由実子 (2022). 兵庫県立淡路三原高校講義, こんなに違う世界の保健事情~5歳未満児死亡率を比べよう~, 7月, 南あわじ.

米良彰子, Laguesse R., 花村カテリーナ (2022). ウクライナ人道危機 現地の状況-いま必要な医療を届けるために, 世界の医療団, 講演, 4月29日, オンライン参加.

花村カテリーナ (2022). 「私」という存在と文化のはざままで, 淡路市国際交流協会総会, 講演, 5月28日, 淡路.

Hakkarainen N., Hanamura K., Zhuravel, O. (2022). ウクライナ避難民への心理的支援の事業に関するプレスリリース講演会, 外国人女性の会パルヨン, 講演, 9月30日, オンライン参加.

花村カテリーナ (2022). 自死遺族とのコミュニケーション時の留意点, わかちあいの会・風舎, 講師, 11月13日, 神戸.

花村カテリーナ (2022). 人間学2 自分らしく平和に生きるために, 神戸海星女子学院大学, 講師, 12月1日, 神戸.

花村カテリーナ (2022). 教育相談 ウクライナ危機に際して私が考えたこと, 兵庫県立大学環境人間学部, 講師, 12月7日, 姫路.

その他の活動

粟井光代 (2022). 洲本市図書館協議会 副委員長.

粟井光代 (2022). 永田青嵐顕彰全国俳句大会 運営委員.

粟井光代 (2022). 高田屋嘉兵衛翁顕彰会 理事.

花村カテリーナ (2022). 淡路市国際交流審議会 委員.

花村カテリーナ (2022). 神戸市ウクライナ避難民支援活動, 7-12月, 心理アドバイザー.

【基礎看護学】

論文

A. 査読審査を経た論文

Ota, T., Tan, C., Ishii, A., & Shiotani, H. (2022). Do differences in chronotypes affect sleep and health-related quality of life of nursing students? A cross-sectional study. *Chronobiology international*, 39(11), 1435-1443.

その他の出版物

土井香. 相談事例から考える研究倫理コンサルテーション (松井建志監修) (2022). 第2章 case10 「産業医による研究」203-220, 第4章 case20 「看護研究」374-389執筆, 医歯薬出版, 東京.

【成人・老年看護学】

論文

A. 査読審査を経た論文

笠岡和子, 和崎千尋, 山本利香, 村田節子(2022). がん治療に関連したオンコロジーエマージェンシーへの看護師の対応についての考察, 関西看護医療大学紀要, 14(1), 3-14.

学会発表

A. 国際学会

Shimomai, K, Harada, M (2022). Clarification of Psychological Changes in Cancer Patients: From Disclosure of Cancer Diagnosis to the Present, International Conference on End-of-Life Nursing, September 20-21, Toronto, Canada. Oral/Poster On-demand.

Harada, M, Shimomai, k (2022). Literature review of Empirical Studies on the Psychological Processes of End-of-Life Cancer Patients, International Conference on End-of-Life Nursing, Toronto, Canada, September 20-21, Webinar. Oral/Poster On-demand.

Kamiya, C, Sakaki, M, Kuroda, S, Togashi, T, Honda, I, Egawa, T (2022). Endeavoring to create a revised "Dialysis Nursing Diagnosis Database" in Japan. The 7th Asian Nephrology Nursing Symposium, October 15, Nagoya. Oral/Poster On-demand A-18.

Sakaya, M, **Kamiya, C** (2022). Evaluation Scale for Constipation in Hemodialysis Patients in Japan. (Literature Review) . The 7th Asian Nephrology Nursing Symposium, October 15, Nagoya. Oral/Poster On-demand A-2.

Kamiya, C, Honda, I, Egawa, T (2022). Cues for Nursing Diagnosis (NANDA-I) in Dialysis Therapy in Japan - Risk-prone Health Behavior: A Delphi-Study-. The 7th International Research Conference of World

Society of Disaster Nursing (7th WSDN), October 20-21, 2022 in Taipei, Taiwan. P-202.

Harada, M (2022). Body Image after Surgery for Breast Cancer in Japan; Research Trends and Future Issues, 32nd World Nursing and Nursing Care Congress, November 29-30, Singapore, Oral On-demand.

B. 国内学会

(a) 全国大会

神谷千鶴, 澄川真珠子, 下舞紀美代, 上長恵里, 木村恵美子 (2022). ウィズコロナ時代における慢性期看護過程演習の取り組み, 交流集会20, 第42回日本看護科学学会学術集会, 12月3日, 広島 (ハイブリット), 抄録集 (PDF) 44.

河口てる子, 井上知恵, 東めぐみ, 太田美帆, 長谷川直人, 大澤栄美, 安酸史子, 岡美智代, 道面千恵子, 小林貴子, 近藤ふさえ, 伊波早苗, 横山悦子, 滝口成美, 小田和美, **小平京子**, 恩幣宏美, 伊藤ひろみ, 下田ゆかり (2022). 患者教育研究会-看護の教育的かわりモデル-, 交流集会, 第27回糖尿病教育看護学会学術集会, 9月19日, 大阪.

C. シンポジスト及び教育講演

笠岡和子 (2022). 第28回日本看護診断学会学術大会 教育講演「看護のための哲学思考」, 座長, 7月, 福岡, オンライン参加.

小平京子 (2022). 第28回日本看護診断学会学術大会 教育講演「看護哲学」座長, 7月, 福岡. オンライン参加.

社会的活動

神谷千鶴 (2022). 研究倫理審査申請方法と書類作成方法, 日本腎不全看護学会 研究委員会主催「研究倫理セミナー」講師, 9月, オンライン参加.

笠岡和子 (2022). 淡路市保育士等キャリアアップ研修 講師, 11月20-27日, 淡路.

その他の活動

神谷千鶴 (2022). The 7th Asian Nephrology Nursing Symposium, 企画・実行委員.

神谷千鶴 (2022). 日本腎不全看護学会 研究委員.

神谷千鶴(2022). Renal Replacement Therapy, 査読委員.

神谷千鶴(2022). 日本看護診断学会 評議員, 用語検討委員.

笠岡和子(2022). 日本看護診断学会 理事, 評議員, 査読委員, 研究推進委員長.

小平京子(2022). 日本看護診断学会理事, 同研究推進委員会委員長, 同 査読委員

小平京子(2022). 日本食看護研究会理事.

上長恵里(2022). 日本看護診断学会, 広報委員.

【地域・在宅・精神看護学】

論文

A. 査読審査を経た論文

Hiromi Kawasaki, Satoko Yamasaki, Kotomi Yamashita, **Tomoko Iki** (2022). Exploring mutual support awareness in Japanese communities: A pilot study. *Public Health Nursing*, 1-7. <https://doi.org/10.1111/phn.13137>.

Hiromi Kawasaki, Satoko Yamasaki, Susumu Fukita, Mika Iwasa, **Tomoko Iki** (2022). Nursing Students' Retention of Knowledge by Basic Knowledge Type: An Exploratory Study. *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 19(9), 1-13. <https://doi.org/10.3390/ijerph19095461>.

花村カテリーナ, 大坪みはる, 笠岡和子, **伊木智子**, **小出水寿英**, 桂香織 (2022). 関西看護医療大学カウンセリング室の活動報告—2016~2018年の活動を中心に—. *関西看護医療大学紀要*, 14(11), 13-22.

和泉比佐子, **伊木智子**, 岩本里織, 金谷志子, 重松美智子, 永見 徹, 山野井尚美 (2022). 第10回日本公衆衛生看護学会学術集会 倫理委員会ワークショップ報告 コロナ禍でのICTを活用した研究における倫理を考える. *日本公衆衛生看護学会誌*, 11(1), 70-73.

岩本里織, 大木幸子, 滝澤寛子, 松原三智子, 入野了士, 草野恵美子, **伊木智子**, 長谷川美香, 山田小織, 鈴木美和 (2022). 教育課程委員会活動報告. *保健師教育*, 6(1), 52-53.

学会発表

A. 国際学会

Hiromi Kawasakil, Satoko Yamasakil, Kotomi Yamashital, Saori Fujimoto, Toshihide Koizumi, **Tomoko Iki** (2022). Children's Conditions and Problems for Raising Mutual Aid Awareness in Community Nursing Activities, *Abstract Book*, 8-35, 1317.

B. 国内学会

(a) 全国大会

和泉比佐子, **伊木智子**, 岩本里織, 金谷志子, 重松美智子, 永見 徹, 山野井尚美 (2022). 倫理委員会企画「コロナ禍でのICTを活用した研究における倫理を考える」. 第10回日本公衆衛生看護学会学術集会, 1月, ワークショップ, オンライン参加, 抄録集.

岩本里織, 大木幸子, 滝澤寛子, 鈴木美和, 松原美智子, 入野了士, **伊木智子**, 草野恵美子, 長谷川美香, 山田小織 (2022). 公衆衛生看護技術について考えよう!. 第10回日本公衆衛生看護学会学術集会, 1月, ワークショップ, オンライン参加, 抄録集.

星野明子, 志澤美保, **白井香苗**, 石川信仁, 村上佳栄子, 西澤美香, 藤本萌美, 玉井公子, 鬼頭敦子, 桂 敏樹 (2022). コロナ禍の大都市における住民主体の健康増進活動とその実施支援のための多機関の協働. 第81回日本公衆衛生学会総会, ポスター発表, オンライン参加, 抄録集.

C. シンポジスト及び教育講演

Hidetoshi Furukawa (2022). Positive Aspects of caregiving (PAC) among caregivers of people with dementia, 2022 the 9th Beijing International Training of Webinar of Traditional Chinese Medicine Nursing Care, June 14, online.

古川秀敏 (2022). 認知症をもつ人の家族介護者の抑うつに対するソーシャルキャピタルの影響. 淡路島早期認知症研究会, 10月16日, 洲本.

社会的活動

伊木智子 (2022). 生活リズム健康講話. 淡路市津名地区小学校 (志筑小学校, 中田小学校, 大町小学校, 塩田小学校, 津名東小学校), 講師, 2月,

淡路.

古川秀敏 (2022). 淡路市高齢者保健福祉計画策定委員会, 委員, 淡路.

小出水寿英 (2022). 淡路市いきいき100歳体操世話人さん交流会, 講師 11月, 淡路.

白井香苗 (2022). 交野市梅が枝住宅定例健康相談会, 4月-12月, 交野.

教育的活動

伊木智子 (2022). 全国保健師教育機関協議会研修会, 夏季研修会 実行委員・ファシリテーター, 8月. オンライン参加.

伊木智子 (2022) 全国保健教育機関協議会北海道・東北ブロック第3回北海道地区会 ファシリテーター, 2月, オンライン参加.

伊木智子, 白井香苗 (2022). 兵庫県保健師キャリア支援センター主催 新任期保健師研修会, ファシリテーター, 10月.

その他の活動

伊木智子 (2022). 一般社団法人 全国保健師教育協議会教育課程委員会, 委員.

伊木智子 (2022). 一般社団法人 日本看護系大学協議会災害連携教員連携小ブロック (兵庫県) 委員会, 委員.

伊木智子 (2022) 淡路市子ども子育て会議, 会長, 淡路.

伊木智子 (2022). 淡路市いのち支えるネットワーク会議, 会長, 淡路.

伊木智子 (2022) 淡路市健康淡路21 策定委員会, 会長, 淡路.

古川秀敏 (2022). 日本老年看護学会学会誌『老年看護学』責任査読者.

古川秀敏 (2022). 日本看護診断学会編集委員会, 委員.

古川秀敏 (2022). 日本老年看護学会国際交流委員会, 委員.

【小児看護学】

論文

A. 査読審査を経た論文

西菌貞子, 箕浦洋子, 勝井伸子, 橋口智子 (2022). 学生が主体的にデザインする実習—統合実習の試み. 奈良県立医科大学看護研究ジャーナル,

18, 43-51.

学会発表

B. 国内学会

(a) 全国大会

箕浦洋子, 嶋森好子, 高村洋子, 谷口孝江, 坂田薫 (2022). Covid-19によるパンデミック下における「重症度, 医療・看護必要度」を用いた病院マネジメントの実際. 日本看護管理学会第26回学術集会, 8月20日, 福岡, 225.

西菌貞子, 箕浦洋子 (2022). 看護師の生涯続く能力育成教育戦略~IBL(Inquiry-Based Learning)活用による経年別能力開発~. 日本看護管理学会 第26回学術集会, 8月19日, 福岡, 210.

西菌貞子, 江川隆子, 箕浦洋子, 赤澤千春 (2022). 看護学実習で獲得する看護実践能力と教育設計の検討~実習前後のPROGの縦横的調査による獲得能力の分析から~. 日本看護研究学会 第48回学術集会, 8月27日, 愛媛, 22.

C. シンポジスト及び教育講演

箕浦洋子 (2022). 第24回日本医療マネジメント学会学術総会 シンポジウム4 クリティカルパスで展開するチーム医療, 座長, 7月8日, 神戸.

社会的活動

箕浦洋子 (2022): 淡路市保育士等キャリアアップ研修, 講師, 11月, 淡路.

教育的活動

箕浦洋子 (2022). 「資源管理Ⅰ 看護実践における情報管理」. 大阪府看護協会 認定看護管理者教育課程 ファーストレベル研修, 講師, 6月, 8月, 1月, 大阪.

箕浦洋子 (2022). 「資源管理Ⅱ 看護管理における情報管理」. 大阪府看護協会 認定看護管理者教育課程 セカンドレベル研修, 講師, 7月, 9月, 1月, 大阪.

箕浦洋子 (2022). 「財務分析」. 兵庫県立大学大学院 社会科学研究科 経営専門職専攻, 講師, 7月, 兵庫.

箕浦洋子 (2022). 「今, 求められる外来看護」. 教育研修, 講師, 10月, 静岡.

箕浦洋子 (2022). 「人材管理Ⅲ 看護管理者の育

成」。兵庫県看護協会 認定看護管理者教育課程サードレベル研修, 講師, 9月, 神戸。

箕浦洋子 (2022). 「人材管理Ⅲ 看護管理者の育成」。日本看護協会神戸研修センター 認定看護管理者教育課程サードレベル研修, 講師, 10月, オンライン開催。

箕浦洋子 (2022). 「人材管理Ⅱ 人材を育てるマネジメント (キャリア開発支援・人材育成計画)」。兵庫県看護協会 認定看護管理者教育課程セカンドレベル研修, 講師, 11月, オンライン開催。

箕浦洋子 (2022). 「DPCと重症度、医療・看護必要度分析から考えるこれからの病院経営」。ちば医経塾—病院経営スペシャリスト養成プログラム, 講師, 10月, オンライン開催。

箕浦洋子 (2022). 「看護マネジメントリフレクション」。兵庫県立こども病院 看護師長補佐研修, 講師, 9月, 神戸。

その他の活動

箕浦洋子 (2022). 日本看護協会神戸研修センター 認定看護管理者教育運営委員。

箕浦洋子 (2022). 三田市民病院進行管理委員会委員。

箕浦洋子 (2022). 日本臨床看護マネジメント学会 理事。

箕浦洋子 (2022). 兵庫県看護協会看護管理者活動推進委員会委員。

箕浦洋子 (2022). 日本看護管理学会評議員。

箕浦洋子 (2022). 日本医療マネジメント学会兵庫県支部世話人。

【母性看護・助産学】

論文

A. 査読審査を経た論文

Kumiko Kido, Yuko Uemura, **Keiko Matsumura** (2022). A qualitative meta-synthesis of challenges in screening and intervention for paternal depression. *Journal of Japan Academy of Midwifery*, 36(1), 3-14.

神谷映里 (2022). 妊婦の「冷え」と子宮動脈血流との関係. *香川母性衛生学会誌*, 22(1), 11-33.

Rumi Ishihara, **Keiko Nagamine**, Yoshie Nishikawa, Mari Haku, Hirokazu Uemura, Yukie Matsuura, Toshiyuki Yasui (2022). Associations

of psychological status in the early postpartum period with resumption of menstruation and degree of menstruation-related symptoms. *Journal of Obstetrics and Gynaecology*, 45(5), 1-8.

社会的活動

松村恵子 (2022). 講演「いのち」を生きる時を大切に健やかな生涯発達. 第28期同友会大学第2講. 9月16日, 香川県産業頭脳化センター, 高松。

教育的活動

松村恵子 (2022). 第63回日本母性衛生学会総会・学術集会, 座長(妊娠Ⅱ), 9月9日. 神戸国際会議場, 神戸。

その他の活動

松村恵子 (2022). 日本家族看護学会査読委員. (2010年5月～2022年12月現在, 継続委嘱中)

松村恵子 (2022). NPO法人子育て・発達支援ネットワークはぐくみ理事. (2013年1月～2022年12月現在, 継続委嘱中)

松村恵子 (2022). 新胎児研究会世話人. (2013年5月～2022年12月現在, 継続委嘱中)

松村恵子 (2022). 日本助産学会代議員. (2014年4月～2022年12月現在, 継続委嘱中)

松村恵子 (2022). 香川県立保健医療大学名誉教授. (4月6日授与される)

関西看護医療大学紀要投稿規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学紀要編集委員会規程に基づき、紀要の投稿に関する必要事項を定めるものとする。

(投稿者の資格)

第2条 投稿者は、本学に在籍する専任の教員及び本学専任の教員を含む共同研究者（筆頭執筆者は、本学の専任教員）とする。但し、紀要編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

(原稿の種類及び内容)

第3条 原稿の種類及び内容は次の各号のとおりとし、原稿は、国内外を問わず未発表のもの（重複投稿の禁止）で、かつ和文及び英文に限るものとする。

- (1) 総説 特定のテーマについて知見を多面的に収集し、あるいは文献などをレビューして、当該テーマに関し総合的に概説及び考察したもので、学術的価値があるもの。
- (2) 原著 独創的な研究論文で、新たな知見が論理的に示され、研究として意義があり、論文としての価値が高いもの。
- (3) 研究報告 資料的な価値が高く、研究としてその意義が認められるもの。
- (4) 短報 論文とみなすには十分な結論には至っていないが、研究結果の一部をすぐに知らせるといふ意義のあるもの。
- (5) 資料 原著や研究報告などには及ばないが、貢献するデータを有するもの。
- (6) その他 紀要編集委員会が適当と認めたもの。

(倫理的配慮)

第4条 人及び動物を対象とする研究は、関西看護医療大学の倫理審査の承認を得、研究倫理規程に則り、倫理的に配慮され、その具体的な内容が本文中に明記されなければならない。

(利益相反に関する明記)

第5条 研究の公明性と中立性を確保し、研究活動を積極的に推進し、社会的責務を果たすため、投稿者は、個人における以下の事項について、その正確な状況を紀要編集委員長に申告しなければならない。なお、申告された内容の開示、公開の方法については別途書式で定める。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- (4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (5) 企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が100万円以上の場合
- (6) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの研究に対して支払われた総額が年間200万円以上、奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合
- (7) 企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合
- (8) その他の報酬（研究とは無関係な旅行、贈答品等）については、1つの企業・法人組織・団体からの合計が年間10万円以上の場合

(原稿の受付)

第6条 原稿は、投稿規程に従って書かれたものに限り受け付ける。また、原稿執筆の様式は別に定める原稿執筆要領に従うものとする。

2 原稿は締切日厳守で、提出日を受付日とし、提出順に受付番号を付す。

3 投稿された論文は、理由の如何を問わず返却しない。

4 紀要編集委員会で、引用文献・参考文献の提出を求める場合がある。

(原稿の採否)

第7条 投稿された原稿は、1編につき2名の査読者による査読を経て、紀要編集委員会で審議し決定する。

2 紀要編集委員会の判定により、原稿内容の修正及び原稿の種類の変更を著者に求めることがある。

3 採択が決定したときには、紀要編集委員会から執筆者に通知する。但し、紀要の掲載順に関しては、紀要編集委員会によって決定するものとする。

4 次の各号に該当する場合は、不採択とする。

(1) 投稿論文に明らかな剽窃、盗用、捏造、改竄、二重投稿が確認された場合。またこの場合、執筆代表者及び共同研究者の紀要への投稿を禁止し、投稿者及び共同研究者にも個別に通達する。

(2) 査読回数が4回以上、かつ査読者の指摘に対し回答もしくは修正を行わない場合。

(3) 倫理審査内容と投稿論文内容が異なる場合。

(著作権)

第8条 掲載原稿の著作権は、関西看護医療大学に帰属する。

2 最終原稿提出時に、紀要編集委員会より提示される「紀要原稿著作権委譲承諾書」に執筆代表者が自筆署名し提出する。

3 本誌は電子ジャーナル化されるため、執筆者全員が、インターネットによる公開、及び無料で検索・印刷されることを承諾した上で投稿しなければならない。また、他の著作権者による図表や写真などがある場合には、電子化公開の許諾を得なければならない。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年5月20日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月2日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

編 集 後 記

草木の新芽が萌え出ずる頃となり、ここ淡路島でも春の息吹が感じられる季節となりました。皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、私たちは行動制限を余儀なくされ、感染対策に努めてまいりました。三年が過ぎた現在もまだまだ、大学での教育や研究において制約がある中での活動となっております。

さて、このような中、関西看護医療大学紀要第15巻1号を発刊することができました。本号では、1件の特別寄稿、1件の研究報告、3件のその他を掲載することができました。本号発行にご協力いただいた皆様に心から感謝いたします。また、ご多忙のところ快く査読を引き受けて、丁寧なご意見を頂いた皆様にも深くお礼申し上げます。

各分野からのさまざまな知見が、寄せられました。きっと今後の皆様の研究のご参考になると思います。

紀要編集委員会では、今後も多くの論文が掲載できるように努めてまいります。

次号もより多くの皆様の投稿をお待ちしております。

2023年3月吉日 紀要編集委員 尾筋淑子

紀 要 編 集 委 員 会

委 員 長	下舞紀美代 (関西看護医療大学 成人・老年看護学)
委 員	尾筋 淑子 (関西看護医療大学 母性看護学・助産学)
委 員	小笠原百恵 (関西看護医療大学 母性看護学・助産学)
委 員	西垣 有夏 (関西看護医療大学 専門基礎)
事務局担当	碓 裕美子 (関西看護医療大学 学務課図書係)

発 行	関西看護医療大学
印 刷	後藤印刷所

Foreword

Hidetoshi Furukawa 1

Special contribution

Core Midwife Competency <Ethical sensitivity>:

Questions About the Meaning of Life from the Perspective of a Midwife who Attends Childbirth

Keiko Matsumura 3

Reports

Literature Review Concerning “Sex Education for Adolescents” Involving Midwives

Keiko Nagamine 14

Other

Christian Wolff's Mind-Body Theory : From Dualism to Monism

Michio Yamamoto 26

Other

English Education Efforts in Kansai University of Nursing and Health Sciences:
For the Students Living in a Global Society

Yuka Nishigaki 37

Other

What Can I Do About the Overwhelming Violence in My Country:

Reflecting on My Activities as A Psychologist

Kateryna Hanamura 41

List of Publications and Presentation 51

Submission Guideline 58

Editorial Note 60